

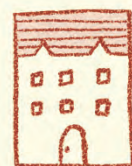
呉市 こども計画

第3期呉市子ども・子育て支援事業計画
呉市次世代育成支援行動計画
呉市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画
呉市子ども・若者計画



令和7年3月

呉市



目次

第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の背景・趣旨	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の対象	8
5 計画の策定体制	8
第2章 呉市における現状と課題	10
1 人口の動向	11
2 こども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	22
3 「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）の振り返り	70
第3章 計画の基本的な考え方	75
1 基本理念	76
2 基本目標	77
3 施策の体系	78
第4章 基本目標に基づく取組	80
●ライフステージを通じた重要事項	
基本目標1：こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	81
基本目標2：多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり	82
基本目標3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	87
基本目標4：こどもの貧困対策	91
基本目標5：障害児支援・医療的ケア児等への支援	96
基本目標6：児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	99
基本目標7：こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組	101
●ライフステージ別の重要事項	
基本目標8：こどもの誕生前から幼児期までの支援	106
基本目標9：学童期・思春期の支援	110
基本目標10：青年期の支援	119
●子育て当事者への支援に関する重要事項	
基本目標11：子育てや教育に関する経済的負担の軽減	124
基本目標12：地域子育て支援，家庭教育支援	126
基本目標13：共働き・子育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	129
基本目標14：ひとり親家庭への支援	133
第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策	137
1 子ども・子育て支援新制度について	138
2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定	139
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	141
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について	142
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	148
第6章 こども施策の推進	175
1 こども・若者の意見反映	176
2 推進体制	181
3 進捗の管理・評価	182
4 施策の進捗状況を検証するための指標	183
資料編	186

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景・趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

こうした社会情勢の変化を受けて、国はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法（法律第77号）」を公布し（令和5年4月施行）、こども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁を発足させ、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

【こども基本法の6つの基本理念】

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと。 | 4 | すべてのこどもは年齢や発達の程度に
応じて、意見が尊重され、
こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。 |
| 2 | すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられる
こと。 | 5 | 子育ては家庭を基本としながら、
そのサポートが十分に行われ、
家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 | 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を
言えたり、社会のさまざまな活動に
参加できること。 | 6 | 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること。 |

※こども家庭庁「こども基本法」より <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

【こども大綱に掲げるこども施策に関する基本的な方針】

- | | |
|---|---|
| 1 | こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る |
| 2 | こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく |
| 3 | こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する |
| 4 | 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| 5 | 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む |
| 6 | 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

こども基本法第10条第2項の規定により、市町村は、国が策定した「こども大綱」及び都道府県が策定した「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

また、こども基本法第10条第5項により、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画、子ども・若者計画など、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができるとされています。

こども関連の計画を一体のものとして策定し、こども施策に全体として統一的に横串を刺すことで、市民にとって一層分かりやすいものとすることができます。

呉市では、平成27年3月に「第1期呉市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月にはその後継計画として「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念として、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、令和7年度を始期とする第3期計画を策定する必要があります。

以上を踏まえ、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことを目的として、「こども大綱」に関する事項に加え、こども施策に関する「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画を包含し、これらを一体的な計画とする「呉市こども計画（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

※本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

同法の基本理念として、全ての子どもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記とされています。

このことを踏まえ、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」で、各府省庁に通知し、次の特別な場合を除き、行政文書においても「こども」表記を活用されることとされています。

【特別な場合】

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

上記主旨を踏まえ、本計画においても、原則として「こども」表記としつつ、場面に応じて「子供」、「子ども」を併用しています。

【国の動きと呉市の取組】

	国の動き	呉市の取組
平成 2 年 (1990)	〈1.57 ショック〉＝少子化の傾向が注目を集める	
平成 6 年 (1994)	エンゼルプラン ⁺ 緊急保育対策5か年事業(平7~11年度)	
平成 9 年 (1997)		第3次呉市長期総合計画 (平9~22年度) 呉市児童育成計画 (平9~16年度)
平成 11 年 (1999)	少子化対策推進基本方針 ⁺ 少子化対策推進関係閣僚会議決定 新エンゼルプラン(平12~16年度)	
平成 12 年 (2000)	児童虐待防止法 ⁺ 平12.11.20施行	
平成 13 年 (2001)	仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等) ⁺ 平13.7.6閣議決定	
平成 14 年 (2002)	少子化対策プラスワン ⁺ 厚生労働省まとめ	
平成 15 年 (2003)	少子化社会対策基本法 ⁺ 平15.9.1施行 次世代育成支援対策推進法 ⁺ 平15.7.16から段階施行 地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施	
平成 16 年 (2004)	少子化社会対策大綱 ⁺ 平16.6.4閣議決定 子ども・子育て応援プラン ⁺ 平16.12.24少子化社会対策会議決定(平17~21年度)	
平成 17 年 (2005)		呉市次世代育成支援行動計画(前期)(平17~21年度)
平成 18 年 (2006)	新しい少子化対策について ⁺ 平18.6.20少子化社会対策会議決定	
平成 19 年 (2007)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 ⁺ 仕事と生活の調和推進のための行動指針 ⁺ 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略 ⁺	
平成 20 年 (2008)	「新待機児童ゼロ作戦」について ⁺ 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 ⁺ 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項 ⁺ 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 社会保障国民会議最終報告 ⁺	
平成 22 年 (2010)	子ども・子育てビジョン閣議決定 ⁺ 子ども・子育て新システム検討会議 ⁺	呉市次世代育成支援行動計画(後期)(平22~26年度)
平成 23 年 (2011)		第4次呉市長期総合計画(平23~32年度)
平成 24 年 (2012)	子ども・子育て関連3法公布 ⁺ 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定 ⁺	
平成 25 年 (2013)	子ども・子育て会議設置 ⁺ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ⁺ 待機児童解消加速化プラン ⁺ 呉市子ども・子育て会議設置 ⁺ 少子化危機突破のための緊急対策 ⁺	
平成 26 年 (2014)	子どもの貧困対策に関する大綱 ⁺ 平26.8.29閣議決定	
平成 27 年 (2015)	少子化社会対策大綱 ⁺ 平27.3.20閣議決定 子ども・子育て支援新制度 ⁺	第1期呉市子ども・子育て支援事業計画 (平27~31年度)
平成 29 年 (2017)	子育て安心プラン ⁺ 平29.12.8閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」により前倒し実施	
令和 元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化 ⁺	
令和 2 年 (2020)	子ども・子育て会議設置 ⁺	第2期呉市子ども・子育て支援事業計画 (令2~6年度)
令和 3 年 (2021)		第5次呉市長期総合計画(令3~12年度)
令和 4 年 (2022)	こども基本法 ⁺	呉市地域福祉計画(令4~8年度)
令和 5 年 (2023)	こども大綱及びこども未来戦略 ⁺ 令5.12.22閣議決定	
令和 6 年 (2024)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ⁺	

2 計画の位置付け

本計画は、以下の（１）から（４）のこども施策に関する個別計画を包含します。

（１）子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

市町村は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定により、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

（２）次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

市町村は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により、国が策定した「行動計画策定指針」に即して 5 年を 1 期とする地域行動計画を策定できるとされています。

地域行動計画は、地域における子育ての支援、母性及び乳児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などを定めることとされています。

（３）こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）

市町村は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 10 条第 2 項の規定により、国が策定した「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（こども大綱に一元化）」及び都道府県が策定した「都道府県計画」を勘案して「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を定めるよう努めるとされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画は、就学の援助、学資の援助、学習支援などのこどもの教育に関する支援のために必要な施策や貧困状況にあるこどもの生活の安定に資するために必要な支援に関する施策等についての計画を定めることとされています。

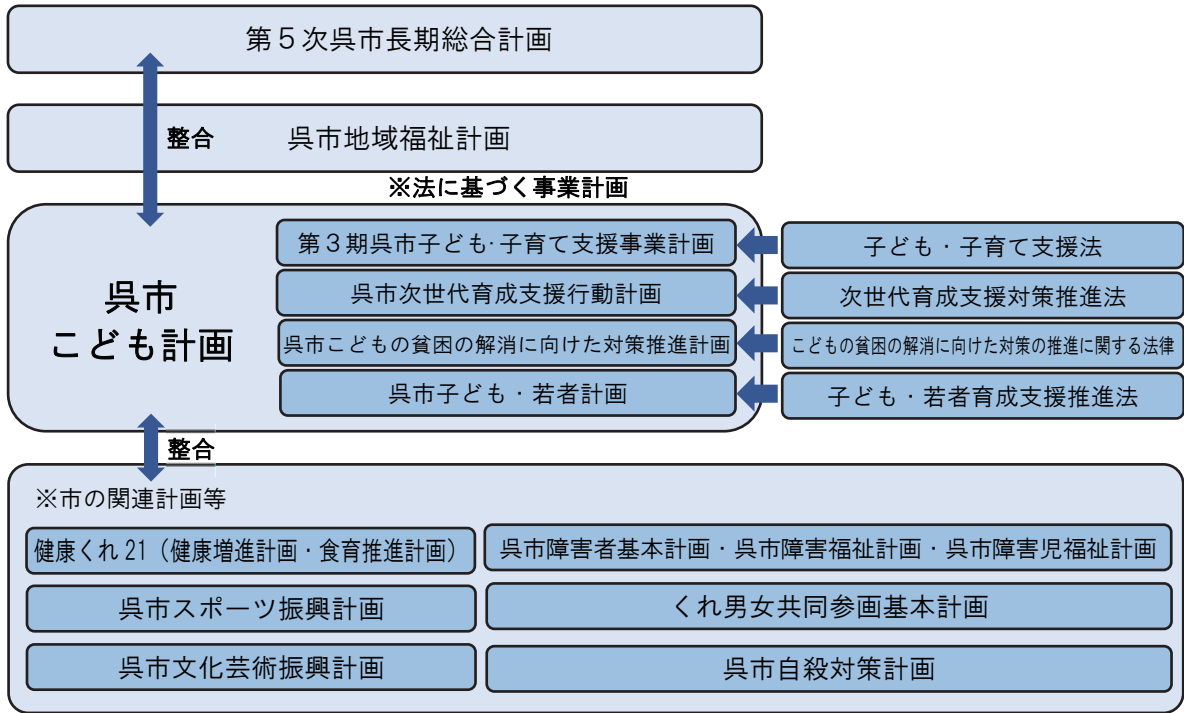
（４）子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

市町村は、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 2 項の規定により、国が策定した「子ども・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）」及び都道府県が策定した「都道府県子ども・若者計画」を勘案して「市町村子ども・若者計画」を定めるよう努めるとされています。

市町村子ども・若者計画は、高等教育の充実、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実等についての計画を定めることとされています。

(5) 関連計画との整合性

本計画は、市のまちづくりの基本となる「第5次呉市長期総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合を図りながら、本計画における施策を推進していきます。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期呉市子ども・子育て支援事業計画 呉市次世代育成支援行動計画 呉市子どもの貧困対策推進計画					呉市子ども計画（新） 第3期呉市子ども・子育て支援事業計画 呉市次世代育成支援行動計画 呉市子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画 呉市子ども・若者計画（新）				

4 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期※1
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
子ども				
		若者		

※1：ポスト青年期：主に青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

5 計画の策定体制

(1) 呉市子ども・子育て会議における審議

学識経験者、経済・労働関係団体の代表者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「呉市保健福祉審議会 児童福祉専門分科会」を「呉市子ども・子育て会議」と位置づけ、計画策定に当たって意見を伺いました。

(2) 呉市子ども計画策定連携会議

子ども基本法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの年齢にとらわれず、ライフステージに応じた切れ目のない施策を推進し、呉市の子ども関連施策が網羅された「呉市子ども計画」を策定するため、庁内の意識統一及び連携を図ることも目的に、「呉市子ども計画策定連携会議」を設置し、庁内で連携しながら計画を策定しました。

(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者3,000世帯を対象として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました（回収1,396世帯、回収率46.5%）。

(4) 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査の実施

子ども・若者計画の策定にあたり、青少年の意識や行動等について現状を把握し、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援、環境整備について計画に反映させるため、16歳～30歳の2,000名を対象として、「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」を実施しました（回収426件、回収率21.3%）。

(5) 子供の生活に関する実態調査

こどもの生活状況やこどもとの関わり、家庭の状況などを調査し、今後の子ども・子育て支援施策の充実や改善につなげる基礎資料とするために、広島県が行う県内のこどもの生活実態やこども施策に対するこどもの意見を聴取するための調査に併せて、呉市独自の調査項目を追加し実施しました。

(6) 追加調査の実施（こども・若者からの意見聴取）

令和6年5月4日の呉ポートピアパークで開催した「呉子ども祭」の会場内にブースを設置し、こどもや若者（未就学児・小学生・中高生等）からの意見を直接聴取しました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画の案を市役所などの窓口や市ホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

第2章 呉市における現状と課題

第2章 呉市における現状と課題

1 人口の動向

(1) 人口の動向

(1) 年齢3区分別人口の推移

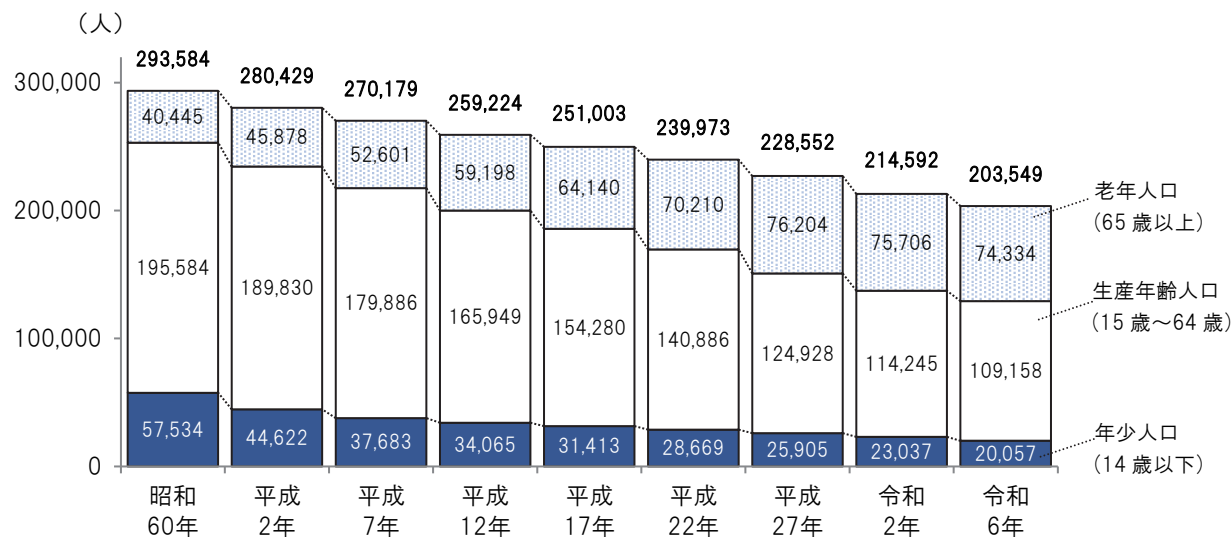
人口及び世帯数の動向をみると、国や広島県と比べて早い時期に人口減少への転換期を迎えています。総人口は令和2年には214,592人と昭和60年と比較し78,992人減少（▲26.9%）しています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和60年57,534人（19.6%）から令和2年には23,037人（10.7%）と35年間で約60%減少しています。これに対し、老年人口が占める割合は増加を続けており、人口構造の変化が顕著にみられます。

【年齢3区分別人口の推移】※1

単位：(人, %)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	293,584 100.0%	280,429 100.0%	270,179 100.0%	259,224 100.0%	251,003 100.0%	239,973 100.0%	228,552 100.0%	214,592 100.0%	203,549 100.0%
年少人口 0～14歳人口	57,534 19.6%	44,622 15.9%	37,683 13.9%	34,065 13.1%	31,413 12.5%	28,669 11.9%	25,905 11.3%	23,037 10.7%	20,057 9.9%
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584 66.6%	189,830 67.7%	179,886 66.6%	165,949 64.0%	154,280 61.5%	140,886 58.7%	124,928 54.7%	114,245 53.2%	109,158 53.6%
老年人口 65歳以上人口	40,445 13.8%	45,878 16.4%	52,601 19.5%	59,198 22.8%	64,140 25.6%	70,210 29.3%	76,204 33.3%	75,706 35.3%	74,334 36.5%



資料：国勢調査（昭和60年～令和2年）呉市，住民基本台帳（令和6年3月末時点）

※1：人口は、いずれも合併町分を含む。また、総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

(2) 児童人口の推移と推計

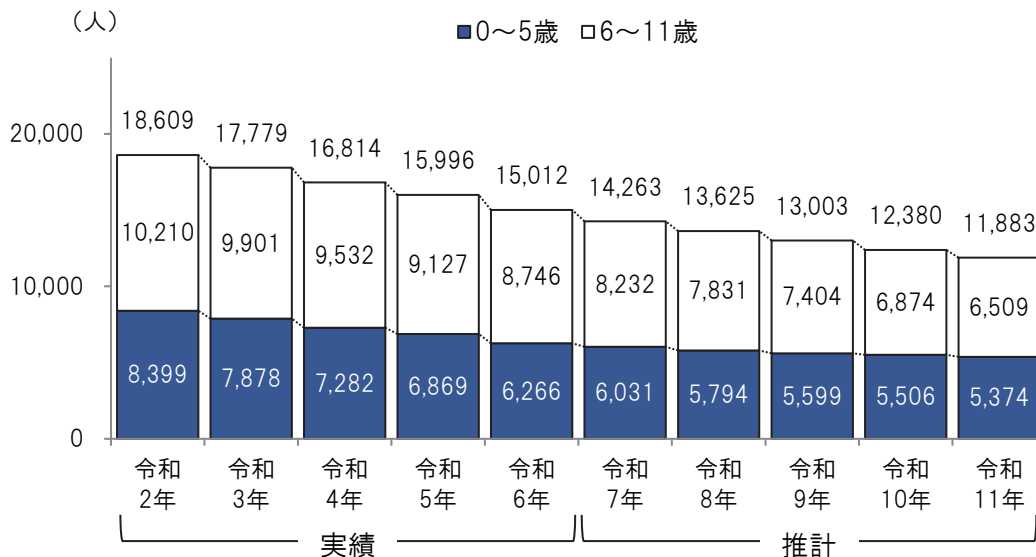
0歳から11歳までの児童の人口は減少を続けており、令和6年は15,012人、内訳は0～5歳6,266人、6～11歳8,746人となっています。

この傾向で推移すると令和11年の推計は合計11,883人で、内訳は0～5歳5,374人、6～11歳6,509人と見込まれます

【児童人口の推移と推計】

単位:(人)

区分	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,243	1,161	997	1,009	830	960	934	911	889	871
1歳	1,247	1,211	1,166	1,005	1,004	829	959	933	910	888
2歳	1,421	1,229	1,195	1,134	980	1,003	828	958	932	909
3歳	1,400	1,385	1,200	1,180	1,104	979	1,002	827	957	931
4歳	1,543	1,372	1,366	1,182	1,167	1,103	978	1,001	826	956
5歳	1,545	1,520	1,358	1,359	1,181	1,157	1,093	969	992	819
小計	8,399	7,878	7,282	6,869	6,266	6,031	5,794	5,599	5,506	5,374
6歳	1,573	1,518	1,488	1,344	1,322	1,171	1,147	1,083	960	983
7歳	1,670	1,552	1,494	1,484	1,341	1,310	1,160	1,136	1,072	950
8歳	1,672	1,660	1,542	1,484	1,470	1,329	1,298	1,149	1,125	1,061
9歳	1,761	1,660	1,639	1,532	1,476	1,457	1,317	1,286	1,138	1,114
10歳	1,784	1,738	1,647	1,639	1,505	1,468	1,449	1,309	1,278	1,131
11歳	1,750	1,773	1,722	1,644	1,632	1,497	1,460	1,441	1,301	1,270
小計	10,210	9,901	9,532	9,127	8,746	8,232	7,831	7,404	6,874	6,509
合計	18,609	17,779	16,814	15,996	15,012	14,263	13,625	13,003	12,380	11,883



資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年4月1日現在）

(3) 人口動態

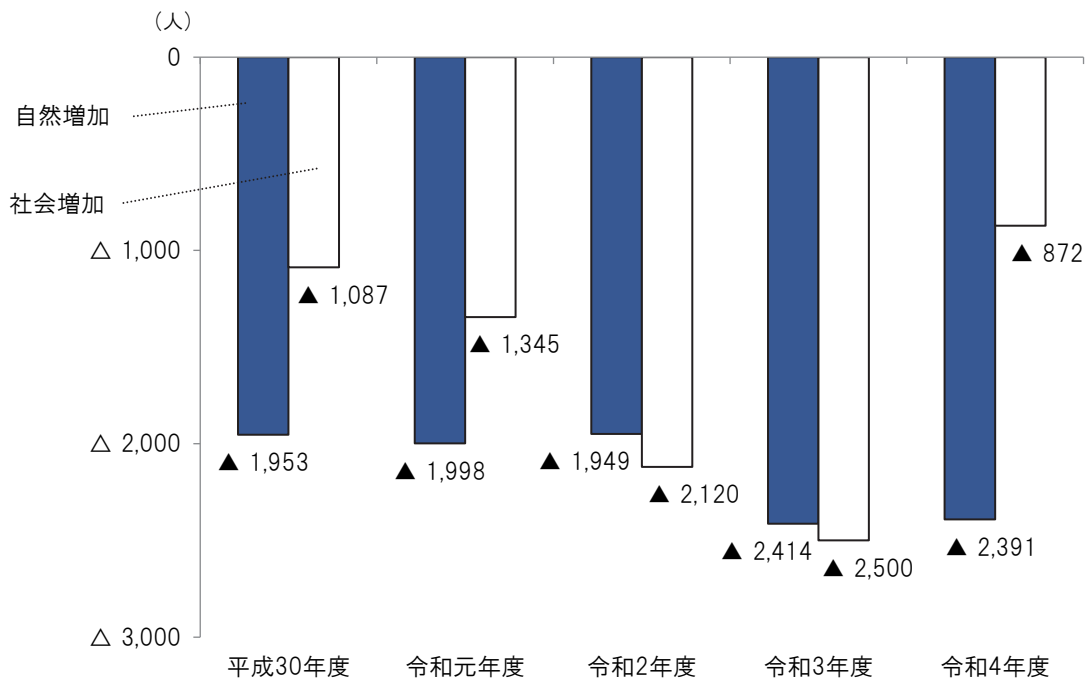
① 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、いずれの年も出生児数が死亡数を大幅に下回っており、毎年 2,000 人程度の自然減となっています。特に令和3～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて出生児数が減少しました。社会動態も転入者等が転出者等を下回っており、令和2～3年は、2,000 人を上回る減となっています。

【人口異動の推移】

単位：(人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自然動態	出生児数	1,292	1,261	1,187	1,009	1,044
	死亡数	3,245	3,259	3,136	3,423	3,435
	自然増加	▲ 1,953	▲ 1,998	▲ 1,949	▲ 2,414	▲ 2,391
社会動態	転入者等	7,048	7,190	5,894	5,656	7,033
	転出者等	8,135	8,535	8,014	8,156	7,905
	社会増加	▲ 1,087	▲ 1,345	▲ 2,120	▲ 2,500	▲ 872
増加人口		▲ 3,040	▲ 3,343	▲ 4,069	▲ 4,914	▲ 3,263
年度末人口		223,685	220,342	216,273	211,359	208,096



資料：呉市統計書より（年度内における異動数）

② 婚姻・離婚、出生・死亡

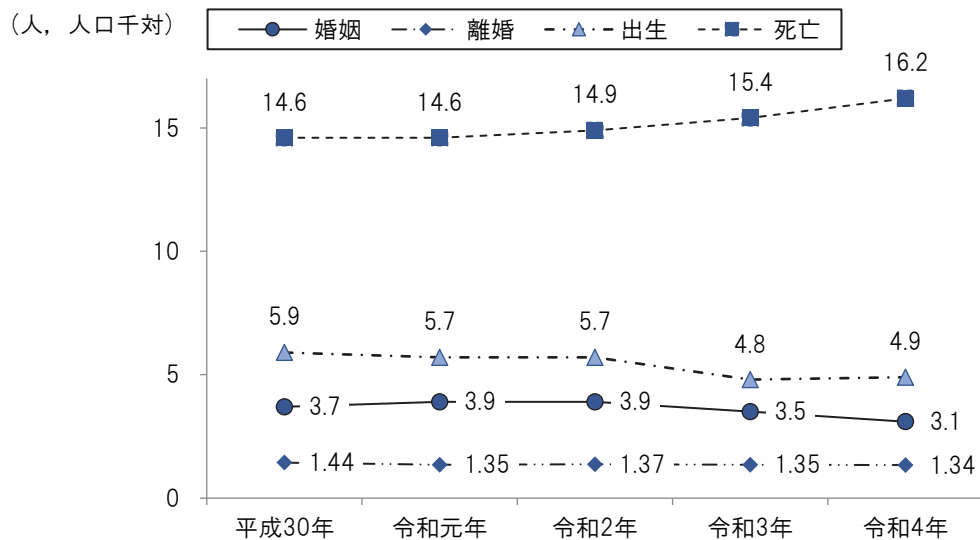
人口動態の推移をみると、婚姻件数は 800 件台で推移していたものが、令和 3 年以降減少し、令和 4 年には婚姻件数が 670 件、離婚件数が 286 件となっています。

出生数についても全体的に減少傾向にあり、令和 4 年は 1,036 人となっています。一方、死亡数は毎年 3,000 人を超えており、令和 4 年は 3,441 人となっています。

【人口動態の推移】

単位：(人)

区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
実数	婚姻	829	874	816	742	670
	離婚	324	299	289	289	286
	出生	1,328	1,258	1,198	1,020	1,036
	死亡	3,284	3,231	3,154	3,298	3,441
(人口千対) 動態率	婚姻	3.7	3.9	3.9	3.5	3.1
	離婚	1.44	1.35	1.37	1.35	1.34
	出生	5.9	5.7	5.7	4.8	4.9
	死亡	14.6	14.6	14.9	15.4	16.2

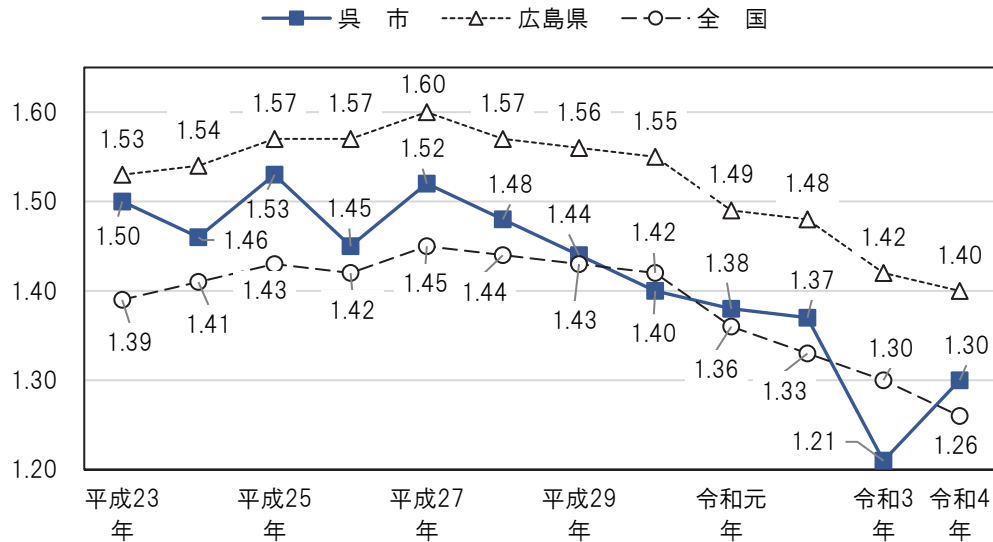


資料：人口動態統計（動態率は各年 1 月 1 日現在の人口より算出）

③ 合計特殊出生率

呉市の合計特殊出生率は、平成24年以降、上昇と下降を繰り返していましたが、平成28年以降は下降し、令和3年には1.21と呉市過去最低値となりました。令和4年の値は1.30と令和3年の値より上昇していますが、広島県平均よりは下回っている状況が続いています。

【合計特殊出生率の状況】

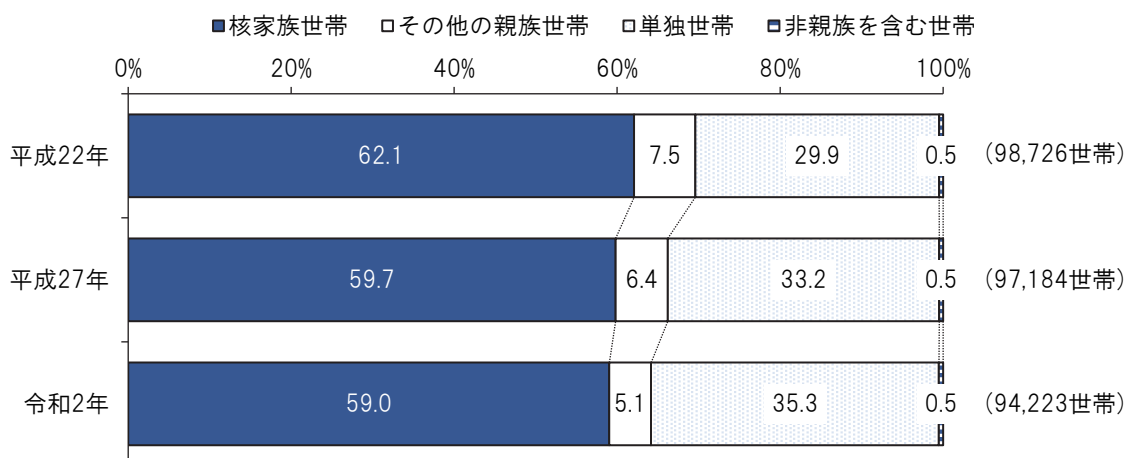


資料：人口動態調査

(4) 世帯の動向

呉市における令和2年の一般世帯数は、94,223世帯となっており、平成27年に比べて減少しています。

一般世帯数の構成をみると、単独世帯の増加傾向が続いており、核家族や祖父母・両親・子どもで構成される3世代家族を含む、その他の世帯の割合が減少しています。



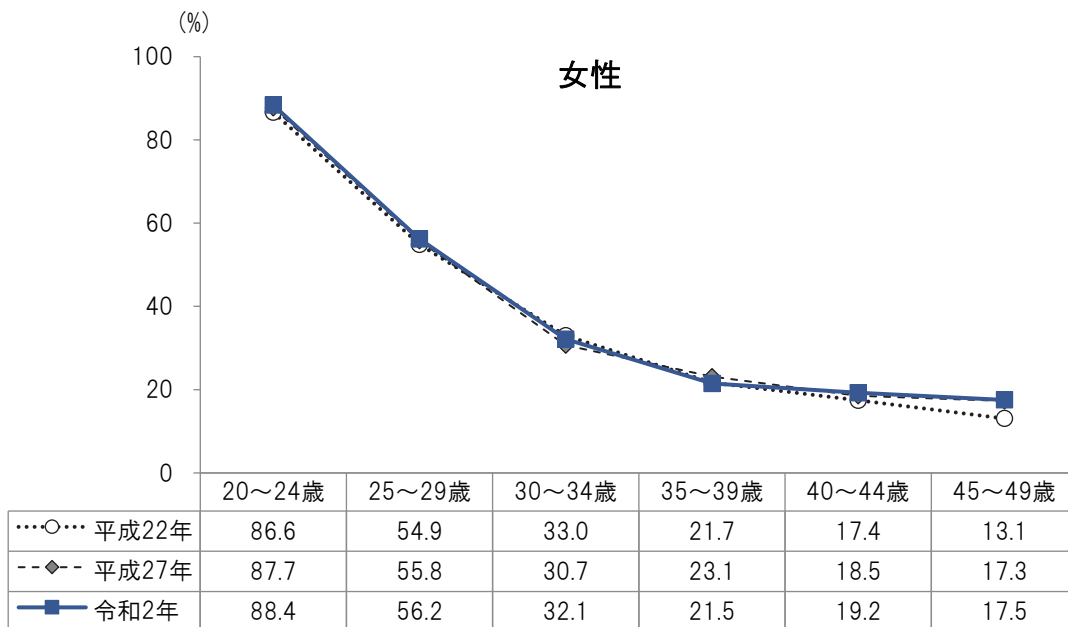
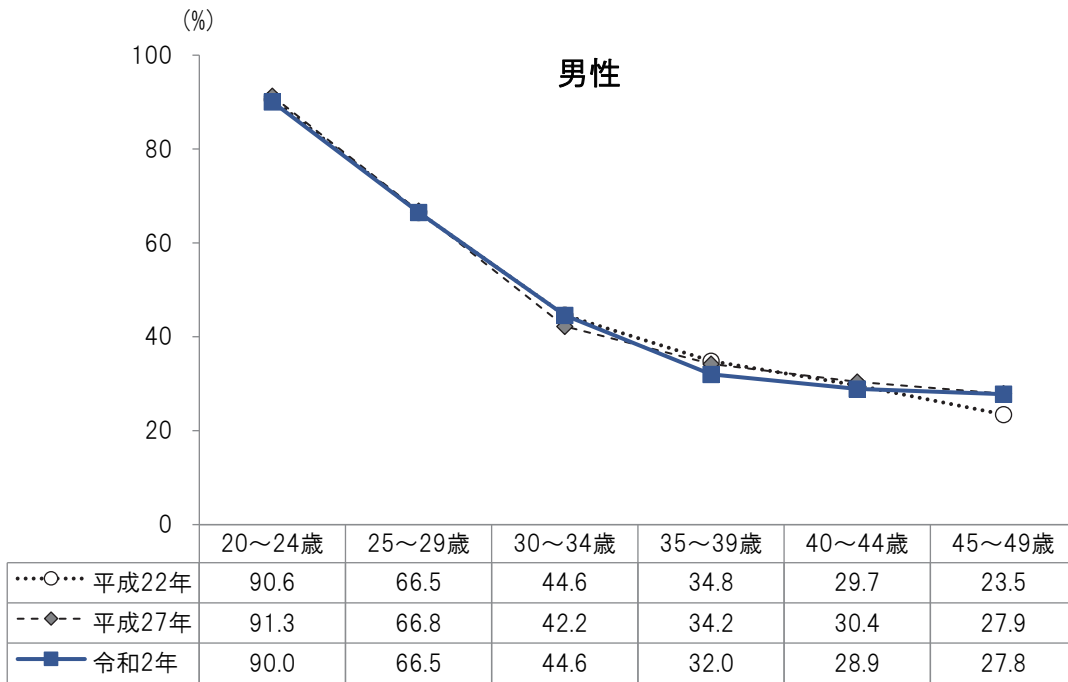
資料：国勢調査（平成22年・27年・令和2年）呉市

「世帯種類不詳」は、一般世帯総数に含めて表示してあるため、それぞれの内訳の合計と必ずしも一致しない。

(5) 未婚の状況

少子化の主たる要因の一つである未婚化について、平成22年から令和2年までの性別・年齢階層別未婚率の推移を見ると、男性は45～49歳、女性は20歳代と40歳を過ぎてからの年齢階層で未婚率の上昇傾向が見られます。

【未婚率の推移】



資料：国勢調査（平成22年・27年・令和2年）呉市

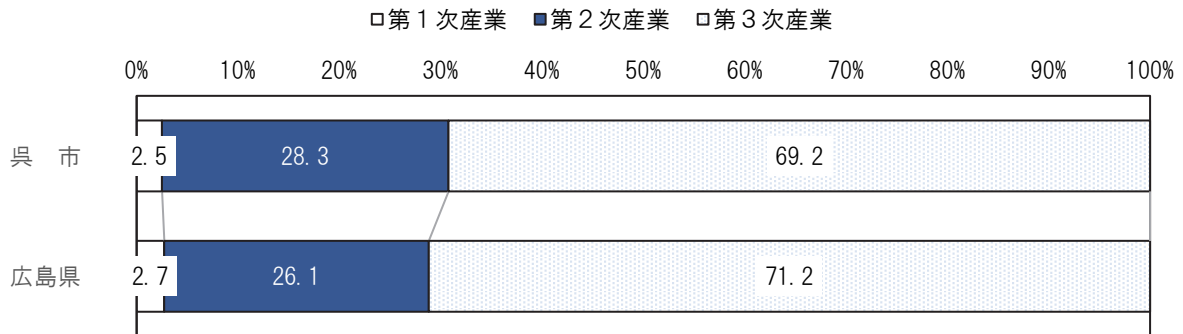
(6) 就労の状況

① 産業別就業構造

呉市の就業者数は、令和2年国勢調査で100,089人（分類不能含む）となっており、不詳を補完した各産業別の就業者数の割合は、第1次産業が2.5%、第2次産業が28.3%、第3次産業就業者が69.2%となっています。

広島県平均と比較すると、第2次産業就業者の割合が高く、第1次・第3次の割合が若干低くなっています。

【産業別就業構造】

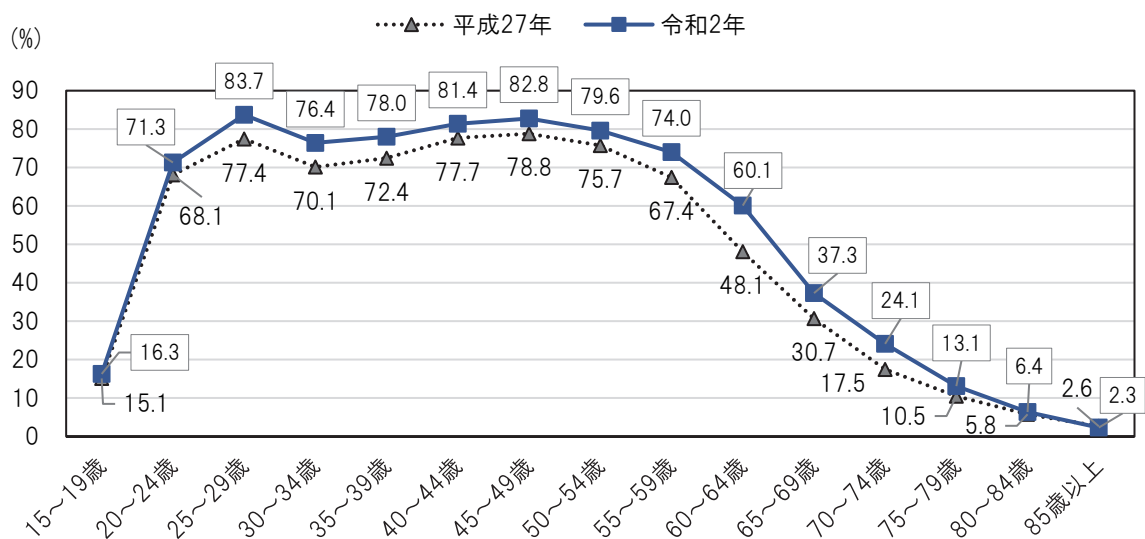


資料：国勢調査（令和2年）不詳補完値による

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成27年では40歳代後半でピークを迎えています。令和2年は25～29歳が83.7%と最も高くなっています。平成27年と令和2年を比較すると、85歳以上を除く全ての年齢階層で就業率が上昇しています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査（平成27年・令和2年）呉市

(7) 従業・通学・昼間人口

令和2年国勢調査では、市外に従業・通学している人が19,644人、逆に呉市で従業・通学する他の市町の人々が16,573人で常住（夜間）人口が昼間人口を上回っています。

【通勤・通学の状況】

単位：(人, %)

区分		従業者	通学者	合計
呉市民	市内で従業・通学	80,943 82.73%	19,108 87.44%	100,051 83.59%
	市外で従業・通学	16,899 17.27%	2,745 12.56%	19,644 16.41%
	合計	97,842 100.00%	21,853 100.00%	119,695 100.00%
	常住（夜間）人口	214,592		
従業地・通学地が呉市内の他市町民		14,899	1,674	16,573
昼間人口		212,083		

資料：国勢調査（令和2年）呉市

(8) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

① 小学校の状況

令和6年5月1日現在で、36校（休校2校を含む）、428学級あります。児童数は8,472人で、各学年の人数は、1,400人前後となっています。

【小学校の状況】

単位：(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数		37	37	37	36	36
学級数		443	438	432	427	428
教員数		672	662	664	652	662
児童数	1年	1,553	1,488	1,477	1,295	1,277
	2年	1,657	1,535	1,468	1,451	1,289
	3年	1,657	1,649	1,531	1,420	1,442
	4年	1,745	1,646	1,627	1,486	1,421
	5年	1,773	1,724	1,633	1,592	1,461
	6年	1,740	1,759	1,715	1,602	1,582
	合計	10,125	9,801	9,451	8,846	8,472
うち特別支援学級	学級数	83	86	89	91	97
	児童数	320	336	359	386	399

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

令和6年5月1日現在で、27校（休校2校を含む）、201学級あります。生徒数は4,703人で、各学年の人数は、1,500人前後となっています。

【中学校の状況】

単位：(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数		28	28	28	27	27
学級数		214	216	211	205	201
教員数		437	446	441	431	419
生徒数	1年	1,691	1,646	1,655	1,605	1,499
	2年	1,585	1,685	1,639	1,627	1,588
	3年	1,709	1,586	1,681	1,600	1,616
	合計	4,985	4,917	4,975	4,832	4,703
うち特別 支援学級	学級数	44	50	47	46	48
	生徒数	107	126	141	141	176

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

③ 義務教育学校の状況

令和6年5月1日現在で、1校、13学級あります。児童・生徒数は268人で、各学年の人数は、30人前後となっています。

【義務教育学校の状況】

単位：(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数		-	-	-	1	1
学級数		-	-	-	13	13
教員数		-	-	-	25	26
児童・ 生徒数	1年	-	-	-	36	28
	2年	-	-	-	21	36
	3年	-	-	-	36	22
	4年	-	-	-	30	36
	5年	-	-	-	40	31
	6年	-	-	-	29	40
	7年	-	-	-	24	28
	8年	-	-	-	23	24
	9年	-	-	-	33	23
	合計		-	-	-	272
うち特別 支援学級	学級数	-	-	-	4	4
	児童・ 生徒数	-	-	-	10	11

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所の状況

令和6年4月1日現在で、34か所あります。在籍児童数は1,846人となっています。

【保育所の状況】

単位:(人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所数	39	38	37	37	34
うち公立	12	11	11	10	10
うち私立	27	27	26	27	24
入所定員数	2,886	2,736	2,605	2,563	2,322
在籍人員数	2,692	2,431	2,259	2,101	1,846
うち3歳未満児	1,066	941	874	794	700
うち3歳以上児	1,626	1,490	1,385	1,307	1,146

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）。保育所数，入所定員，及び在籍人員は，保育所型認定こども園を含む。在籍人員は，広域入所児童を含む。

(2) 幼保連携型認定こども園の状況

令和6年4月1日現在で、26か所あります。在籍児童数は1,904人となっています。

【幼保連携型認定こども園の状況】

単位:(人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園数	20	23	24	24	26
うち公立	0	0	0	0	0
うち私立	20	23	24	24	26
入所定員数	1,831	2,147	2,197	2,172	2,292
在籍人員数	1,686	1,928	1,894	1,869	1,904
うち3歳未満児	471	518	538	523	527
うち3歳以上児	1,215	1,410	1,356	1,346	1,377

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）。在籍人員は，広域入所児童を含む。

(3) 幼稚園の状況

令和6年5月1日現在で、14園あります。在籍園児数は870人となっています。

【幼稚園の状況】

単位:(人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園数	18	16	15	15	14
うち公立	0	0	0	0	0
うち私立	18	16	15	15	14
学級数	89	76	72	66	59
園児数	1,569	1,298	1,121	1,015	870
うち3歳児	451	420	337	304	282
うち4歳児	544	400	401	316	287
うち5歳児	574	478	383	395	301

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）。幼稚園数，入所定員，及び在籍人員は，幼稚園型認定こども園を含む。在籍人員は，広域入所児童を含む。

(4) 地域型保育事業の状況

令和6年4月1日現在で、3か所あります。在籍人数は42人となっています。

【地域型保育事業の状況】

単位:(人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育施設数	3	3	3	3	3
入所定員数	57	57	57	57	57
在籍人員数	46	43	43	37	42
うち3歳未満児	33	31	32	26	32
うち3歳以上児	13	12	11	11	10

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）。在籍人員は、広域入所児童を含む。

(5) 教育・保育（認定区分）の状況

令和6年5月1日現在の市内の0～5歳のこどもについて、子ども・子育て支援法に基づく認定区分に当てはめた場合、市全体で1号認定（3～5歳）は1,019人、2号認定（3～5歳）は2,360人、3号認定は1,189人となっています。3号認定の内訳は、0歳139人、1歳505人、2歳545人となっています。

【教育・保育（認定区分）の状況】

単位:(人)

認定区分	1号	2号	3号				計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳計	
市全体	1,019	2,360	139	505	545	1,189	4,568
天応・吉浦	58	92	9	26	32	67	217
中央・宮原・警固屋	416	675	34	155	159	348	1,439
音戸・倉橋	11	123	6	26	20	52	186
阿賀・広・仁方・郷原	326	920	66	176	206	448	1,694
川尻・安浦	50	165	11	28	44	83	298
昭和	158	360	12	88	78	178	696
安芸灘 (下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)		25	1	6	6	13	38

資料：支給認定児童数、学校基本調査により作成

■認定区分（子ども・子育て支援法第19条）

- 1号認定：満3～5歳，幼児期の教育（教育標準時間認定）
- 2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定）
- 3号認定：満3歳未満，保育の必要性あり（満3歳未満保育認定）

2 こども・若者，子育て家庭を取り巻く状況

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要

■ 目的

本市における子ども・子育て家庭の状況及び子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等の需要を的確に捉え，提供体制の確保や子育て支援等を本計画に反映させるため，その基礎となるニーズ調査を行いました。

■ 調査対象

市内の未就学児童（0歳から5歳児）が属する世帯 3,000 件
※市内 18 地区の配布割合は，18 地区の人口比で設定しました。

■ 調査方法

配布は郵送法で行い，回収は郵送法およびインターネットで行いました。

■ 調査期間

令和6年1月5日（金）～2月13日（火）の40日間

■ 回収状況

項目	内容
配布	3,000 件
回収	1,396 件
回収率	46.5%

※内，インターネットでの回収数：715 件（回収数全体に対する割合：51.2%）

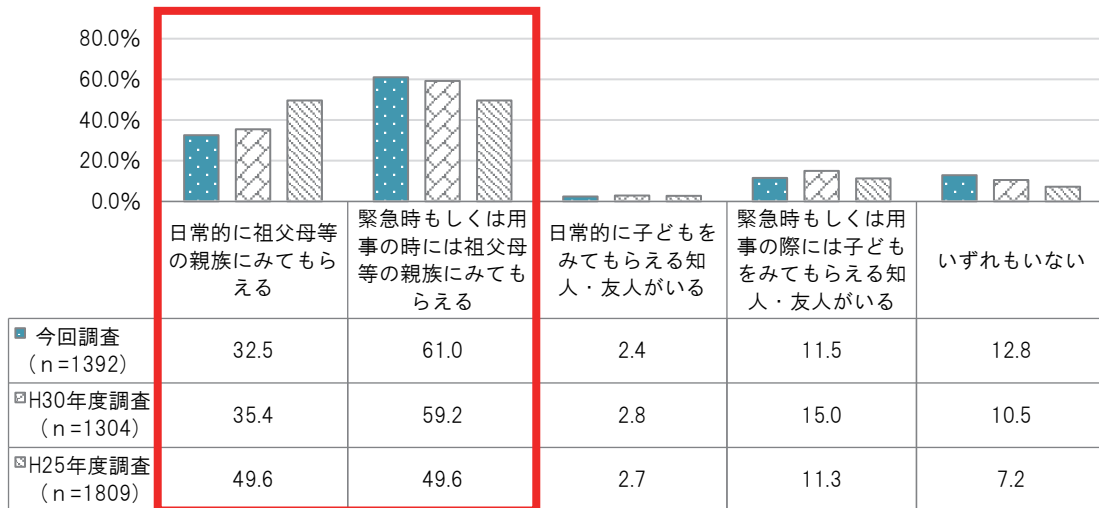
■ 調査結果の見方

- ① 図表中に示す N（n）は，回答総数（無回答を除く）です。
- ② 割合は N を 100% として算出し，図表中の構成比(%)は，小数点第 2 位以下を四捨五入したため，合計が 100% にならない場合があります。
- ③ 回答が二つ以上ある複数回答は，比率の合計が 100% を超える場合があります。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

問 日頃、子どもの面倒をみてもらえる親族・知人について

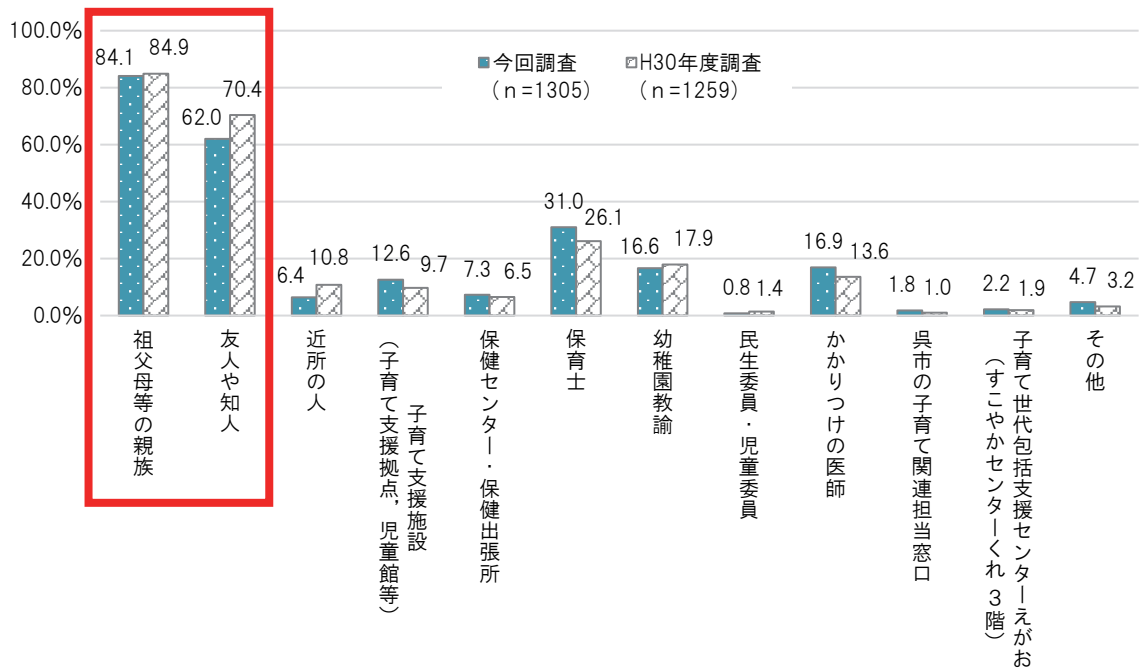
- ・ 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.5%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる知人・友人がいる」が15.0%から11.5%へと3.5ポイント減少し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」についても35.4%から32.5%へと2.9ポイント減少しています。



子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）がいる/ある方

問 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について

- ・ 「祖父母等の親族」が84.1%と最も多く、次いで「友人や知人」が62.0%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると、「友人や知人」が70.4%から62.0%へと8.4ポイント減少し、「保育士」が26.1%から31.0%へと4.9ポイント増加しています。

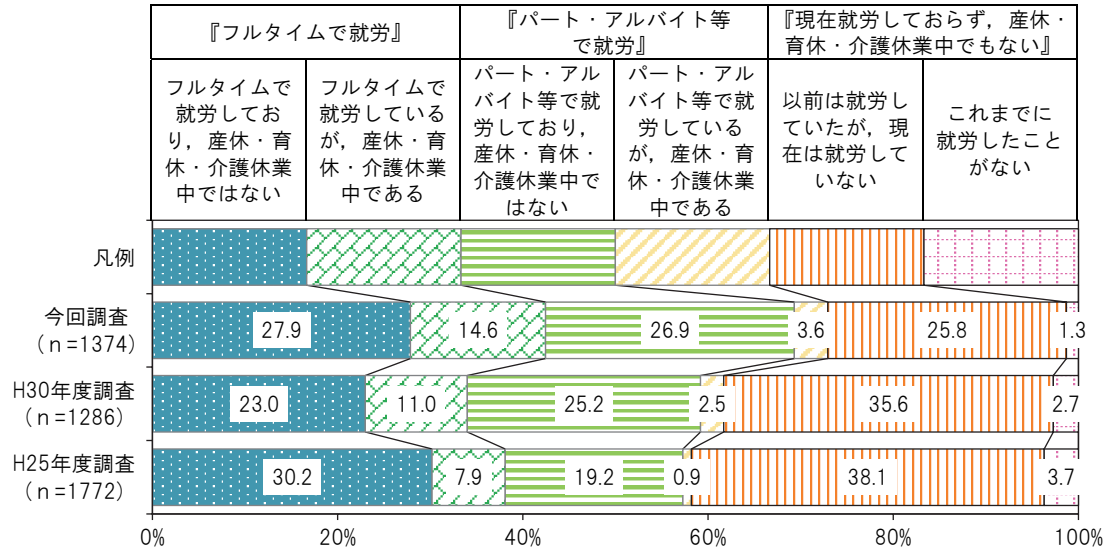


(2) 保護者の就労状況について

問 保護者の現在の就労状況（自営業，家族従事者含む）について

母親の就労形態について (N=1,374)

- ・ 『フルタイムで就労』が42.5%，『パート・アルバイト等で就労』が30.5%であり，『産休・育休・介護休業中を含めて就労している人』の割合は73.0%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると，「以前は就労していたが，現在は就労していない」が35.6%から25.8%へ9.8ポイント減少し，『フルタイムで就労』が34.0%から42.5%へと8.5ポイント増加しています。

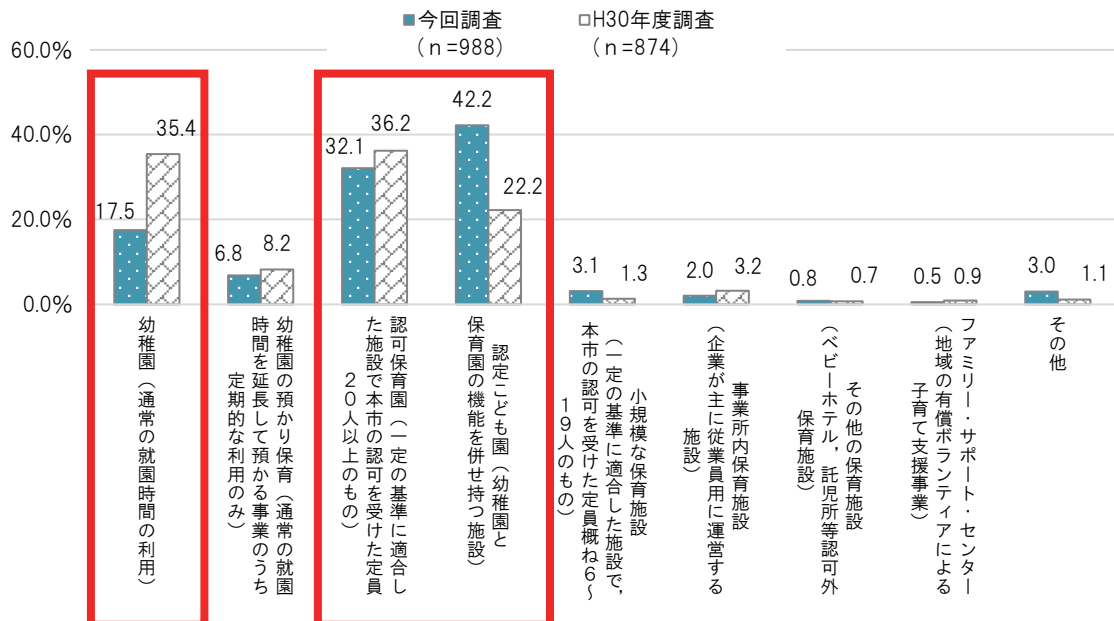


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している方

問 平日の教育・保育事業の利用について

- ・ 「認定こども園」が42.2%と最も多く，次いで「認可保育所」が32.1%，「幼稚園」が17.5%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると，「認定こども園」が22.2%から42.2%へ20.0ポイント増加し，「幼稚園」が35.4%から17.5%へ17.9ポイント減少しています。



問 今後、「定期的に」利用したいと考える平日の教育・保育事業について

・第1希望は『認定こども園』が多く、次いで『認可保育所』、『幼稚園』が多くなっています。

単位:(人)

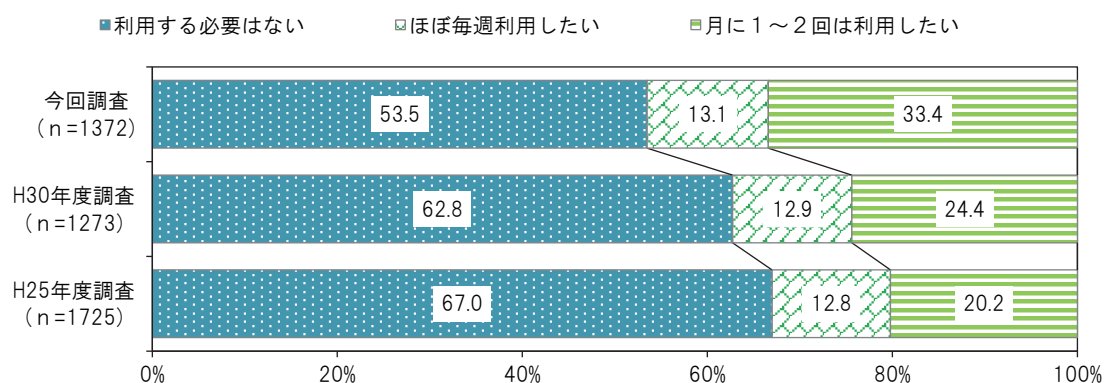
No.	項目	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
1	幼稚園	283	199	156	93	54	27	15	10
2	幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ)	30	232	178	105	63	42	25	10
3	認可保育所	357	225	147	103	32	17	8	6
4	認定こども園	535	273	136	73	24	7	2	2
5	小規模な保育施設	29	68	118	110	146	47	23	12
6	家庭的保育	2	8	13	29	35	62	53	49
7	事業所内保育施設	36	28	33	51	50	77	69	24
8	その他の保育施設	6	5	14	11	15	26	42	75
9	居宅訪問型保育	4	4	13	12	15	15	26	30
10	ファミリー・サポート・センター	6	17	35	28	22	29	36	55
11	こども誰でも通園制度 (仮称)	41	30	31	29	30	29	37	34
12	その他	14	1	2	0	0	0	1	0
有効回答		1,343	1,090	876	644	486	378	337	307

(4) 土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業に対するニーズについて

問 土曜日と日曜日・祝日に定期的な教育・保育事業の利用希望について

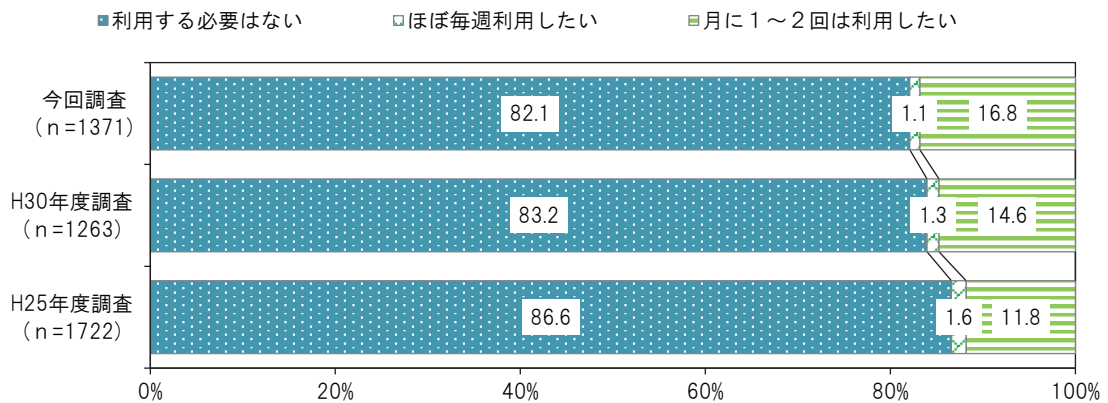
土曜日の利用意向について (N=1,372)

- ・「利用する必要はない」が53.5%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が33.4%となっています。
- ・H30年度調査と比較すると、「利用する必要はない」が62.8%から53.5%へ9.3ポイント減少し、「月に1～2回は利用したい」が24.4%から33.4%へと9.0ポイント増加しています。



日曜日・祝日の利用意向について (N=1,371)

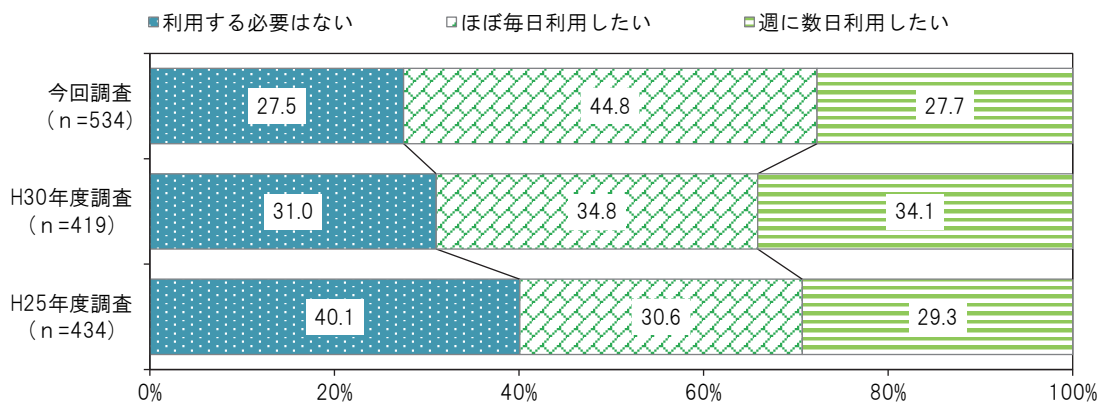
・「利用する必要はない」が82.1%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が16.8%となっています。



幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）を利用されている方 (N=534)

問 夏休み、冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の利用希望について

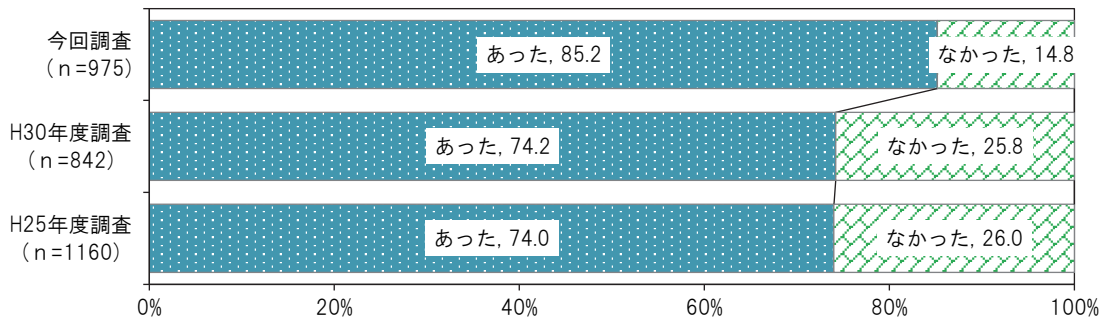
・「ほぼ毎日利用したい」が44.8%で最も多くなっています。
 ・H30年度調査と比較すると、「ほぼ毎日利用したい」が34.8%から44.8%へ10.0ポイント増加しています。



【(5) 病気の際の対応について【平日の教育・保育事業を利用と回答した人】】

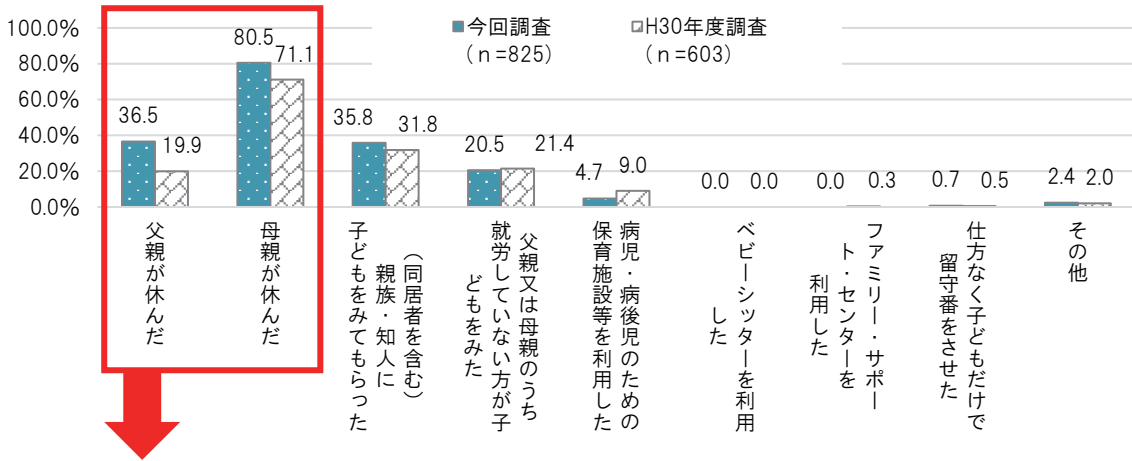
問 この1年間に、病気やケガでいつも通っている幼稚園や保育所などが利用できなかったことについて (N=975)

- ・ 「あった」が85.2%、「なかった」が14.8%となっており、H30年度調査と比較すると、「あった」が74.2%から85.2%へ11.0ポイント増加しています。
- ・ 「あった」方の対処方法としては、「母親が休んだ」が80.5%と最も多く、次いで「父親が休んだ」36.5%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が35.8%となっています。
- ・ (「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した方)のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は37.2%であり、H30年度調査と比較すると、31.7%から37.2%へ5.5ポイント増加しています。



「あった」と回答した方

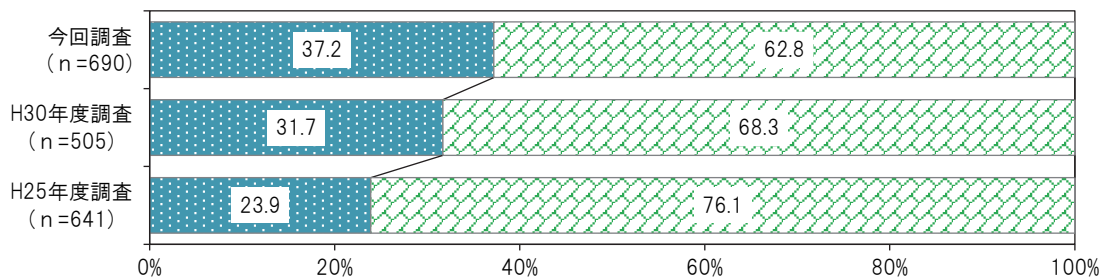
問 この1年間の対処方法について (N=825)



「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した方

問 病児・病後児のための保育施設等の利用について (N=690)

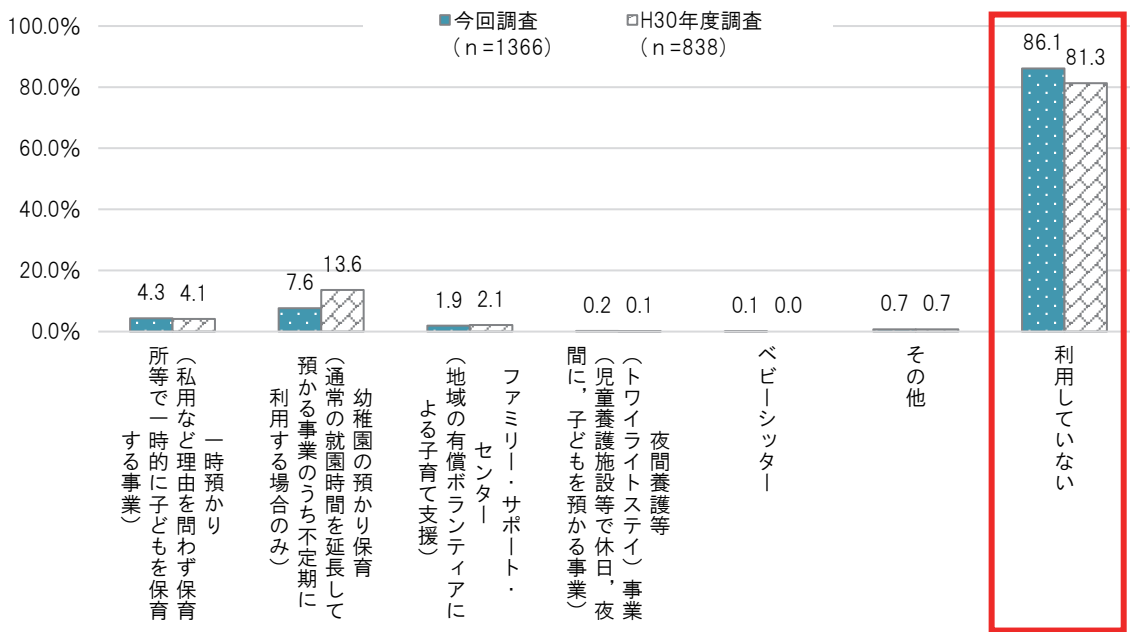
- できれば病児・病後児保育施設等を利用したい
- 利用したいとは思わない



(6) 不規則な教育・保育事業や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

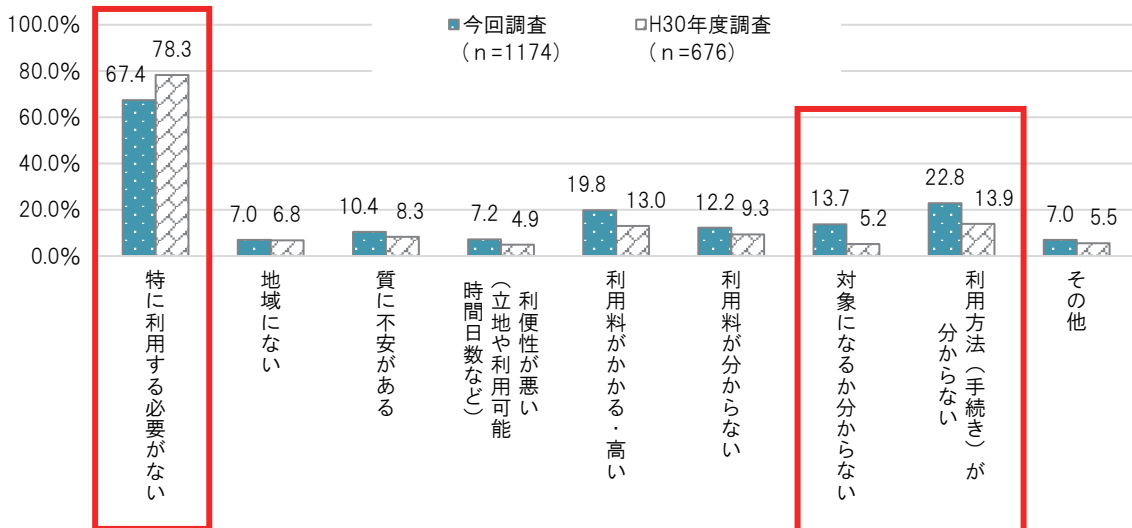
問 日中の定期的な保育や病気以外に、私用(冠婚葬祭, リフレッシュ等), 親の通院, 不規則な就労目的で, 不規則に利用している事業について (N=1,366)

- ・ 「利用していない」が86.1%で最も多く, 次いで「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不規則に利用する場合のみ)」が7.6%となっています
- ・ 「利用していない」理由としては, 「特に利用する必要がない」が67.4%と最も多く, 次いで「利用方法(手続き)が分からない」が22.8%, 「利用料がかかる・高い」が19.8%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると, 「特に利用する必要がない」が78.3%から10.9ポイント減少した一方, 「利用方法(手続き)が分からない」が13.9%から22.8%へ, 「対象になるか分からない」が5.2%から13.7%へ, それぞれ増加しています。



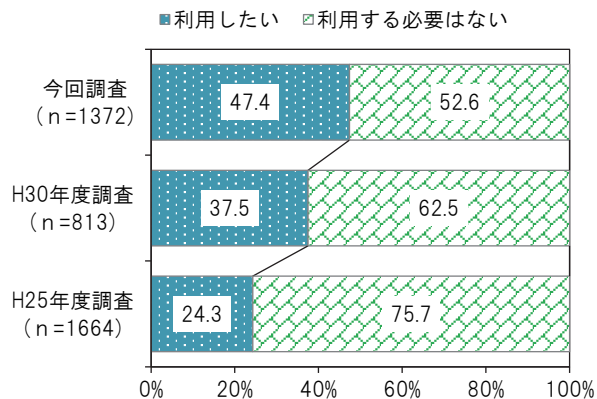
「利用していない」と回答した方

問 現在, 利用していない理由について (N=1,174)



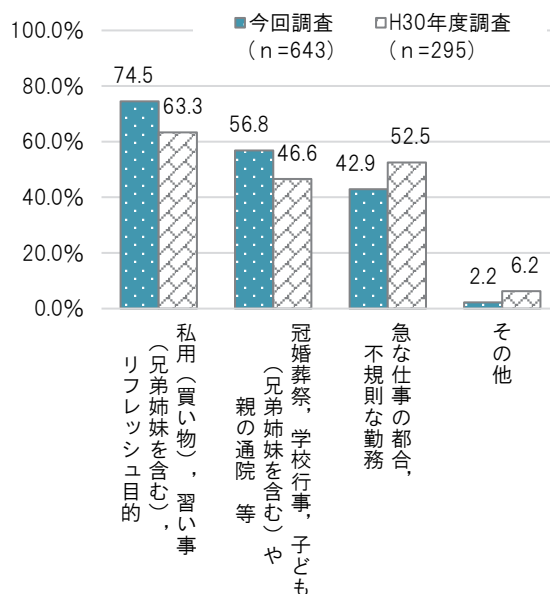
問 不定期な教育・保育事業の利用希望について (N=1,372)

- ・ 「利用したい」が47.4%、「利用する必要はない」が52.6%となっています。
- ・ 利用目的の内訳では、「私用（買い物），習い事（兄弟姉妹を含む），リフレッシュ目的」が74.5%と最も多く，次いで「冠婚葬祭，学校行事，子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が56.8%となっています。



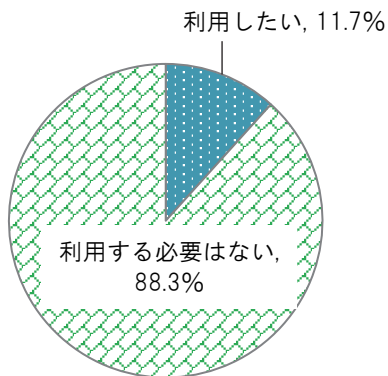
【「利用したい」と回答した人】

■利用目的の内訳 (N=643)



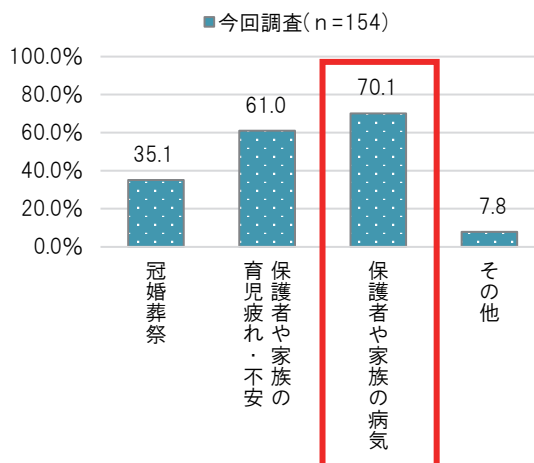
問 保護者の用事（冠婚葬祭，保護者・家族の育児疲れや育児不安，病気等）による，子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらう必要，短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用希望について (N=1,372)

- ・ 「利用したい」が11.7%、「利用する必要はない」が88.3%となっています。
- ・ 利用目的の内訳では、「保護者や家族の病気」が70.1%で多くなっています。



【「利用したい」と回答した人】

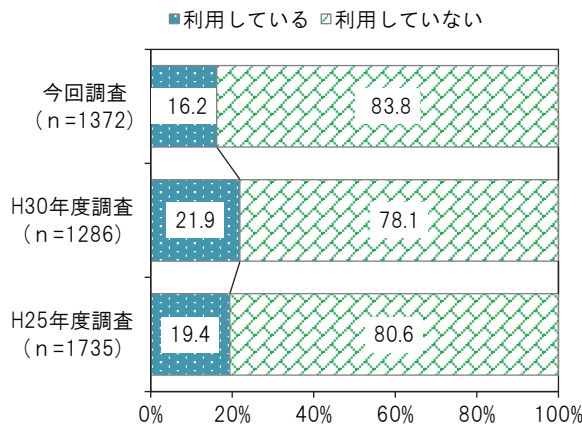
■利用目的の内訳 (N=154)



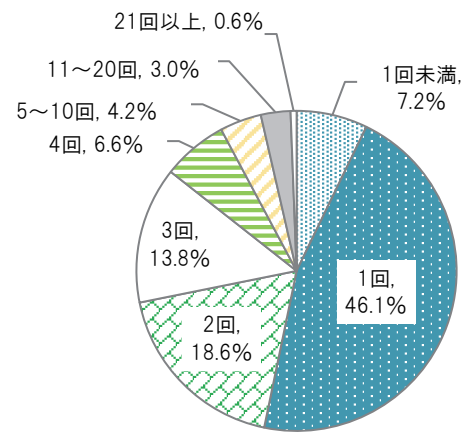
(7) 地域の子育て支援事業等の利用状況について

問 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けたりする場である「つどいの広場」「子育て支援センター」等）の利用について（N=1,372）

- ・ 「利用している」が16.2%、「利用していない」が83.8%となっており、H30年度調査と比較すると、「利用している」が21.9%から5.7ポイント減少しています。
- ・ 利用回数（月当たり）は、「1回」が46.1%と多く、月4回以下が全体の92.3%を占めています。



【「利用している」と回答した人】
■ 利用回数の内訳 (N=167)



※週あたり回数を月あたり回数に換算して、「回/週」で答えたと「回/月」で答えたとを合算しています。

問 下記の事業の認知度及び利用状況等について

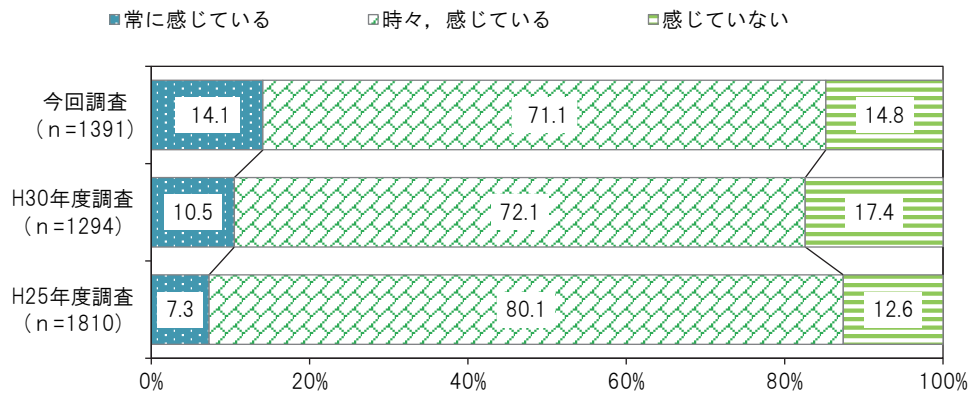
※「はい」を回答した人の割合

単位：(%)

No.	項目	知っている	利用したことがある	今後利用したい
1	保健センター等で実施している育児教室・育児相談等	76.5%	41.5%	42.6%
2	子育て世代包括支援センターえがおで実施している妊産婦等の相談や交流会等	50.6%	15.0%	15.2%
3	子育て支援センター (子育てに関する相談, 子育て情報の提供)	85.4%	53.7%	51.6%
4	子育てサロン・子育てサークル等の交流事業	45.8%	13.6%	20.1%
5	婦人相談・家庭児童相談・児童療育相談 (離婚, いじめ, DV, 子どもの発達など)	44.3%	6.3%	15.4%
6	ショートステイ, トワイライトステイ (児童養護施設等で休日, 夜間等に, 子どもを預かる事業)	16.8%	0.5%	9.1%
7	病児・病後児保育事業	46.4%	9.4%	29.0%
8	くれっ子育てねっと・くれっこガーデン (子育てに関する情報発信ウェブサイト)	47.2%	22.0%	31.8%
9	くれっこアプリ (母子手帳アプリ)	47.7%	25.5%	30.8%

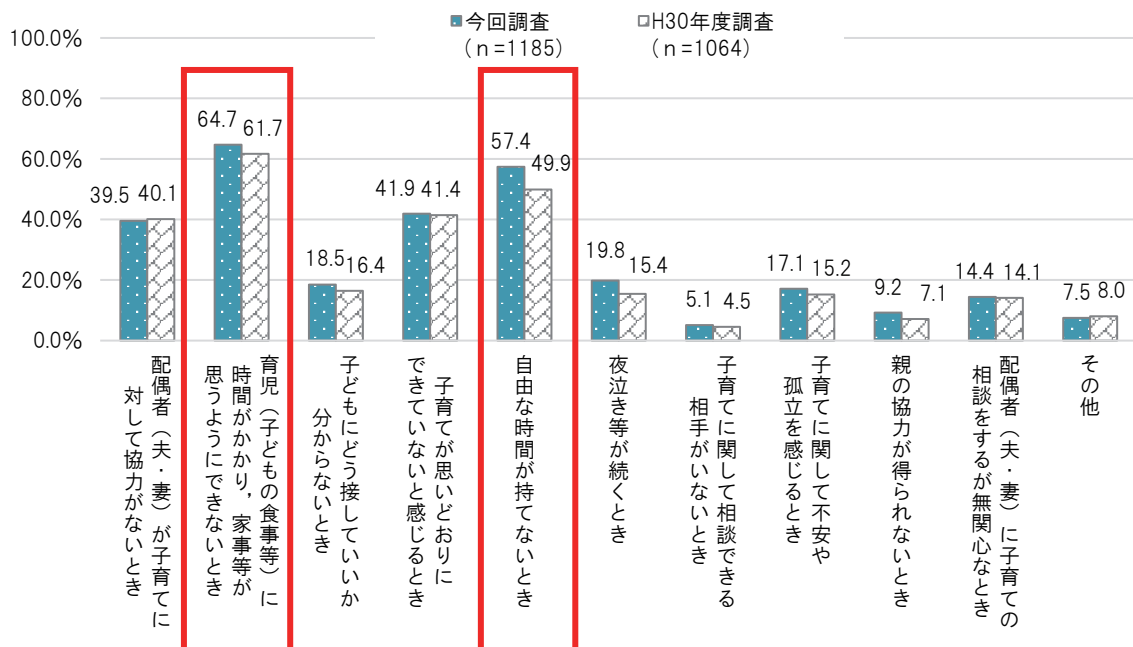
問 子育て中のストレスについて (N=1,391)

- ・ 「常に感じている」と、「時々、感じている」を合わせた 85.2% がストレスを感じていると回答しており、H30 年度調査と比較すると、「常に感じている」が 10.5% から 3.6 ポイント増加しています。
- ・ ストレスを「常に感じている」、「時々、感じている」と回答した人のストレスを感じる状況については、「育児（子どもの食事等）に時間がかかり、家事等が思うようにできないとき」が 64.7% と最も多く、次いで「自由な時間が持てないとき」が 57.4% となっています。



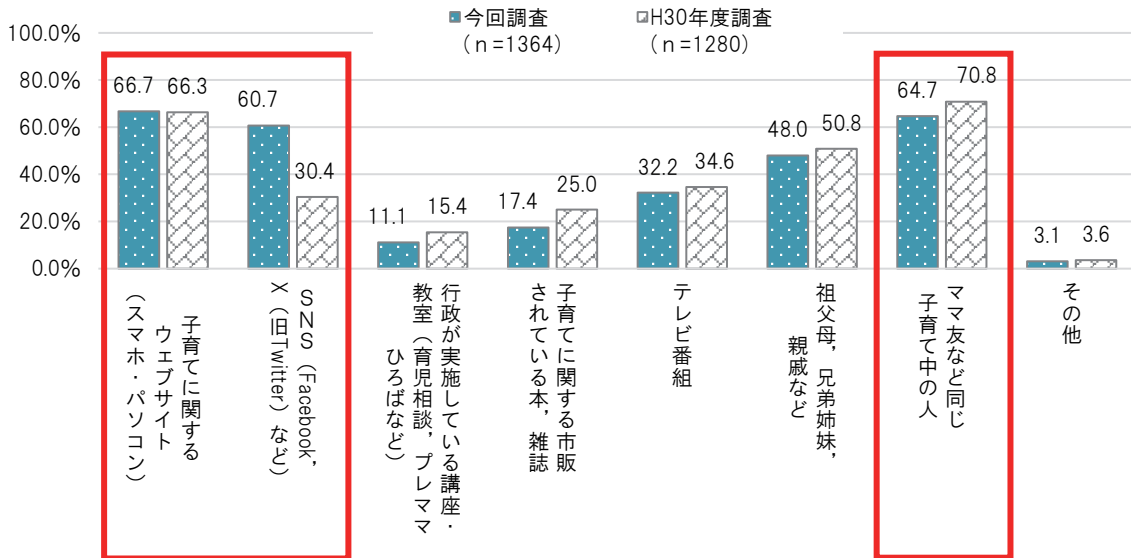
「常に感じている」、「時々、感じている」と回答した方

■ ストレスを感じる状況について (N=1,185)



問 子育てに関する情報の入手法について (N=1,364)

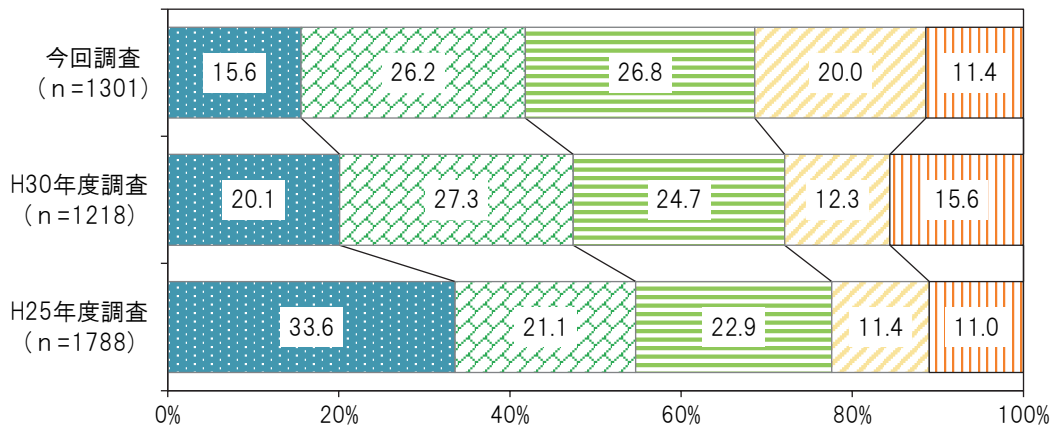
- ・ 「子育てに関するウェブサイト (スマホ・パソコン)」が 66.7%、「ママ友など同じ子育て中の人」が 64.7%と多くなっています。
- ・ H30 年度調査と比較すると、「SNS (Facebook, X (旧 Twitter) など)」が 30.4%から 60.7%へ著しく増加しています。



問 父親の平日における家事・育児に関わる時間について (週平均) (N=1,301)

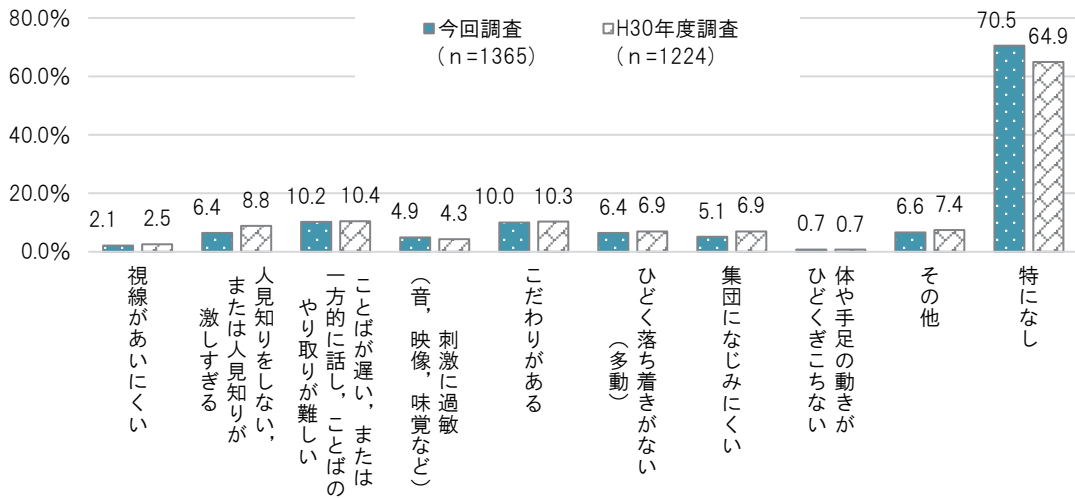
- ・ 「1日あたり、概ね、1時間から2時間、家事・育児に携わっている」が 26.8%、「1日あたり、概ね、30分から1時間、家事・育児に携わっている」が 26.2%とともになくなっていきます。
- ・ H30 年度調査と比較すると、「1日あたり、概ね、3時間以上、家事・育児に携わっている」が 12.3%から 20.0%へと 7.7 ポイント増加しています。

- 1日あたり、概ね、30分未満、家事・育児に携わっている
- 1日あたり、概ね、30分から1時間、家事・育児に携わっている
- 1日あたり、概ね、1時間から2時間、家事・育児に携わっている
- 1日あたり、概ね、3時間以上、家事・育児に携わっている
- ほとんど携わっていない



問 子どもが成長する中で、心配したり他の人に指摘されたことについて (N=1,365)

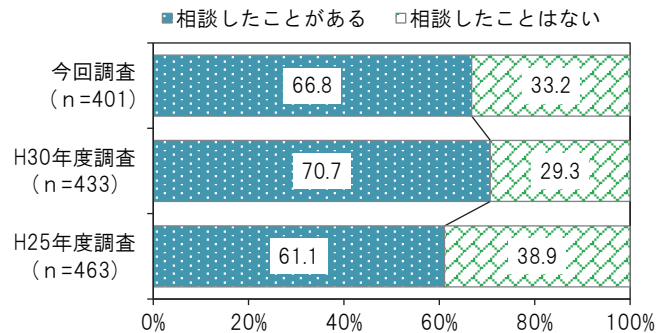
- ・ 「特になし」が70.5%と最も多く、次いで、「ことばが遅い、または一方的に話し、ことばのやり取りが難しい」が10.2%、「こだわりがある」が10.0%となっています。



「視線が合いにくい」～「その他」と回答した方

■相談の有無について (N=401)

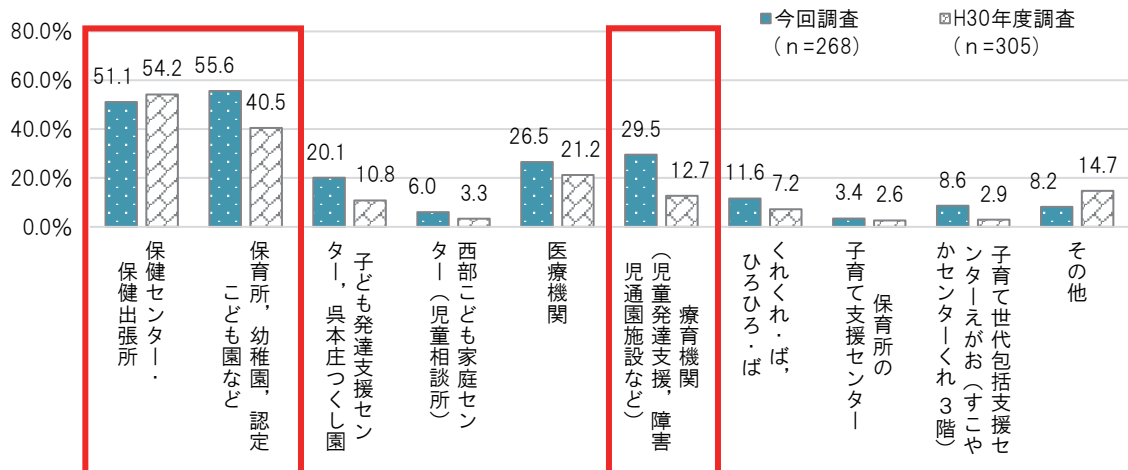
- ・ 「相談したことがある」が66.8%、「相談したことはない」が33.2%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると、「相談したことがある」が70.7%から3.9ポイント減少しています。



「相談したことがある」と回答した方

■相談したことがある場合、相談先について (N=268)

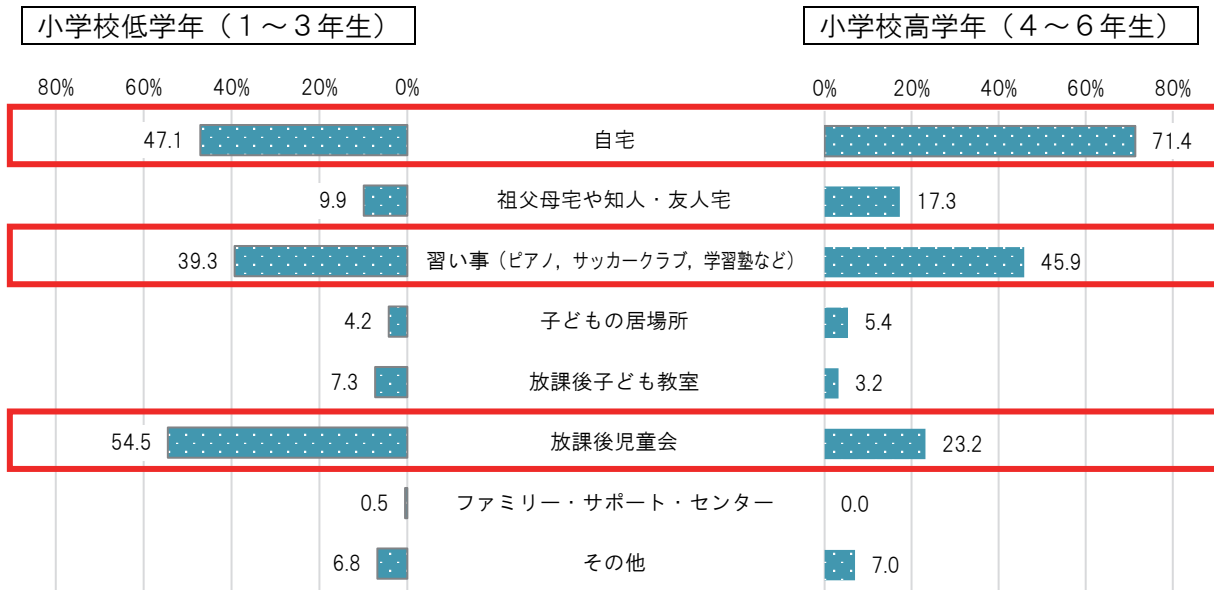
- ・ 「保育所、幼稚園、認定こども園など」が55.6%と最も多く、次いで、「保健センター・保健出張所」が51.1%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると、「療育機関」が12.7%から29.5%へ16.8ポイント増加し、また「保育所、幼稚園、認定こども園など」についても40.5%から55.6%へ15.1ポイント増加しています。



(8) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

問 放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について

- ・ 低学年、高学年ともに「自宅」、「習い事（ピアノ、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童会」が多くなっています。
- ・ H30 年度調査と比較すると、低学年では「自宅」「祖父母宅や知人・友人宅」、高学年では「自宅」「習い事」の希望が減少しており、低学年では「放課後児童会」を利用したいという希望が 48.2%から 54.5%へ 6.3 ポイント増加しています。



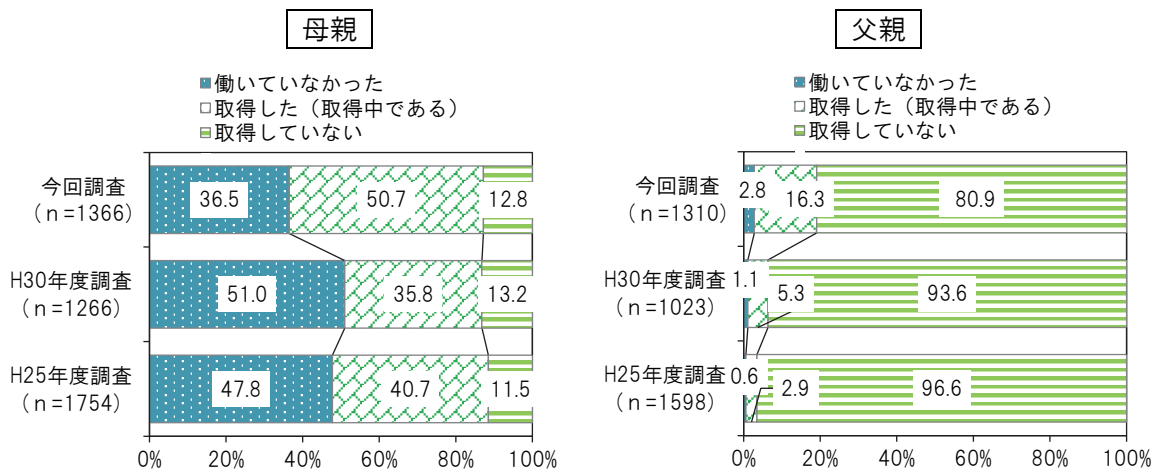
単位：(%)

No.	項目	低学年 (n=191) (1~3年生)			高学年 (n=185) (4~6年生)		
		割合 (%)	H30 年度	差	割合 (%)	H30 年度	差
1	自宅	47.1%	53.6%	△ 6.5	71.4%	77.0%	△ 5.6
2	祖父母宅や知人・友人宅	9.9%	15.9%	△ 6.0	17.3%	17.2%	0.1
3	習い事 (ピアノ、サッカークラブ、学習塾など)	39.3%	41.8%	△ 2.5	45.9%	53.1%	△ 7.2
4	子どもの居場所	4.2%	-	-	5.4%	-	-
5	放課後子ども教室	7.3%	-	-	3.2%	-	-
6	放課後児童会	54.5%	48.2%	6.3	23.2%	24.4%	△ 1.2
7	ファミリー・サポート・センター	0.5%	1.8%	△ 1.3	0.0%	1.4%	△ 1.4
8	その他	6.8%	3.2%	3.6	7.0%	1.9%	5.1
	有効回答	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-

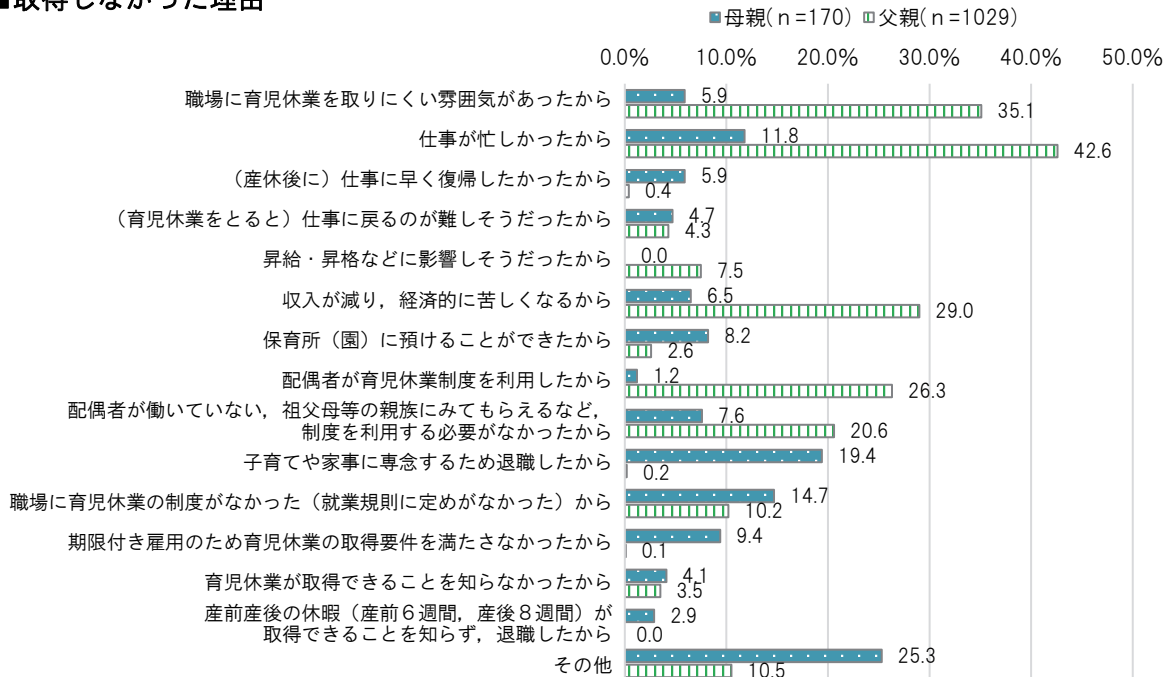
(9) 育児休業制度の利用について

問 子どもが生まれたとき、父母のいずれかもしくは双方の育児休業制度の利用について

- ・ 育児休業の利用では、母親は「取得した（取得中である）」が50.7%と最も多く、次いで「働いていなかった」が36.5%となっています。一方、父親は、「取得していない」が80.9%となっています。
- ・ H30年度調査と比較すると、母親は「働いていなかった」が51.0%から14.5ポイント減少し、「取得した（取得中である）」が35.8%から14.9ポイント増加しています。父親は「取得した（取得中である）」が5.3%から16.3%へと11.0ポイント増加したものの、母親より父親の育児休業制度の利用が著しく低い傾向は変わっていません。
- ・ 取得しなかった理由では、母親は「子育てや家事に専念するため退職したから」が19.4%で最も多く、父親は「仕事が忙しかったから」が42.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」が35.1%、「収入が減り、経済的に苦しくなるから」が29.0%と多くなっています。

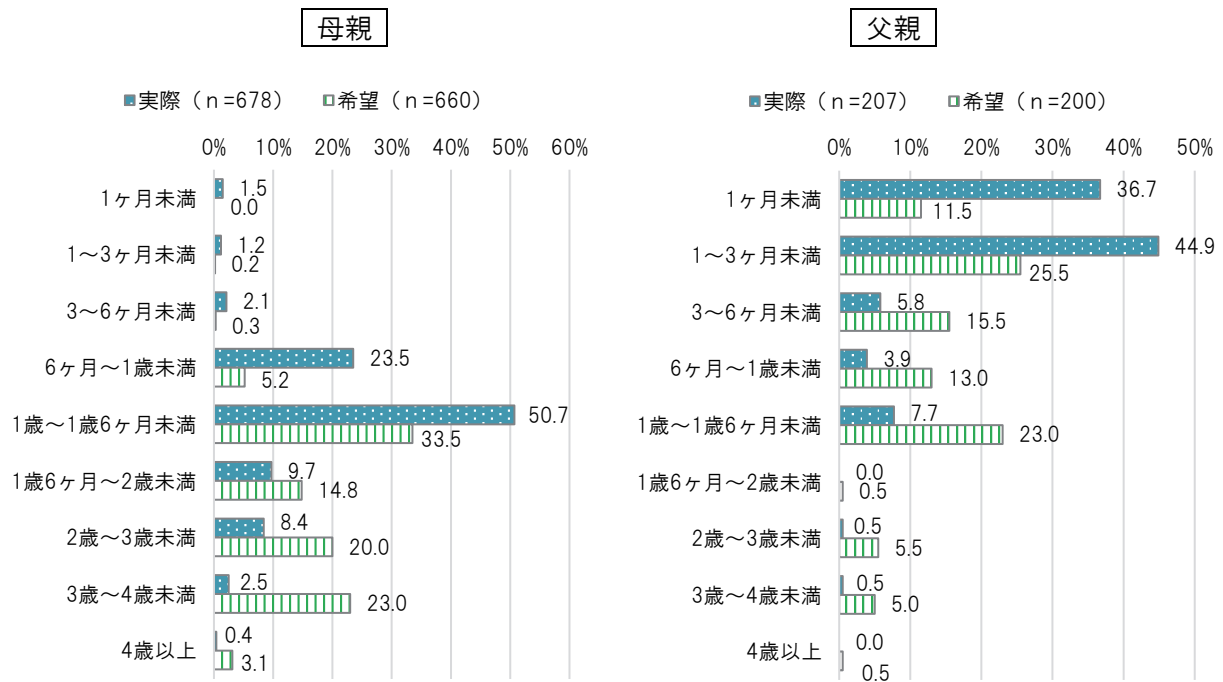


■取得しなかった理由



問 育児休業から職場復帰（予定を含む）した時の子どもの年齢（実際と希望）について

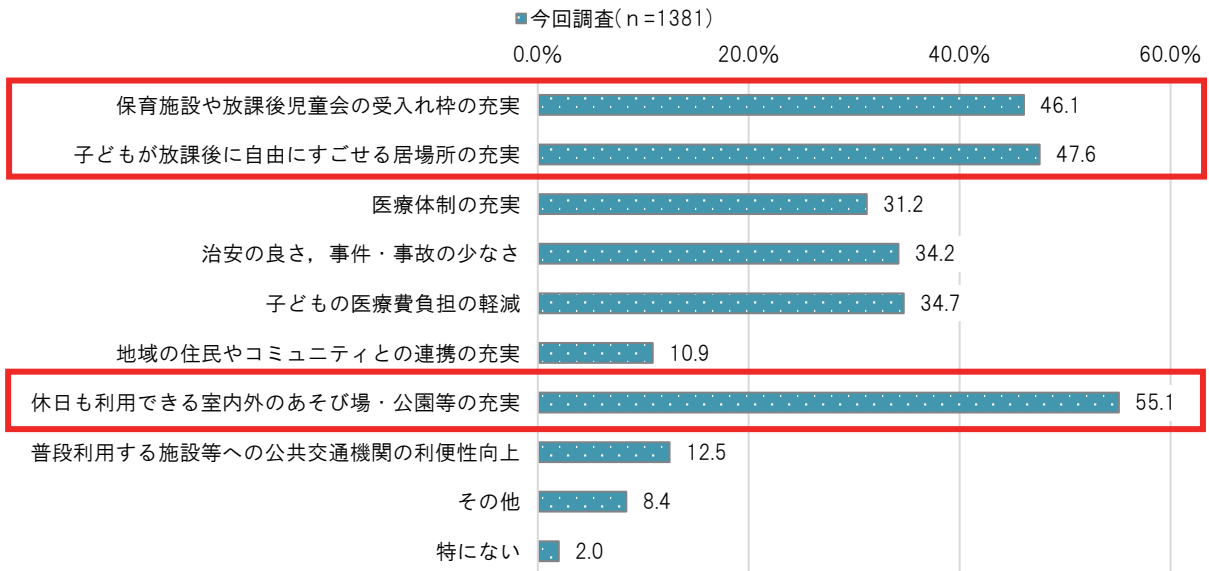
- ・ 母親の場合、『実際』、『希望』とも「1歳～1歳6ヶ月未満」が最も多く、次いで『実際』では「6ヶ月～1歳未満」が23.5%、『希望』では「3歳～4歳」が23.0%とそれぞれ多くなっています。
- ・ 父親の場合、『実際』では「1～3ヶ月未満」が44.9%と最も多く、次いで「1ヶ月未満」が36.7%となっています。『希望』では「1～3ヶ月未満」が25.5%と最も多く、次いで「1歳～1歳6ヶ月未満」が23.0%となっています。



(10) 呉市の子育て環境や支援について

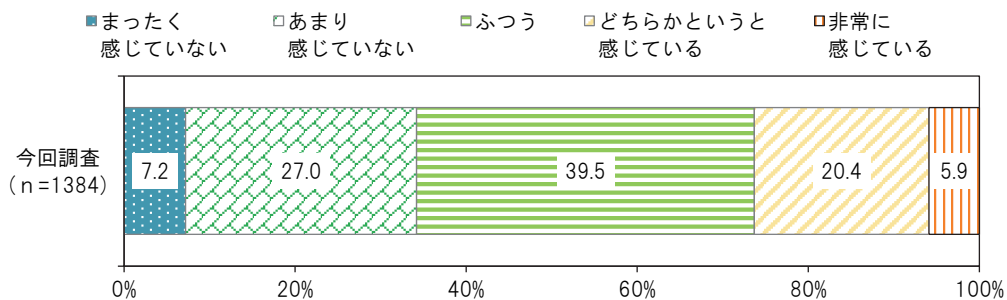
問 呉市を今より子育てしやすいまちとするために、大切なこと (N=1,381)

- 「休日も利用できる室内外のあそび場・公園等の充実」が55.1%と最も多く、次いで「子どもが放課後に自由にすごせる居場所の充実」が47.6%、「保育施設や放課後児童会の受入れ枠の充実」が46.1%となっています。



問 子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じるかについて (N=1,384)

- 「ふつう」が39.5%と最も多く、次いで「あまり感じていない」が27.0%となっており、「非常に感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせた『子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じている』割合は26.3%となっています。



(2) 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査結果概要

■ 目的

子ども・若者計画策定にあたり、青少年の意識や行動等について現状を把握し、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援、環境整備について計画に反映させるため、その基礎となるニーズ調査を行いました。

■ 調査対象

市内の16歳から30歳以下の市民2,000名

※市内18地区の配布割合は、18地区の人口比で設定しました。

■ 調査方法

配布は郵送法で行い、回収はインターネットで行いました。

■ 調査期間

令和6年1月22日(月)～2月20日(火)の30日間

■ 回収状況

項目	内容
配布	2,000件
回収	426件
回収率	21.3%

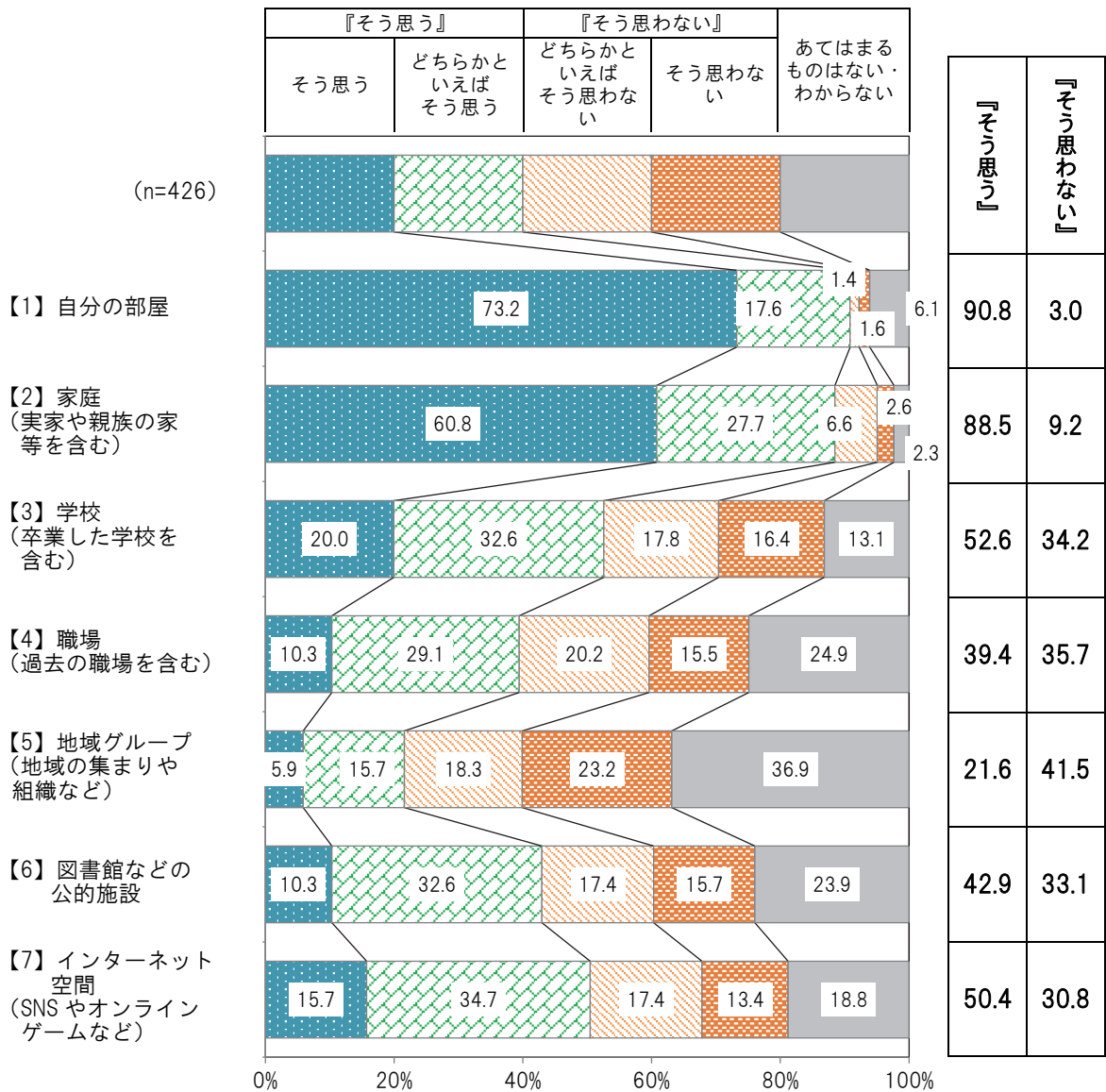
■ 調査結果の見方

- ① 図表中に示すN(n)は、回答総数です。
- ② 割合はNを100%として算出し、図表中の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。
- ③ 回答が二つ以上ある複数回答は、比率の合計が100%を超える場合があります。

(1) 周囲との関わり・居場所について

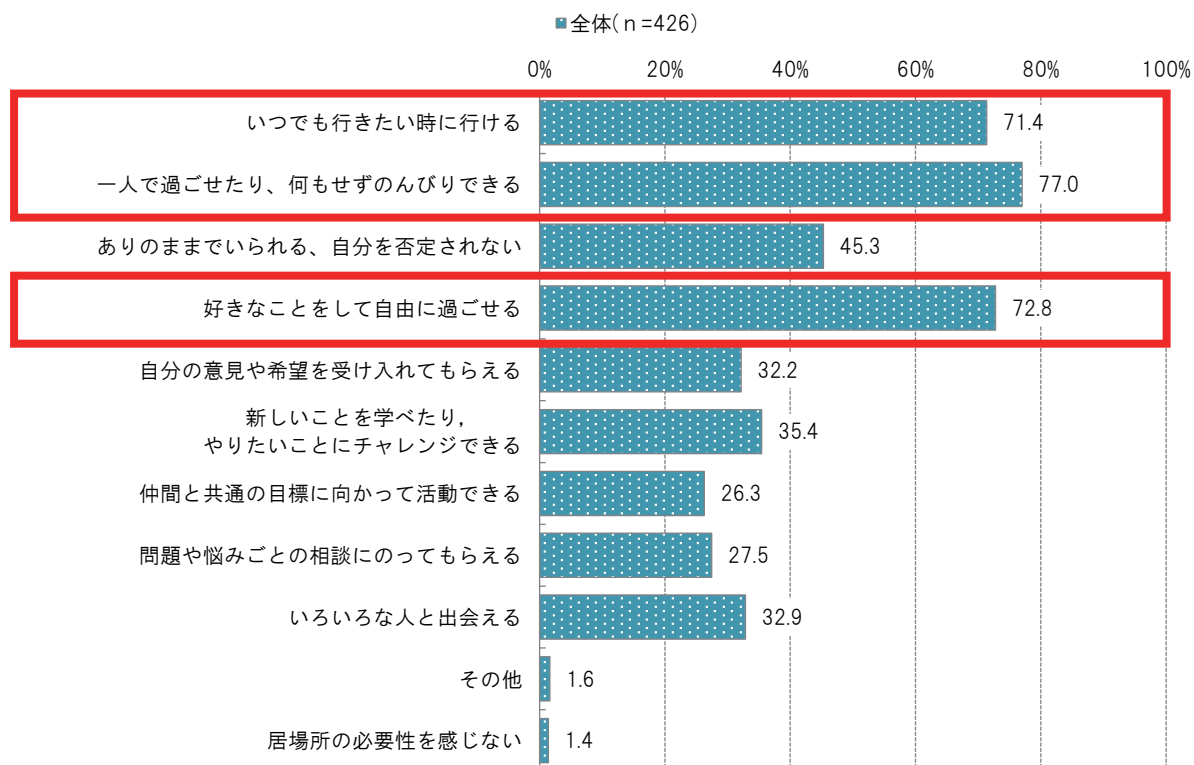
問 ほっとできる場所、居心地の良い場所について (N=426)

- ・ ほっとできる場所、居心地のよい場所として、『そう思う』は、「自分の部屋」が90.8%と最も多く、次いで「家庭」が88.5%、「学校」が52.6%、「インターネット空間」が50.4%となっています。
- ・ 一方、『そう思わない』は、「地域グループ」が41.5%と最も多く、次いで「職場」が35.7%となっています。



問 利用したい“居場所”について (N=426)

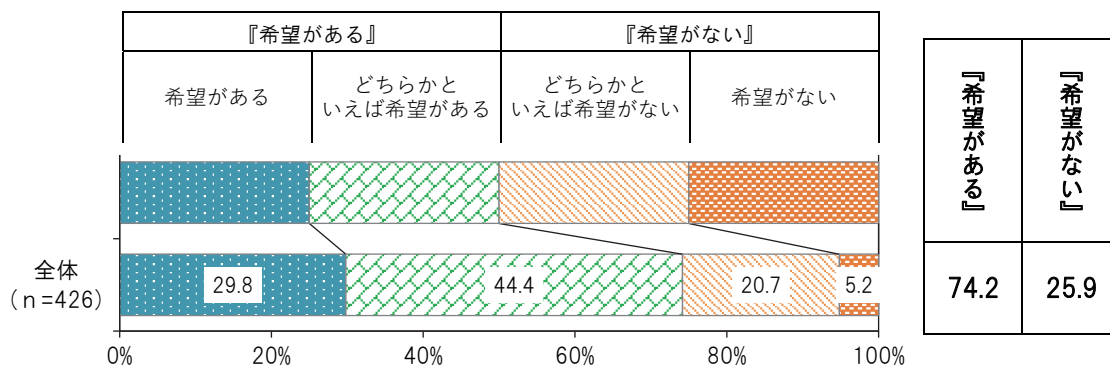
- ・ 利用したい“居場所”としては、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が77.0%と最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が72.8%、「いつでも行きたい時に行ける」が71.4%となっています。



(2) 日頃の意識について

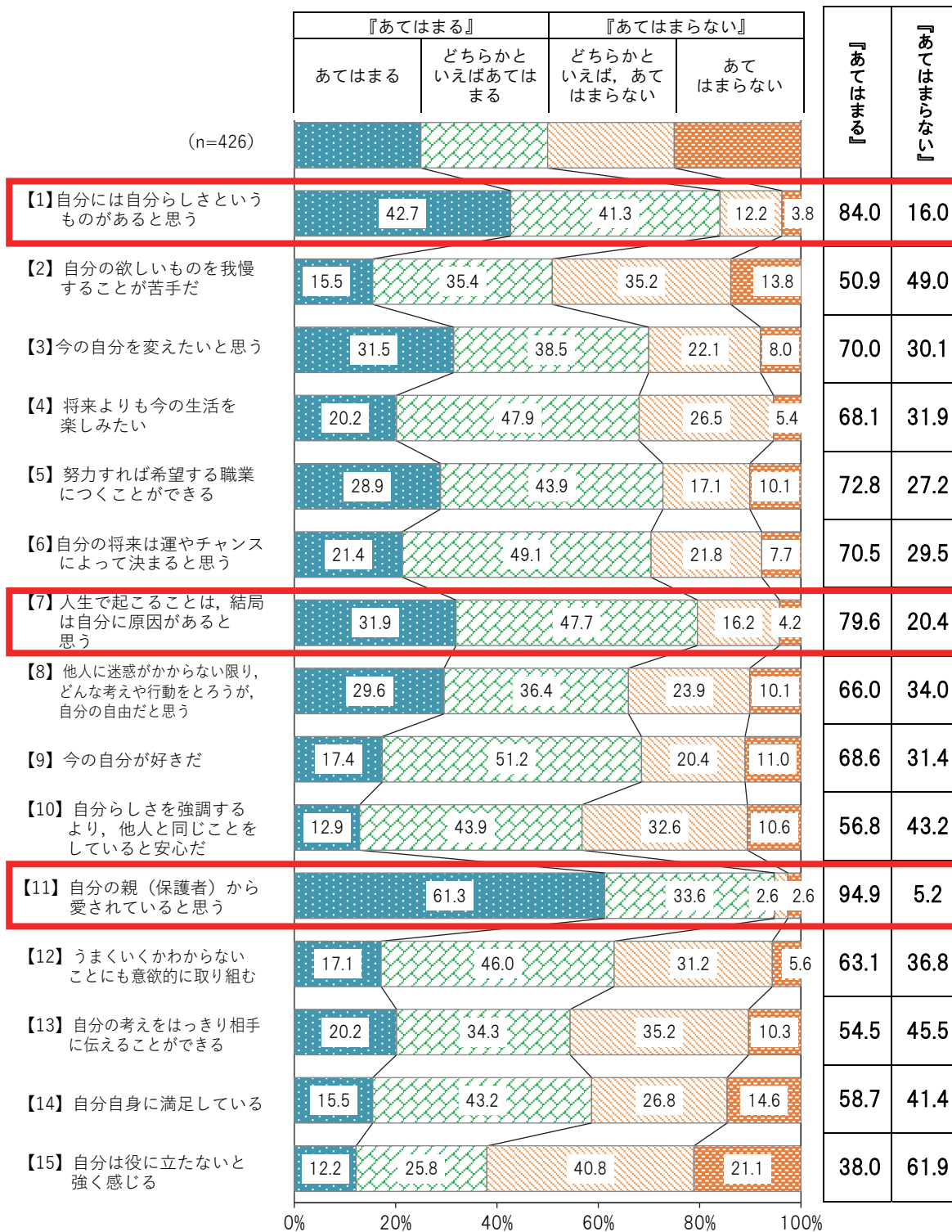
問 将来の希望について (N=426)

- ・ 将来について希望を持っているかについて、「どちらかと言えば希望がある」が44.4%と最も多く、『希望がある』は74.2%、『希望がない』は25.9%となっています。



問 日頃の意識について (N=426)

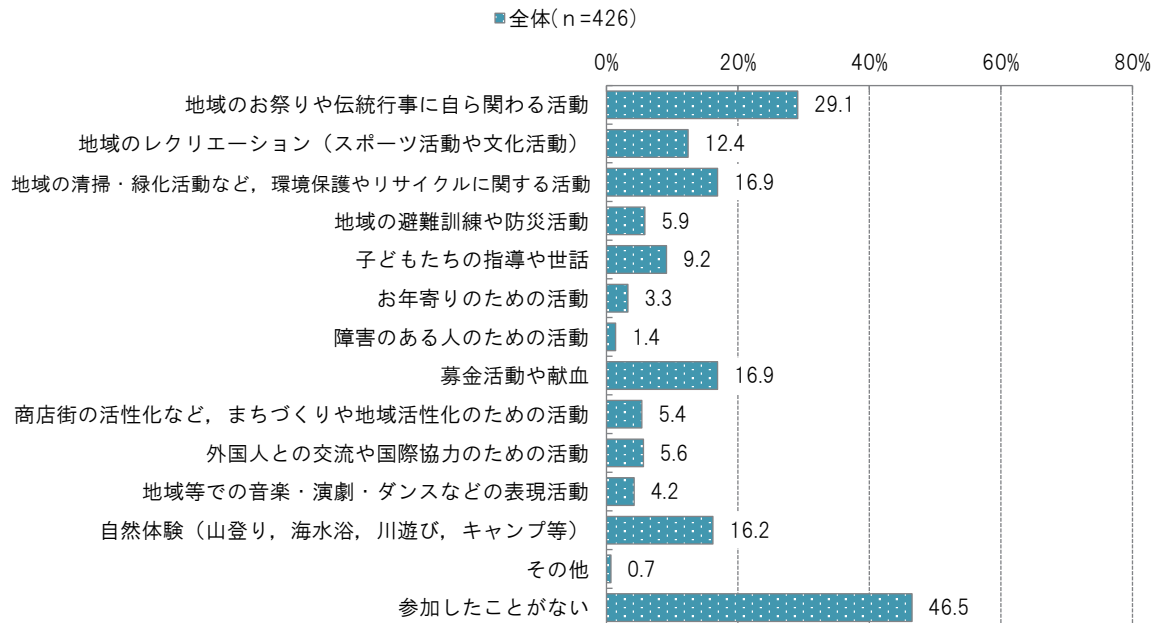
- 日頃の意識について、『あてはまる』は、「【11】自分の親（保護者）から愛されていると思う」が94.9%と最も多く、次いで「【1】自分には自分らしさというものがあると思う」が84.0%、「【7】人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」が79.6%となっています。



(3) 地域活動への参加状況について

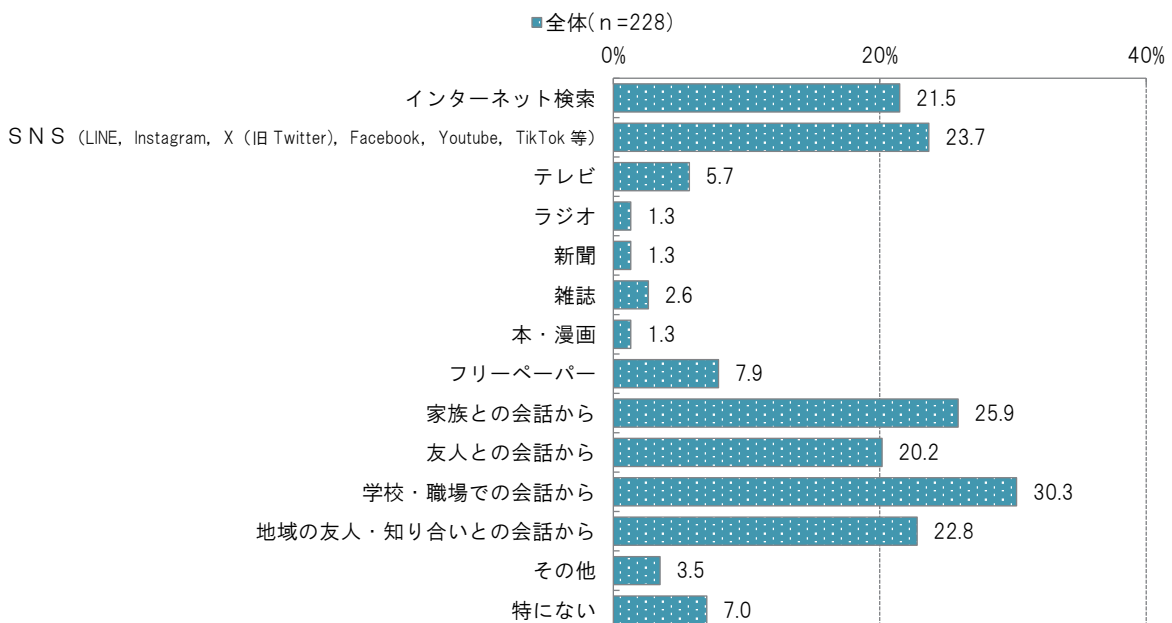
問 過去3年間の学校や仕事以外での地域活動の参加状況について (N=426)

- 過去3年間の地域活動への参加状況については、「参加したことがない」が46.5%と最も多く、次いで「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が29.1%、「地域の清掃・緑化活動など、環境保護やリサイクルに関する活動」と「募金活動や献血」がそれぞれ16.9%となっています。



問 参加した活動についての情報元について (N=228)

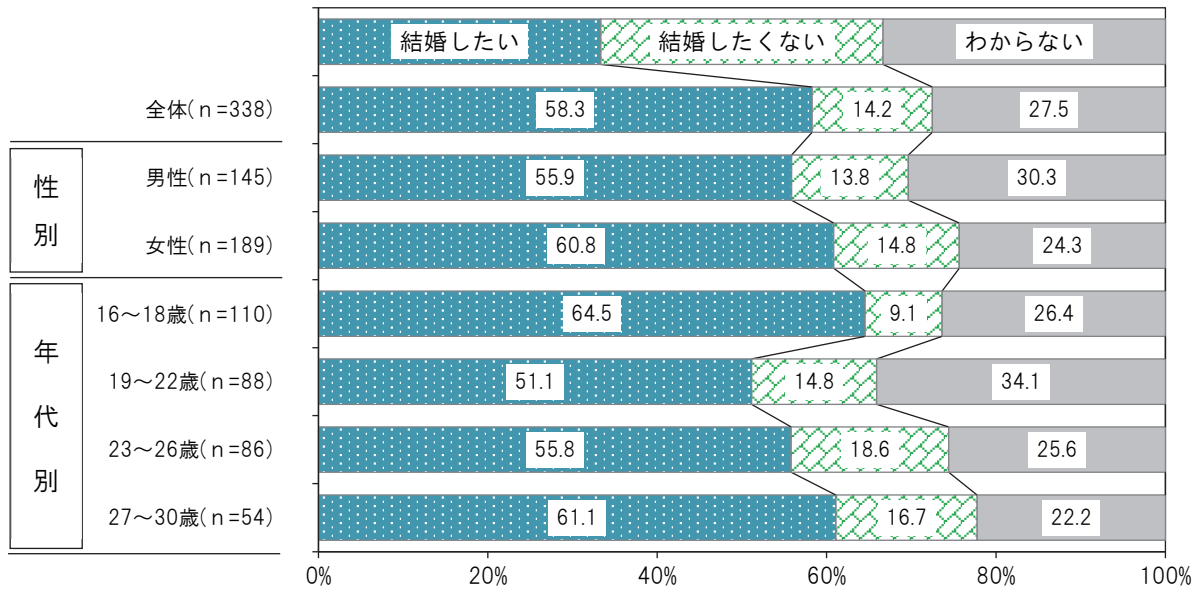
- 過去3年間の地域活動への参加した人の、参加した活動についての情報元については、「学校・職場での会話から」が30.3%と最も多く、次いで「家族との会話から」が25.9%、「SNS (LINE, Instagram, X (旧 Twitter), Facebook, Youtube, TikTok 等)」が23.7%、「地域の友人・知り合いとの会話から」が22.8%となっています。



(4) 結婚・子どもへの考えについて

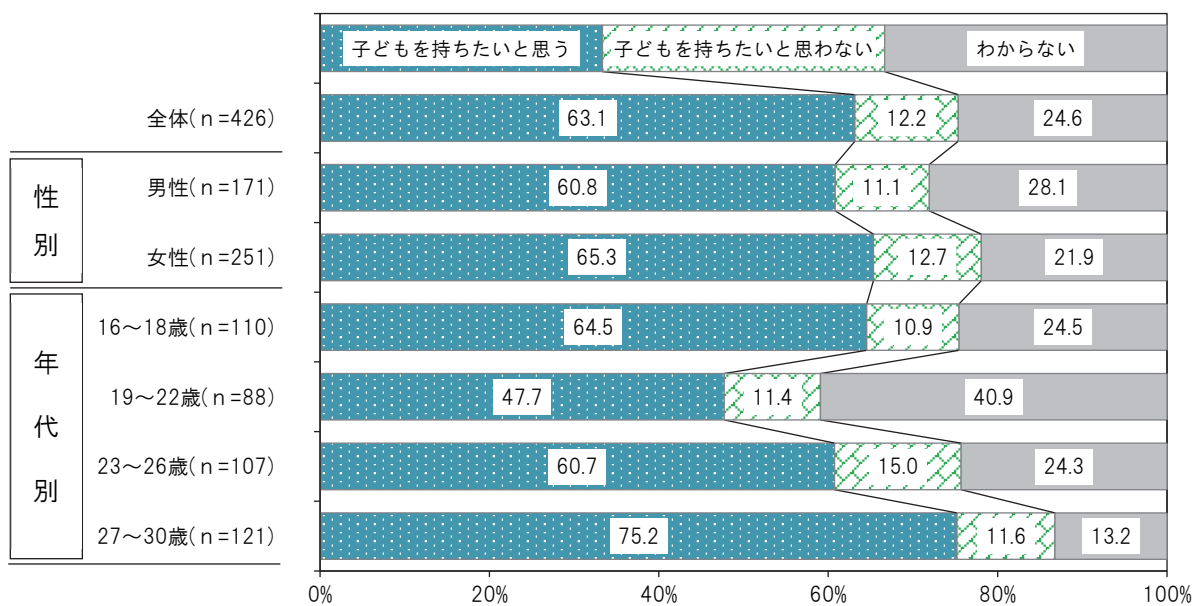
問 今後結婚したいと思うかについて (N=338)

- ・未婚の方において今後結婚したいと思うかについて、全体では「結婚したい」が58.3%、「結婚したくない」が14.2%、「わからない」が27.5%となっています。
- ・年代別では、「16～18歳」は「結婚したい」が64.5%、「19～22歳」は「わからない」が34.1%と、それぞれ他の年代より高くなっています。



問 今後、自分の子どもを持つことについて (N=426)

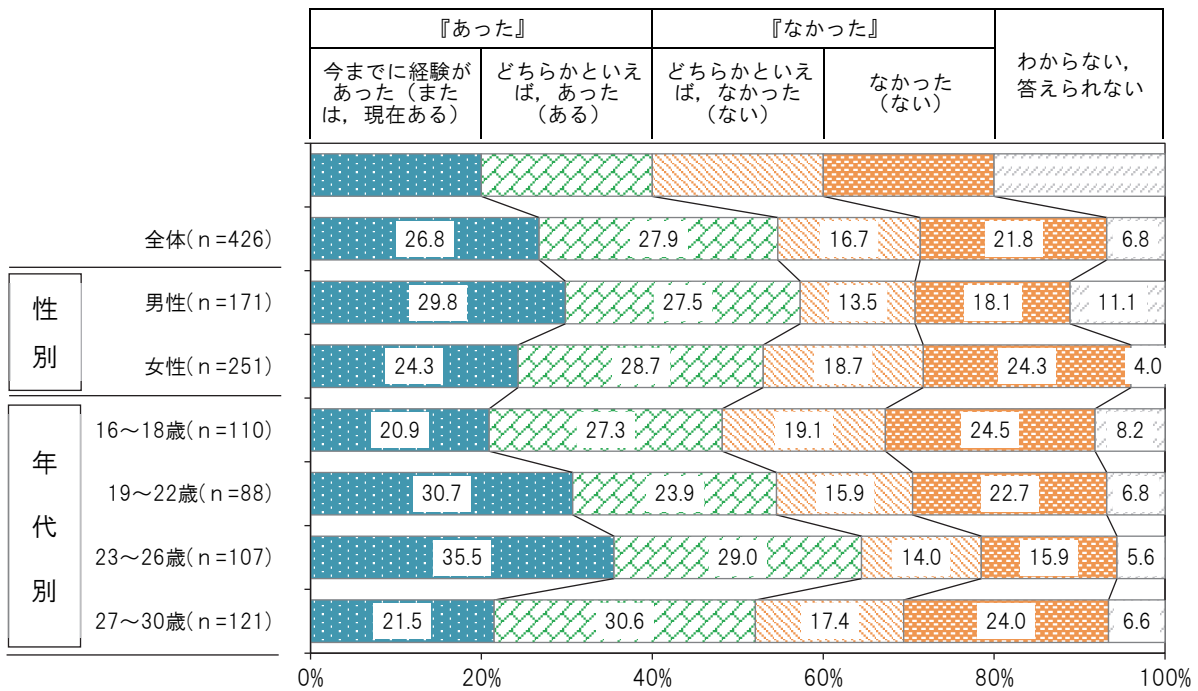
- ・今後、自分の子どもを持つことについてどのように思うかについて、全体では「子どもを持ちたいと思う」が63.1%となっています。
- ・年代別では、「19～22歳」は「わからない」が40.9%、「27～30歳」は「子どもを持ちたいと思う」が75.2%と、それぞれ他の年代より高くなっています。



(5) 悩みごと・困難があった時の対応について

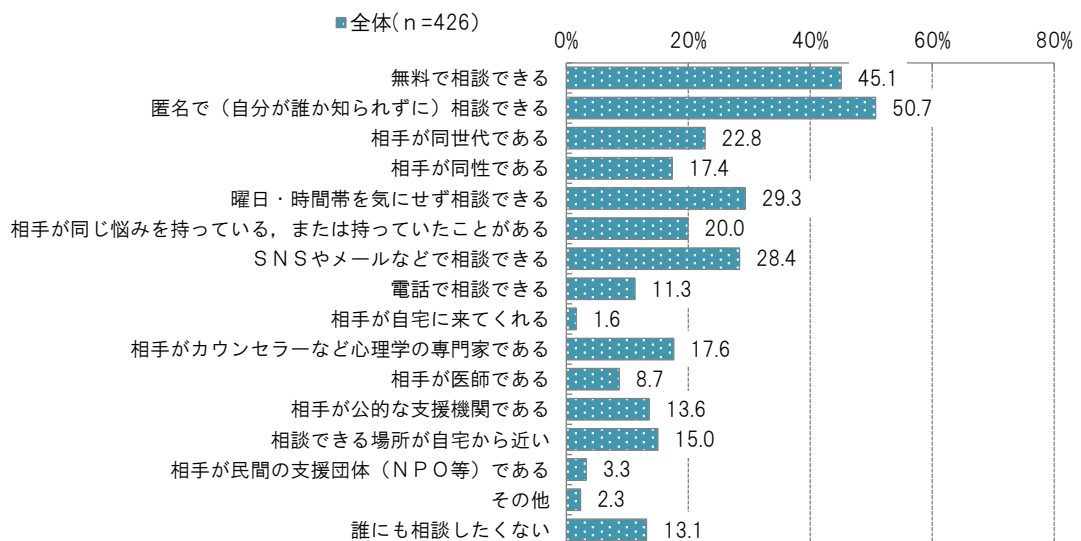
問 今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験、または現在、社会生活や日常生活を円滑に送っていない状況があるかについて (N=426)

- ・ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、全体では『あった』は54.7%、『なかった』は38.5%となっています。
- ・ 年代別では、「23～26歳」は「今までに経験があった（または、現在ある）」が35.5%と、他の年代より高くなっています。



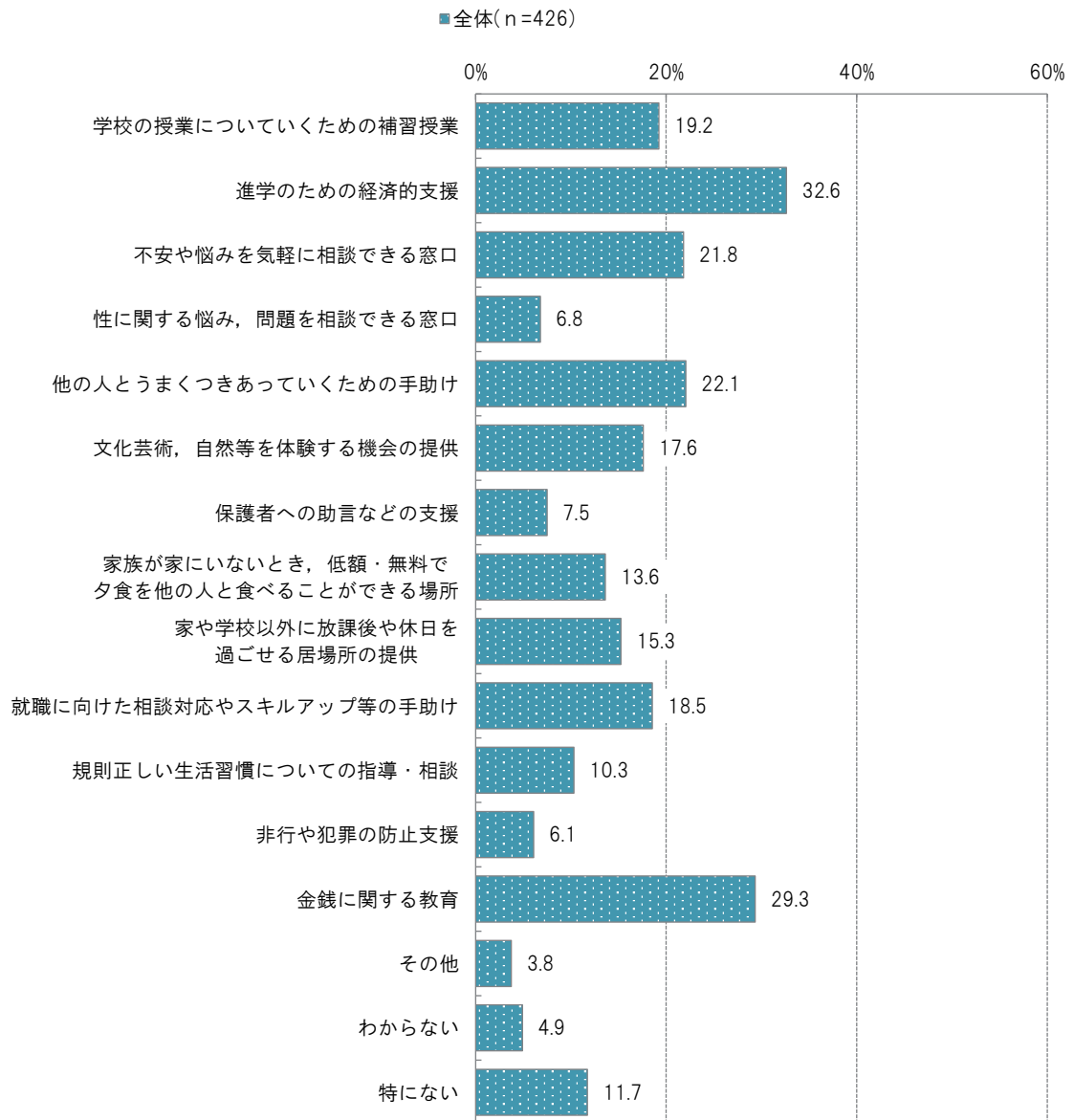
問 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となった時に、家族や知り合い以外にどのような人や場所なら、相談したいと思うかについて (N=426)

- ・ どのような人や場所なら、相談したいと思うかについては、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が50.7%と最も多く、次いで、「無料で相談できる」が45.1%、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」が29.3%、「SNSやメールなどで相談できる」が28.4%となっています。



問 小学生・中学生・高校生の頃にあればよかった、または、あったらよいと思う支援について
(N=426)

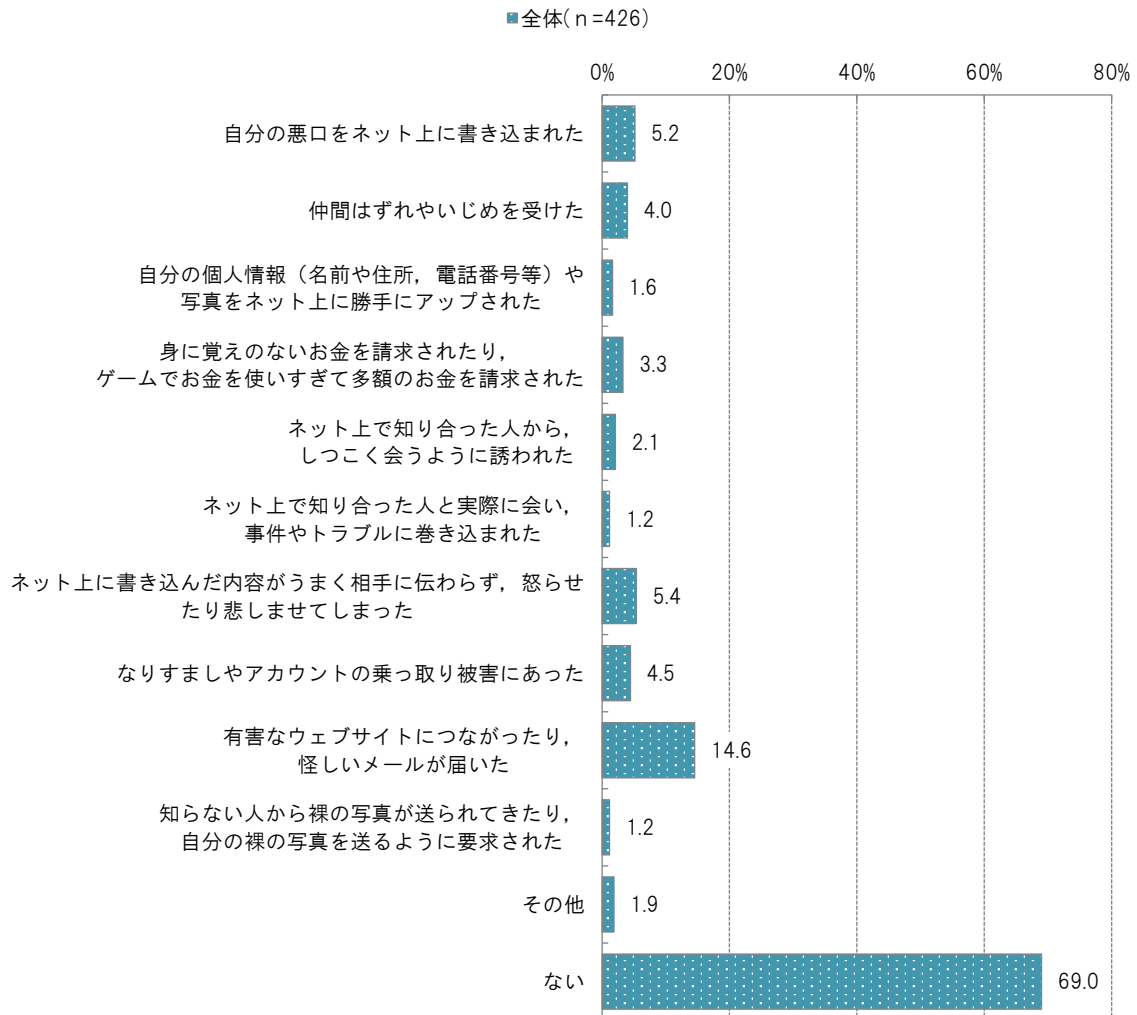
- 小学生・中学生・高校生の頃にあればよかった、または、あったらよいと思う支援については、「進学のための経済的支援」が32.6%と最も多く、次いで、「金銭に関する教育」が29.3%、「他の人とうまくつきあっていくための手助け」が22.1%、「不安や悩みを気軽に相談できる窓口」が21.8%となっています。



(6) スマートフォンなどの利用について

問 スマートフォン等を利用して、嫌な思いをしたり、トラブルに巻き込まれた経験について (N=426)

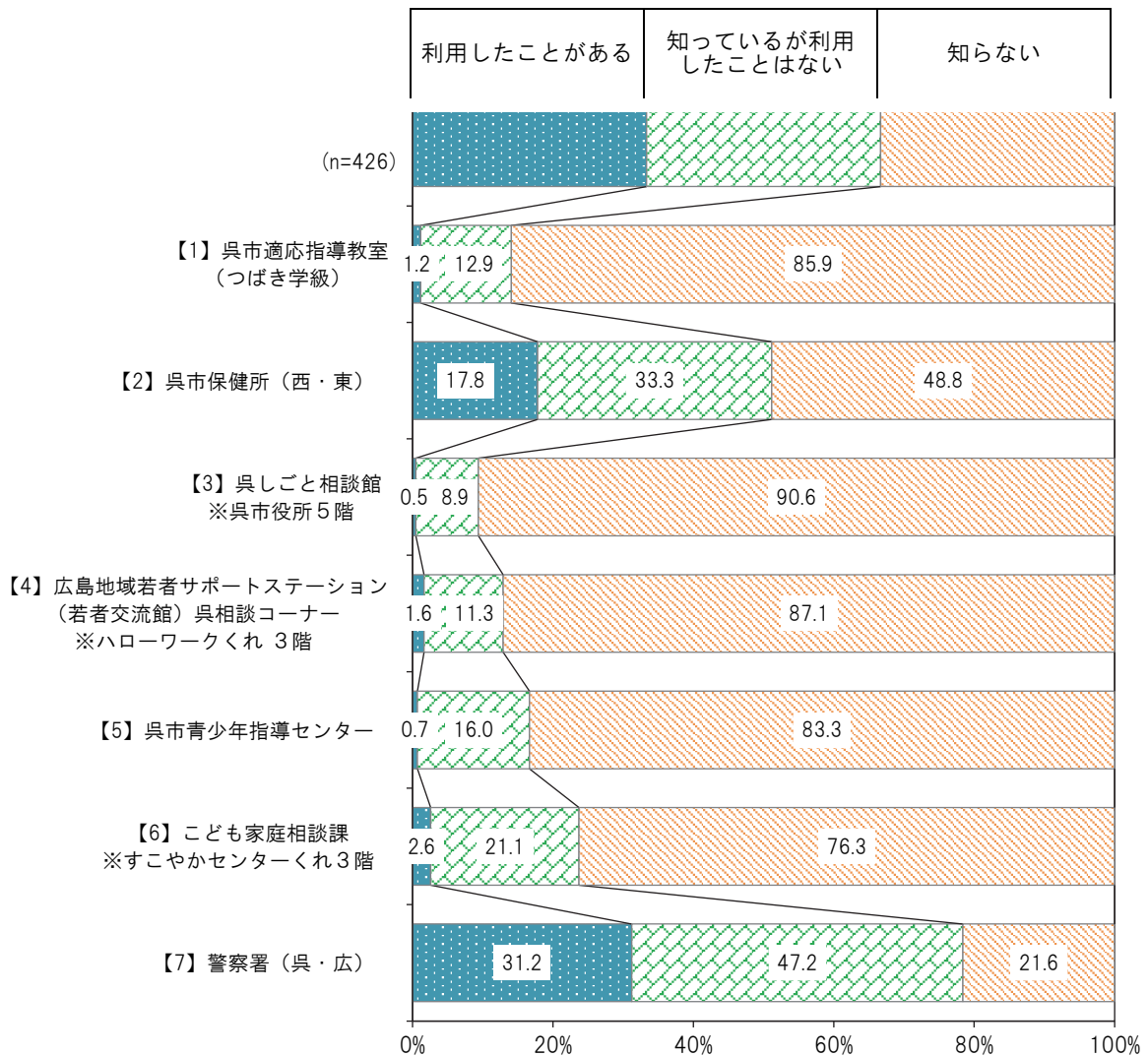
- スマートフォン等を利用して、嫌な思いをしたり、トラブルに巻き込まれたことがあるかについて、全体では、「ない」が69.0%と最も多くなっていますが、次いで「有害なウェブサイトにつながったり、怪しいメールが届いた」が14.6%となっています。



(7) 青少年・若者を対象とした施設について

問 呉市内の青少年・若者を支援する施設・窓口の認知・利用について (N=426)

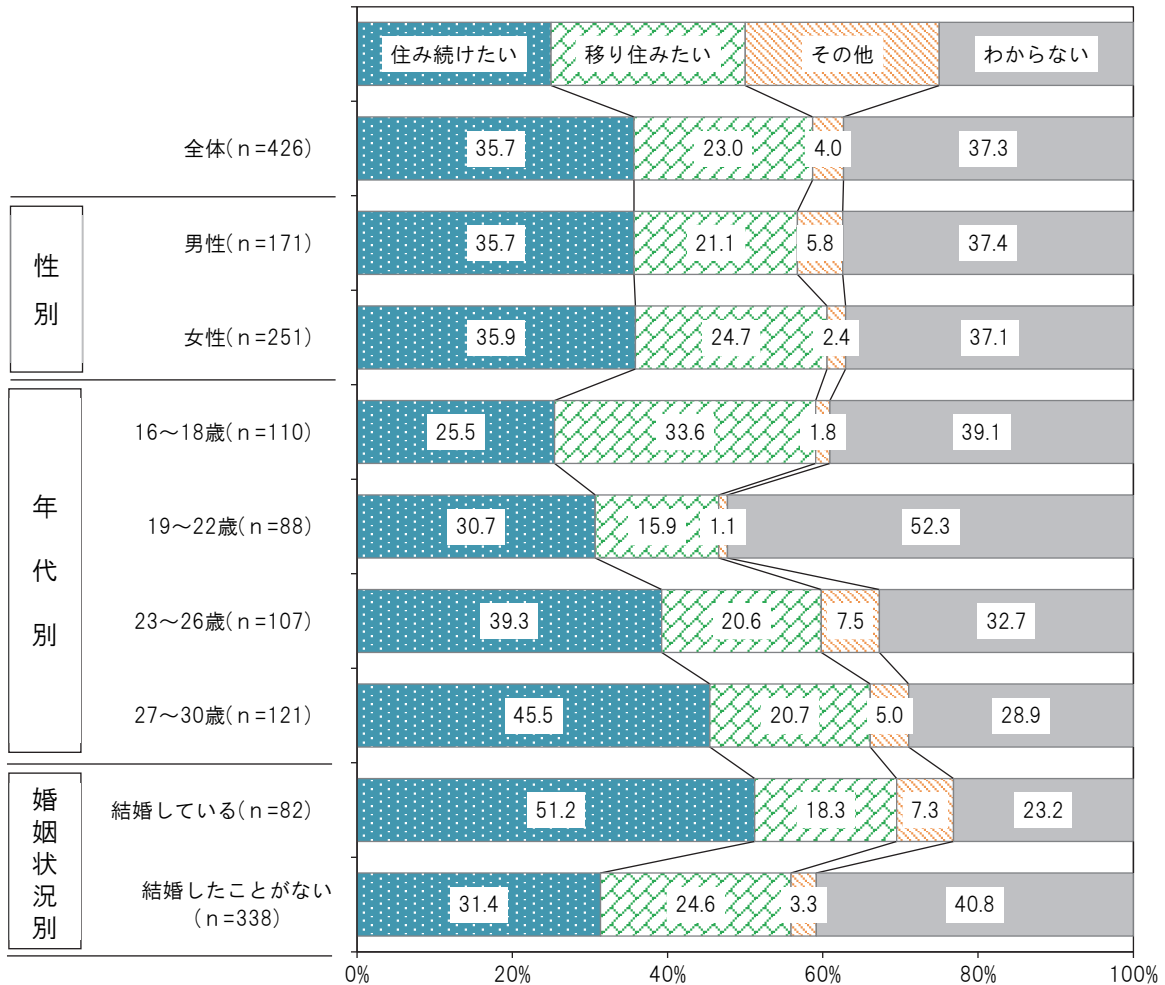
- ・ 「利用したことがある」は、「警察署（呉・広）」が31.2%と最も多く、次いで「呉市保健所（西・東）」が17.8%となっており、その他の施設・窓口は5%を下回っています。
- ・ 「知っているが利用したことはない」についても「警察署（呉・広）」が47.2%と最も多く、次いで「呉市保健所（西・東）」が33.3%、「こども家庭相談課」が21.1%となっています。
- ・ 「知らない」は、「呉しごと相談館」が90.6%、「広島地域若者サポートステーション（若者交流館）呉相談コーナー」が87.1%、「呉市適応指導教室（つばき学級）」が85.9%と多くなっています。



(8) 子どもや若者に関する施策, 意見反映について

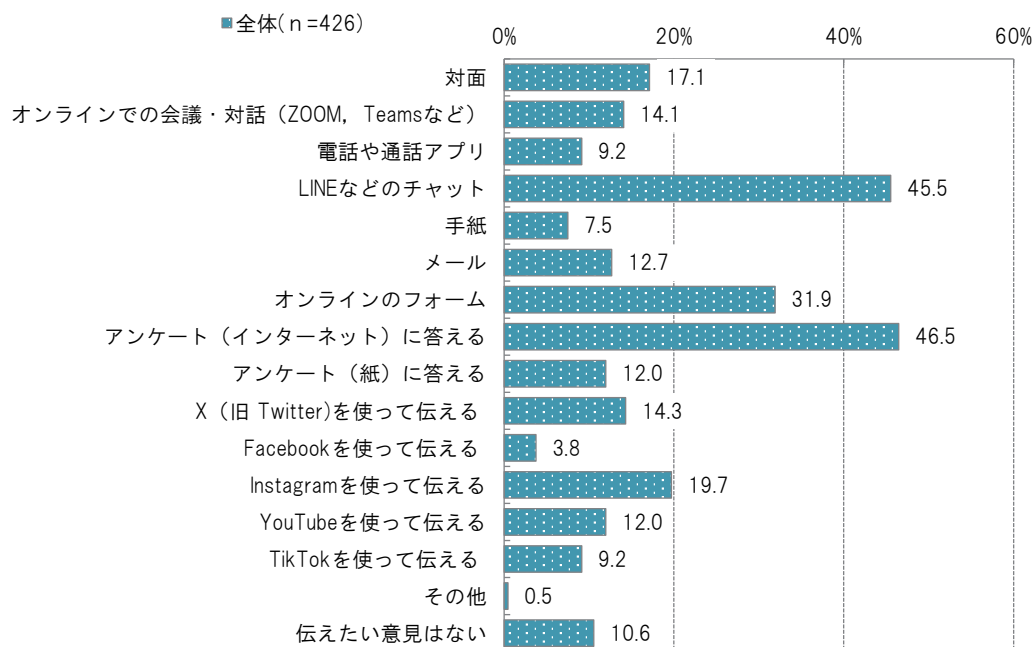
問 今後も呉市に住み続けたいと思うかについて (N=426)

- ・ 今後も呉市に住み続けたいと思うかについて, 全体では, 「住み続けたい」が35.7%, 「わからない」が37.3%, 「移り住みたい」が23.0%となっています。
- ・ 年代別では, 「27~30歳」は「住み続けたい」が45.5%と多く, 「住み続けたい」の割合は年代が上がる程高くなっています。一方, 「16~18歳」は「移り住みたい」が33.6%と他の年代より多くなっています。
- ・ 婚姻状況別では, 「結婚している」人は「住み続けたい」が51.2%と「結婚したことがない」人の31.4%より19.8ポイント高くなっています。



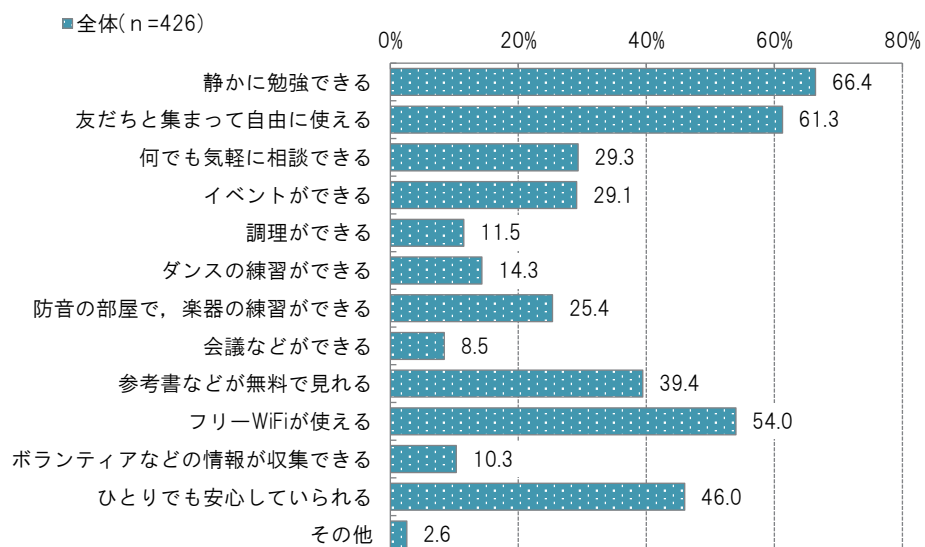
問 どのような方法や手段があれば、呉市に対して意見を伝えやすいかについて (N=426)

- どのような方法や手段があれば、呉市に対して意見を伝えやすいかについて、全体では、「アンケート（インターネット）に答える」が46.5%、「LINEなどのチャット」が45.5%とともに4割以上と高くなっており、次いで「オンラインのフォーム」が31.9%、「Instagramを使って伝える」が19.7%、「対面」が17.1%となっています。



問 ユース世代（主に中学生・高校生）が優先的に利用できる施設について、どのような機能があったら良いかについて (N=426)

- ユース世代が優先的に利用できる施設について、どのような機能があったら良いかについて、全体では、「静かに勉強できる」が66.4%、「友だちと集まって自由に使える」が61.3%とともに6割以上と高くなっており、次いで「フリーWiFiが使える」が54.0%、「ひとりでも安心していただける」が46.0%、「参考書などが無料で見れる」が39.4%となっています。



(3) 呉市子供の生活に関する実態調査結果概要

■ 目的

この調査は、子供の生活状況や子供との関わり、家庭の状況などを伺い、今後の子供・子育て支援施策の充実や改善につなげる基礎資料とするため、広島県と共同で実施しました。

■ 調査対象

呉市立の学校に通う小学5年生とその保護者及び中学2年生とその保護者

■ 調査方法

学校を通じて配布し、回収（無記名、密封調査）

■ 調査期間

令和5年6月19日(月)から7月18日(火)まで（30日間）

■ 回収状況

区 分		小学校5年生の 家庭	中学校2年生の 家庭
調査対象者数	子供	1,620人	1,615人
	保護者	1,620人	1,615人
有効回答数 (回答率)	子供	1,435人 (88.6%)	1,355人 (83.9%)
	保護者	1,430人 (88.3%)	1,355人 (83.9%)

■ 調査結果の見方

- ① 図表中に示すN（n）は、回答総数です。
- ② 割合はNを100%として算出し、図表中の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。
- ③ 回答が二つ以上ある複数回答は、比率の合計が100%を超える場合があります。

(1) 保護者の生活状況

①等価世帯収入について

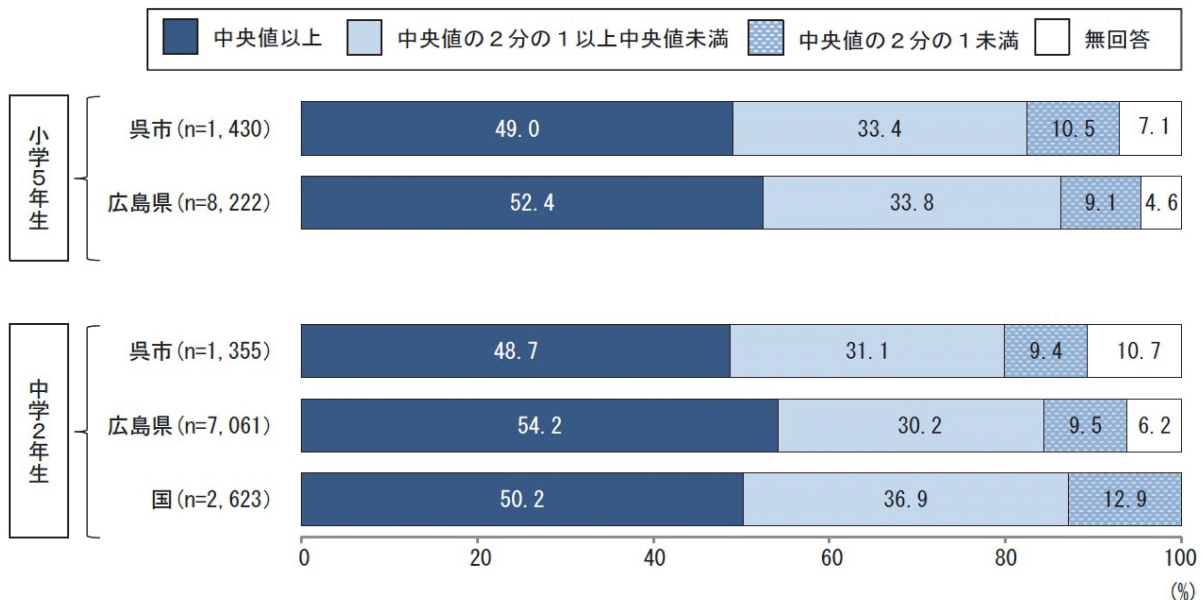
等価世帯収入（全体）

- ・ 等価世帯収入※の水準について、小学5年生の保護者では、「中央値の2分の1未満」が10.5%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が33.4%、「中央値以上」が49.0%となっており、広島県と比較して大きな差はみられません。
- ・ 中学2年生の保護者では、「中央値の2分の1未満」が9.4%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が31.1%、「中央値以上」が48.7%となっており、広島県と比較すると、「中央値以上」は呉市（48.7%）が広島県（54.2%）を5.5ポイント下回っています。また、国と比較すると、「中央値の2分の1以上中央値未満」は呉市（31.1%）が国（36.9%）を5.8ポイント下回っています。

※等価世帯収入

世帯の年間収入の水準について、「子供と同居し、生計を同一にしている家族の人数」の情報も踏まえて次のとおり処理をし、「等価世帯収入」による分類を行いました。

- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。
- 上記の値を、別問で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。



※国調査は単身赴任が含まれていない。また無回答を除いて集計している

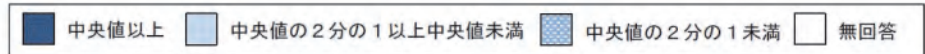
等価世帯収入（世帯の状況別）

【小学5年生の保護者】

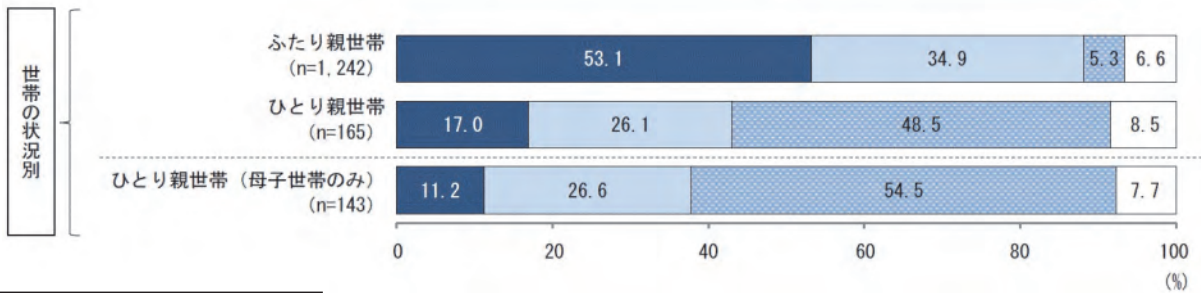
- ・ 世帯の状況別にみると、「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では5.3%、「ひとり親世帯全体」では48.5%、「母子世帯のみ」では54.5%となっています。

【中学2年生の保護者】

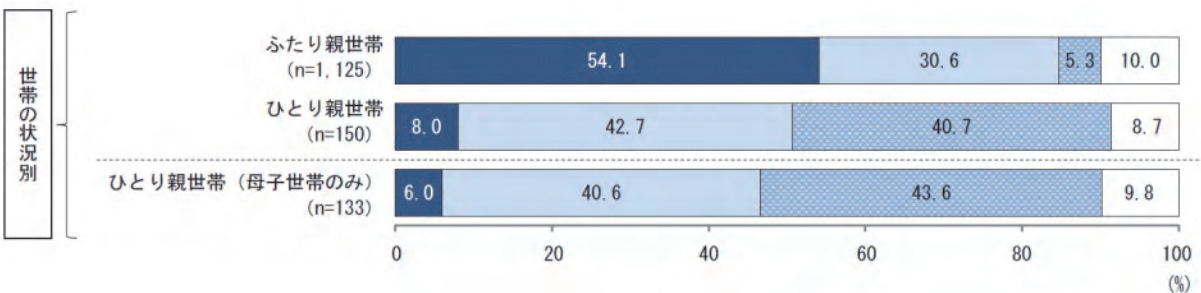
- ・ 世帯の状況別にみると、「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では5.3%、「ひとり親世帯全体」では40.7%、「母子世帯のみ」では43.6%となっています。



小学5年生の保護者



中学2年生の保護者



②現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて

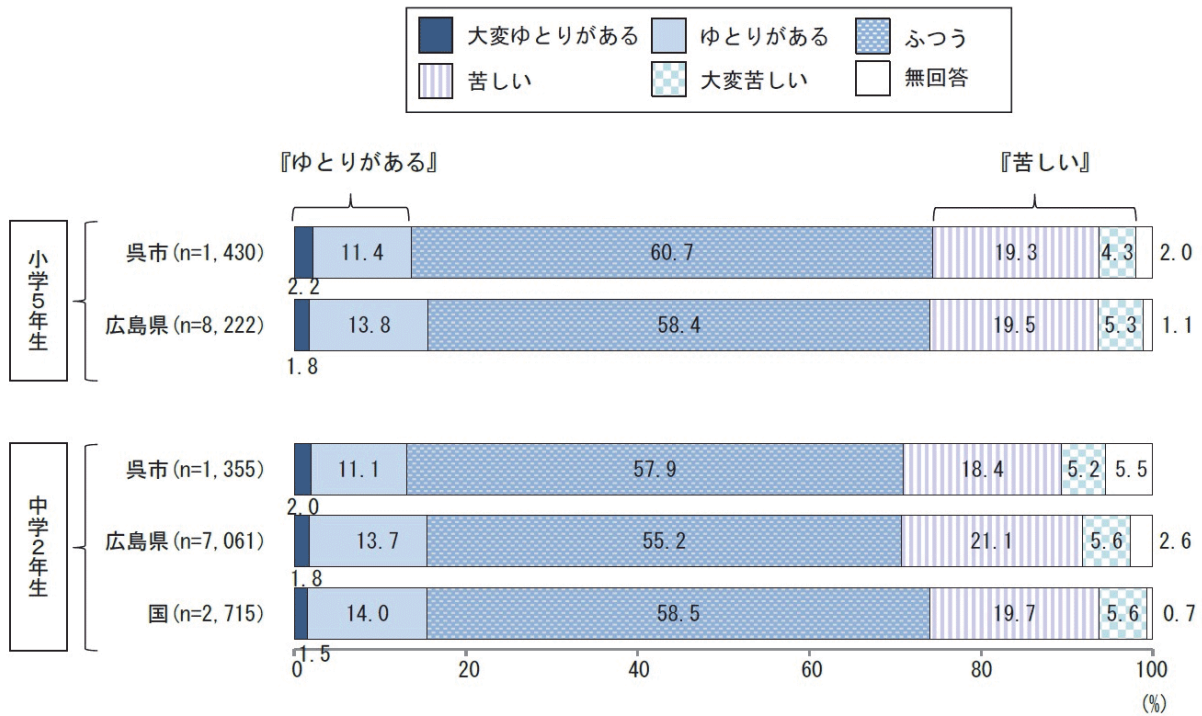
現在の暮らしの状況をどのように感じているか（全体）

【小学5年生の保護者】

- ・ 『ゆとりがある（「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせた割合）』が13.6%，「ふつう」が60.7%，『苦しい（「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合）』が23.6%となっています。広島県と比較すると、大きな差はみられません。

【中学2年生の保護者】

- ・ 『ゆとりがある』が13.1%，「ふつう」が57.9%，『苦しい』が23.6%となっています。広島県、国と比較すると、どちらも大きな差はみられません。



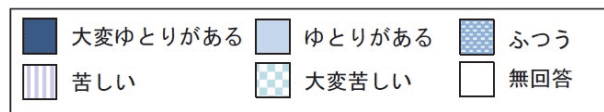
現在の暮らしの状況をどのように感じているか（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生の保護者】

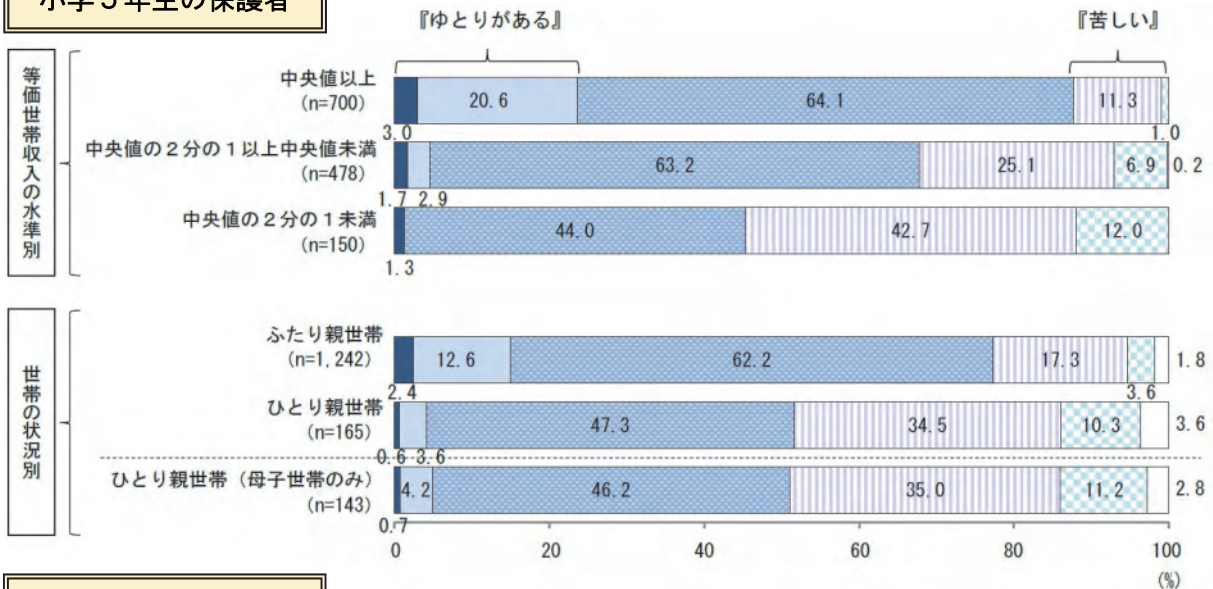
・ 等価世帯収入の水準別にみると、『苦しい（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）』は、「中央値以上」では12.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では32.0%、「中央値の2分の1未満」では54.7%となっています。また、世帯の状況別にみると、『苦しい』は、「ふたり親世帯」では20.9%、「ひとり親世帯全体」では44.8%、「母子世帯のみ」では46.2%となっています。

【中学2年生の保護者】

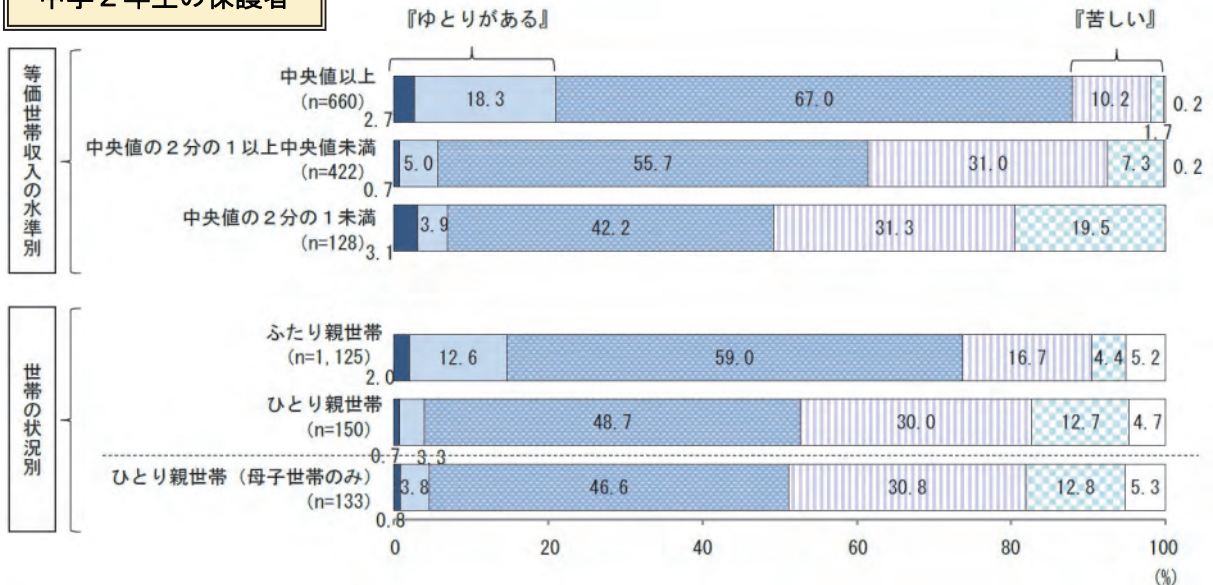
・ 等価世帯収入の水準別にみると、『苦しい』は、「中央値以上」では11.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では38.3%、「中央値の2分の1未満」では50.8%となっています。また、世帯の状況別にみると、『苦しい』は、「ふたり親世帯」では21.1%、「ひとり親世帯全体」では42.7%、「母子世帯のみ」では43.6%となっています。



小学5年生の保護者



中学2年生の保護者



③保護者が子供にしていること-習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる

習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的にできない」は、「中央値以上」では1.6%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では11.1%、「中央値の2分の1未満」では27.3%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的にできない」は、「ふたり親世帯」では5.7%、「ひとり親世帯」では20.6%となっています。

【中学2年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的にできない」は、「中央値以上」では3.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では15.2%、「中央値の2分の1未満」では29.7%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的にできない」は、「ふたり親世帯」では7.6%、「ひとり親世帯」では30.7%となっています。

習い事 (音楽・スポーツ・習字等) に通わせる		等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値 以上	中央値の 2分の1 以上中央 値未満	中央値の 2分の1 未満	ふたり親	ひとり親 母子世帯 のみ	
小学5年生の 保護者	している	90.0%	74.5%	52.7%	82.5%	58.8%	60.1%
	したくない (方針でしない)	6.0%	10.0%	15.3%	8.2%	13.3%	10.5%
	経済的にできない	1.6%	11.1%	27.3%	5.7%	20.6%	21.7%
	無回答	2.4%	4.4%	4.7%	3.5%	7.3%	7.7%
中学2年生の 保護者	している	68.5%	56.4%	41.4%	65.6%	41.3%	42.1%
	したくない (方針でしない)	18.9%	19.7%	18.0%	17.8%	18.7%	17.3%
	経済的にできない	3.9%	15.2%	29.7%	7.6%	30.7%	31.6%
	無回答	8.6%	8.8%	10.9%	9.1%	9.3%	9.0%

④保護者が子供にしていること-学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）

学習塾に通わせる（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的にできない」は、「中央値以上」では 8.1%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では 25.5%、「中央値の2分の1未満」では 46.0%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的にできない」は、「ふたり親世帯」では 15.2%、「ひとり親世帯」では 43.6%となっています。

【中学2年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的にできない」は、「中央値以上」では 5.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では 19.0%、「中央値の2分の1未満」では 41.4%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的にできない」は、「ふたり親世帯」では 11.6%、「ひとり親世帯」では 35.3%となっています。

学習塾に通わせる (または家庭教師に 来てもらう)		等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値 以上	中央値の 2分の1 以上中央 値未満	中央値の 2分の1 未満	ふたり親	ひとり親	母子世帯 のみ
小学5年生の 保護者	している	45.1%	27.2%	16.7%	36.9%	20.0%	20.3%
	したくない (方針でしない)	42.9%	42.5%	32.0%	42.9%	29.1%	27.3%
	経済的にできない	8.1%	25.5%	46.0%	15.2%	43.6%	45.5%
	無回答	3.9%	4.8%	5.3%	5.0%	7.3%	7.0%
中学2年生の 保護者	している	54.8%	43.6%	28.9%	49.4%	33.3%	35.3%
	したくない (方針でしない)	30.8%	29.4%	20.3%	30.2%	22.7%	19.5%
	経済的にできない	5.9%	19.0%	41.4%	11.6%	35.3%	36.8%
	無回答	8.5%	8.1%	9.4%	8.8%	8.7%	8.3%

⑤保護者が子供にしていること-遊園地やテーマパークに行く

遊園地やテーマパークに行く（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的な理由でない」は、「中央値以上」では 2.4%、「中央値の 2 分の 1 以上中央値未満」では 11.1%、「中央値の 2 分の 1 未満」では 22.0%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的な理由でない」は、「ふたり親世帯」では 6.7%、「ひとり親世帯」では 15.2%となっています。

【中学2年生の保護者】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「経済的な理由でない」は、「中央値以上」では 3.0%、「中央値の 2 分の 1 以上中央値未満」では 11.8%、「中央値の 2 分の 1 未満」では 22.7%となっています。
- ・ 世帯の状況別にみると、「経済的な理由でない」は、「ふたり親世帯」では 6.6%、「ひとり親世帯」では 17.3%となっています。

遊園地やテーマパークに行く		等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親	ひとり親	母子世帯のみ
小学5年生の保護者	ある	84.9%	74.5%	49.3%	78.7%	63.0%	62.9%
	経済的な理由でない	2.4%	11.1%	22.0%	6.7%	15.2%	17.5%
	時間の制約でない	3.7%	2.7%	8.0%	3.5%	3.6%	2.8%
	その他の理由でない	6.3%	7.1%	16.7%	7.6%	10.9%	9.8%
	無回答	2.7%	4.6%	4.0%	3.5	7.3%	7.0%
中学2年生の保護者	ある	73.5%	60.4%	46.9%	68.1%	54.0%	54.9%
	経済的な理由でない	3.0%	11.8%	22.7%	6.6%	17.3%	18.8%
	時間の制約でない	6.4%	6.4%	4.7%	6.1%	6.0%	5.3%
	その他の理由でない	9.5%	14.2%	15.6%	11.5%	14.0%	12.8%
	無回答	7.6%	7.1%	10.2%	7.7%	8.7%	8.3%

(2) 子供の学習の状況

①ふだんの勉強の仕方について

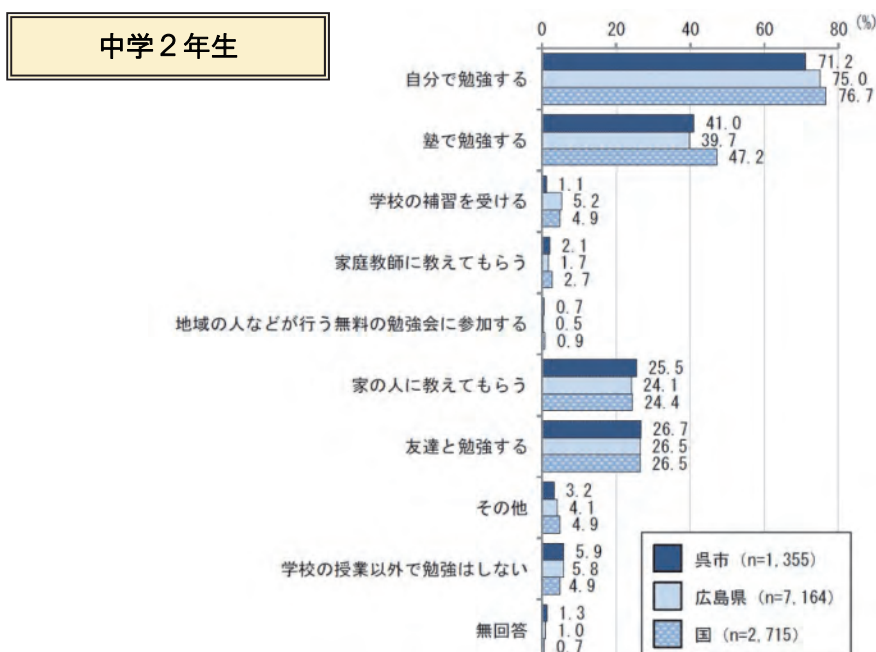
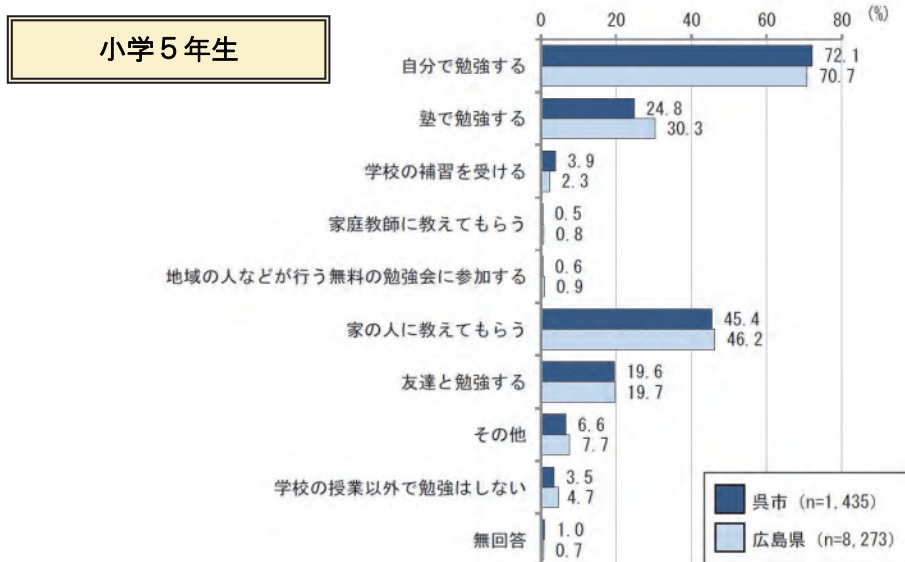
ふだんの勉強の仕方について (全体)

【小学5年生】

- ・ 「自分で勉強する」が72.1%と最も多く、次いで「家の人に教えてもらう」が45.4%、「塾で勉強する」が24.8%などの順となっています。広島県と比較すると、「塾で勉強する」は、呉市(24.8%)が広島県(30.3%)を5.5ポイント下回っています。

【中学2年生】

- ・ 「自分で勉強する」が71.2%と最も多く、次いで「塾で勉強する」が41.0%、「友達と勉強する」が26.7%などの順となっています。広島県と比較すると、大きな差はみられませんが、国と比較すると、「自分で勉強する」は、呉市(71.2%)が国(76.7%)を5.5ポイント、「塾で勉強する」は、呉市(41.0%)が国(47.2%)を6.2ポイント下回っています。



ふだんの勉強の仕方について（等価世帯収入の水準別）

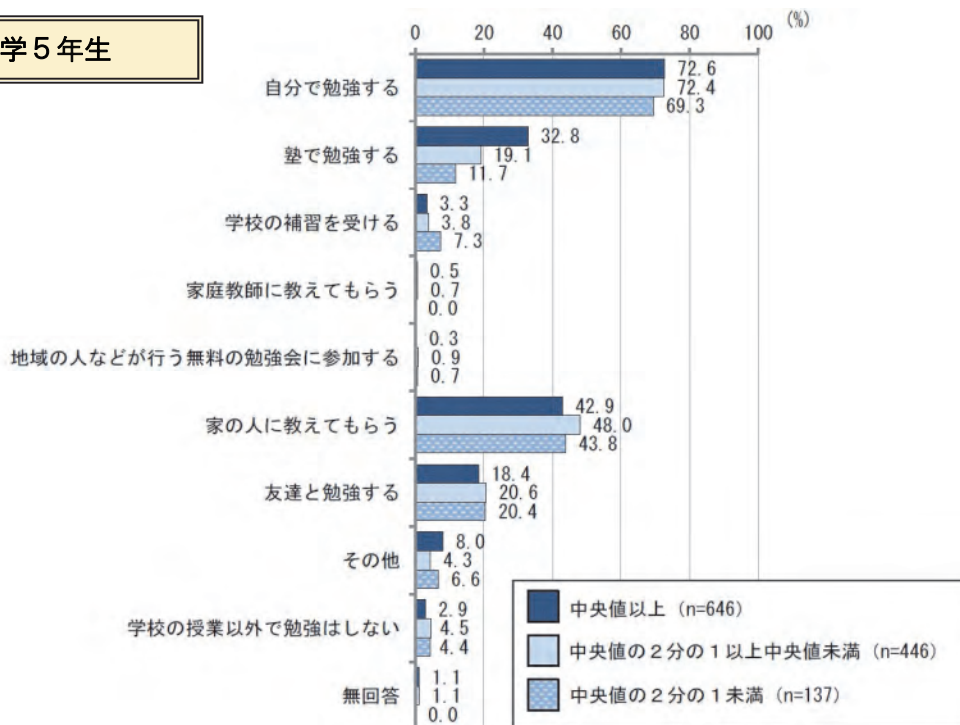
【小学5年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「塾で勉強する」が11.7%と他の世帯と比べて低くなっています。

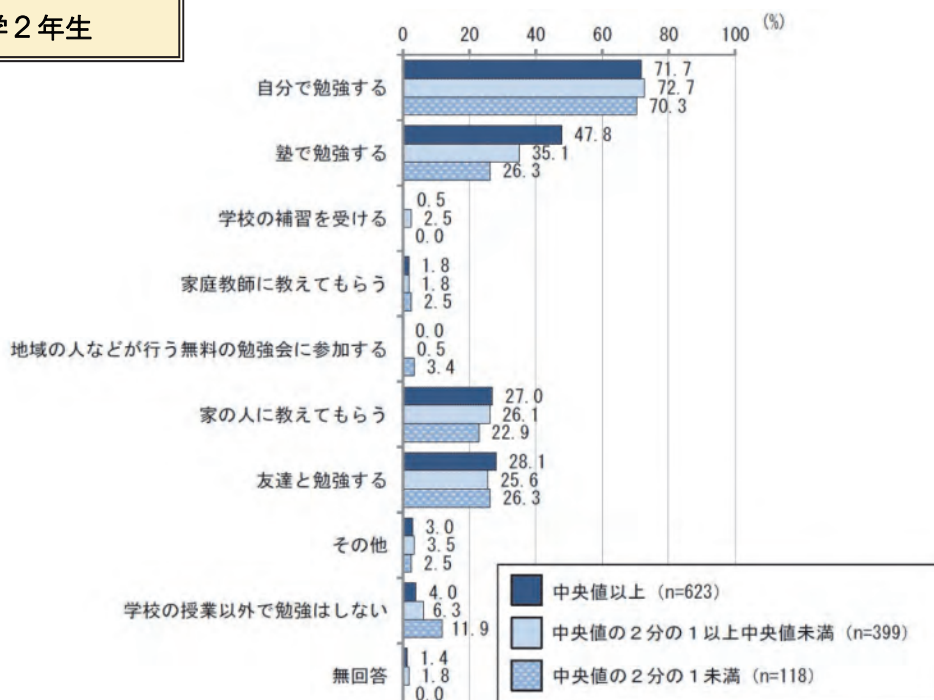
【中学2年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「塾で勉強する」が26.3%と他の世帯と比べて低くなっています。一方で、「学校の授業以外で勉強はしない」は11.9%と高くなっています。

小学5年生



中学2年生



ふだんの勉強の仕方について（世帯の状況別）

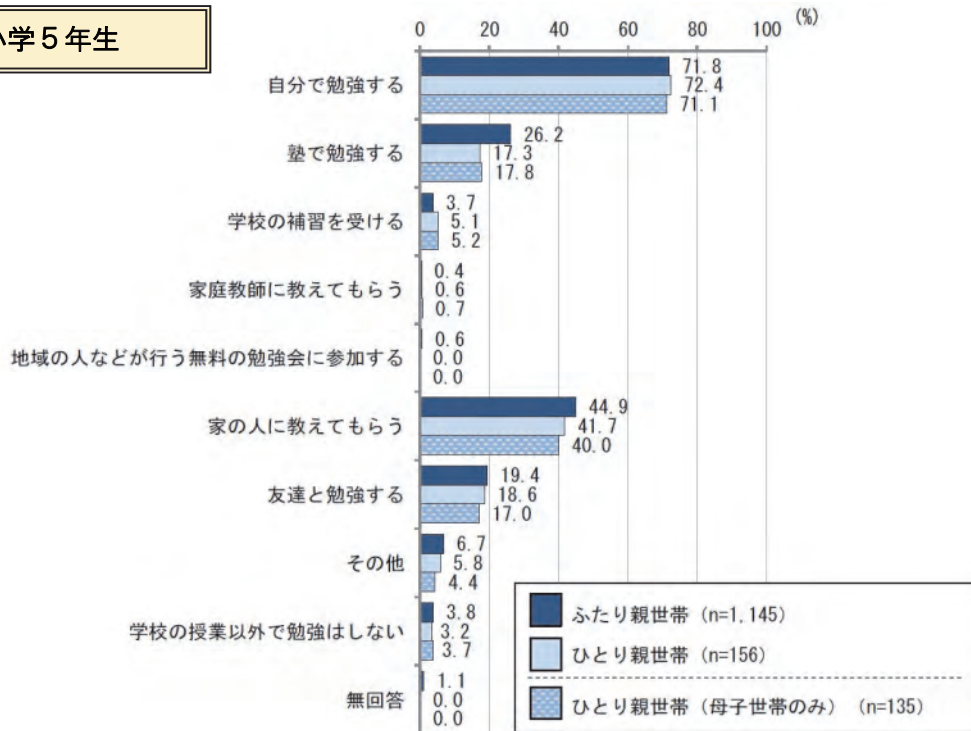
【小学5年生】

- ・世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」は「ふたり親世帯」に比べて、「塾で勉強する」が17.3%と低くなっています。

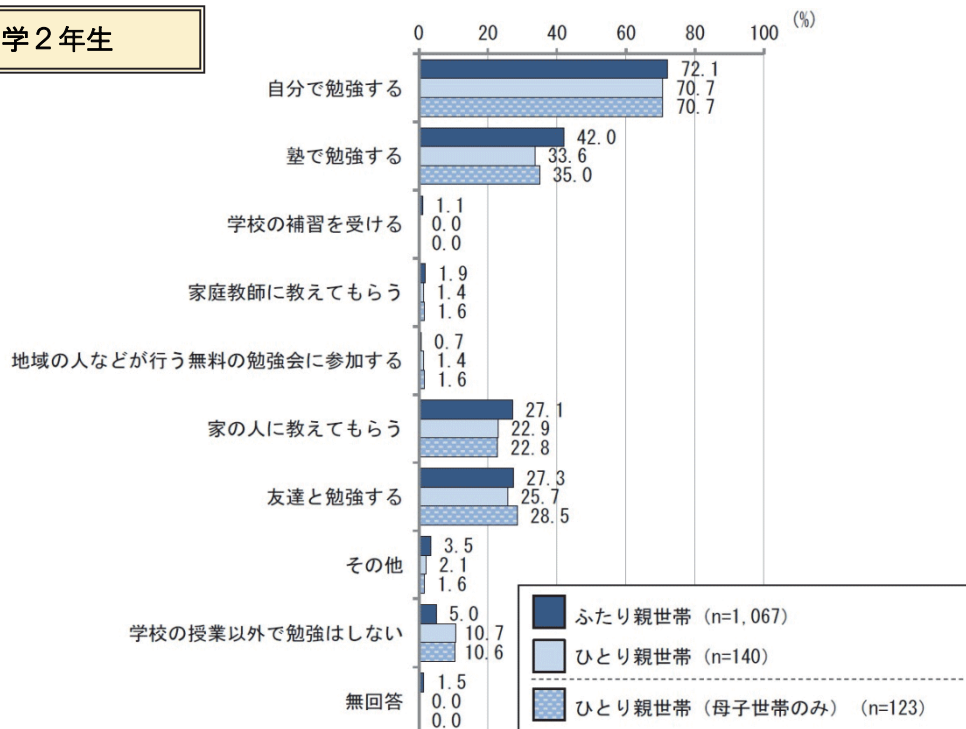
【中学2年生】

- ・世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」は「ふたり親世帯」に比べて、「塾で勉強する」が33.6%と低くなっています。一方で、「学校の授業以外で勉強はしない」は10.7%と高くなっています。

小学5年生



中学2年生



②クラスの中での成績について

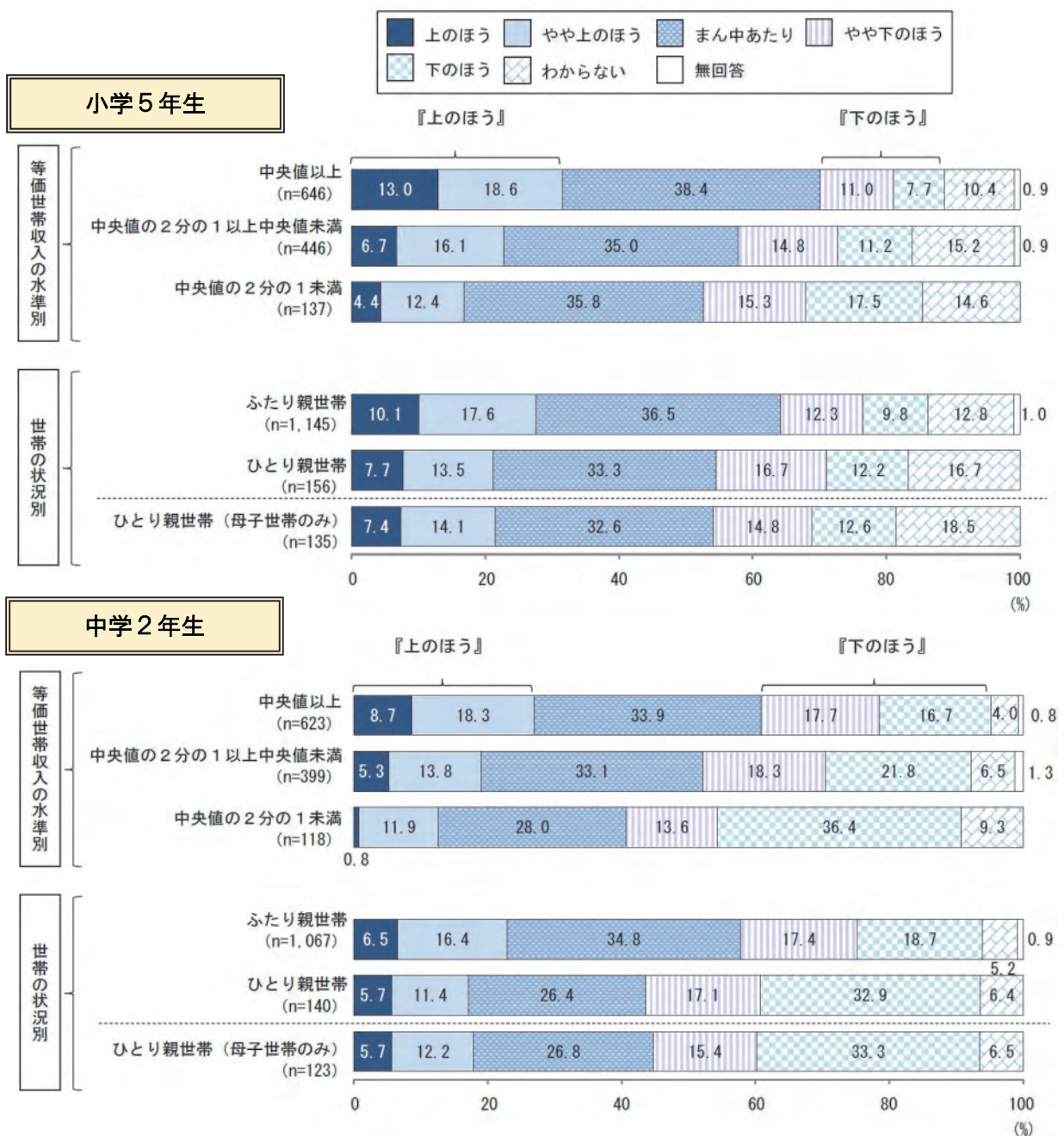
自分の成績はクラスの中でどのくらいだと思うか（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生】

- 等価世帯収入の水準別にみると、「やや下のほう」と「下のほう」をあわせた『下のほう』と回答した児童は、「中央値以上」では18.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では26.0%、「中央値の2分の1未満」では32.8%となっています。世帯の状況別にみると、『下のほう』は、「ふたり親世帯」では22.1%、「ひとり親世帯」では28.9%となっています。

【中学2年生】

- 等価世帯収入の水準別にみると、『下のほう』と回答した生徒は、「中央値以上」では34.4%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では40.1%、「中央値の2分の1未満」では50.0%となっています。世帯の状況別にみると、『下のほう』は、「ふたり親世帯」では36.1%、「ひとり親世帯」では50.0%となっています。



(3) 子供の進路希望

①自分は将来どの学校に進学したいかについて

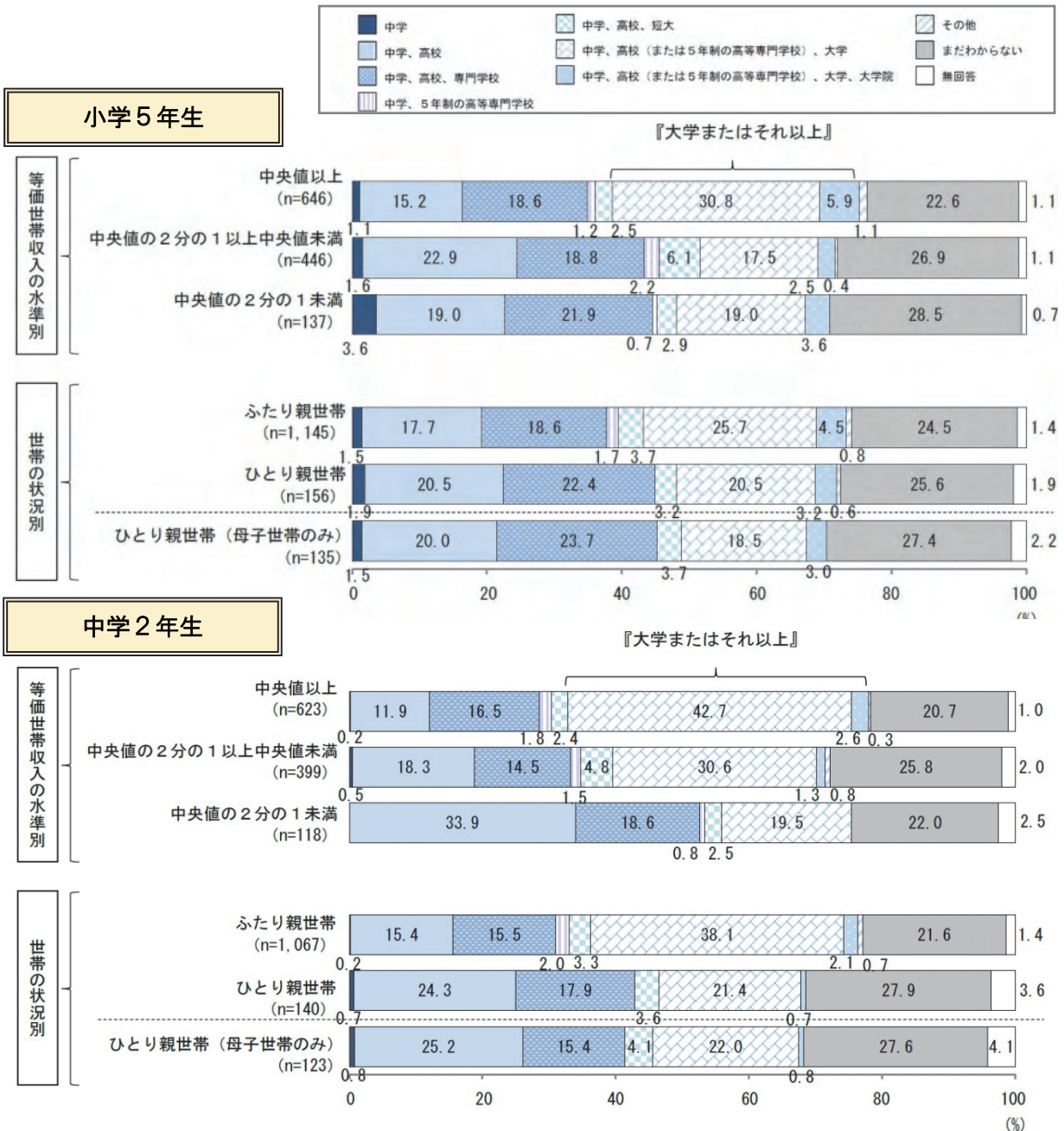
自分は将来どの学校に進学したいか（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「大学」と「大学院」をあわせた『大学またはそれ以上』は、「中央値以上」では36.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では20.0%、「中央値の2分の1未満」では22.6%となっています。世帯の状況別にみると、『大学またはそれ以上』は、「ふたり親世帯」では30.2%、「ひとり親世帯」では23.7%となっています。

【中学2年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、『大学またはそれ以上』は、「中央値以上」では45.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では31.9%、「中央値の2分の1未満」では19.5%となっています。世帯の状況別にみると、『大学またはそれ以上』は、「ふたり親世帯」では40.2%、「ひとり親世帯」では22.1%となっています。



(4) 子供の心理的状态

①「自分ことが好きだ」と思うかについて

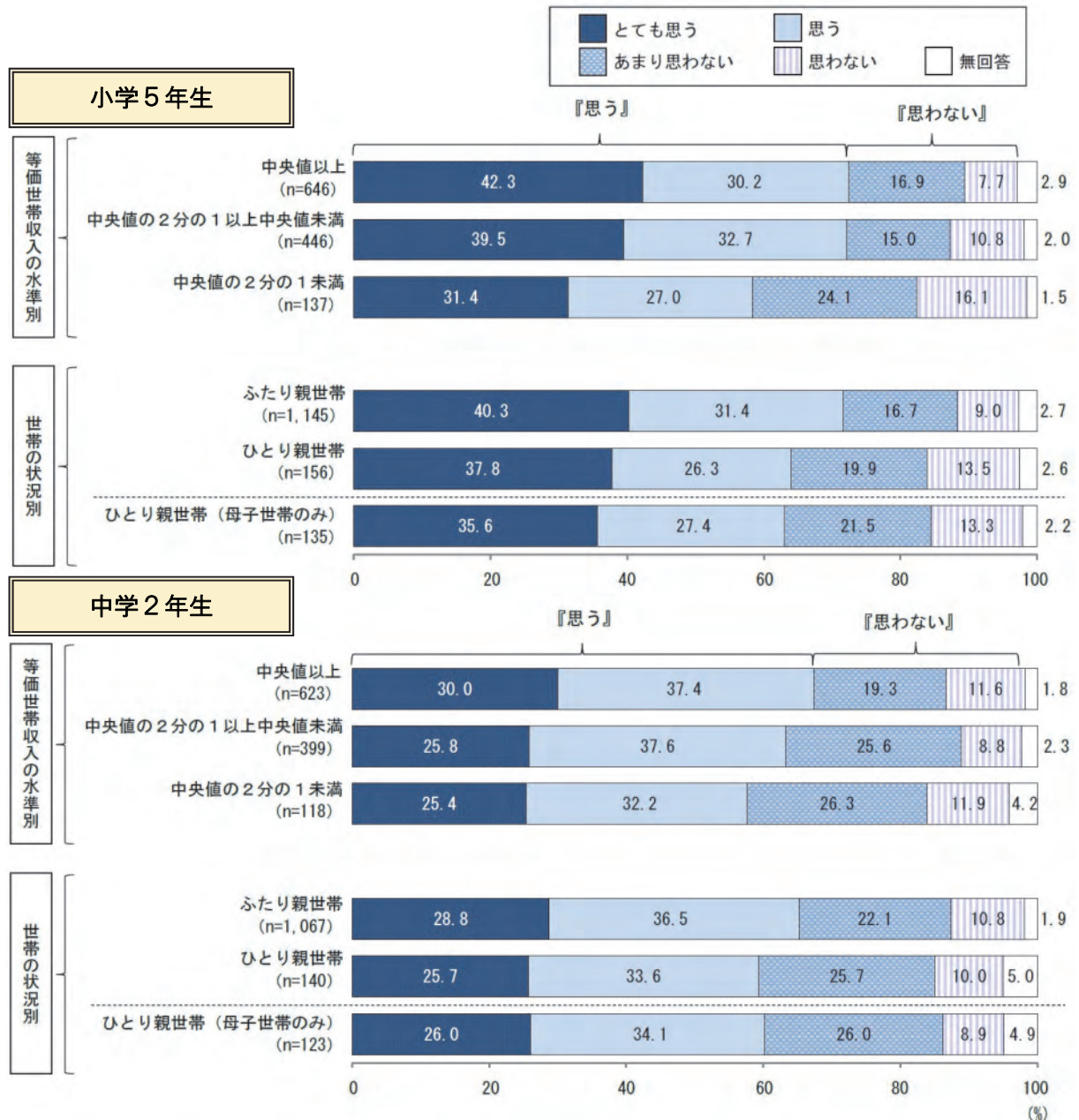
「自分ことが好きだ」と思うか（等価世帯収入の水準別・世帯の状況別）

【小学5年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「あまり思わない」と「思わない」をあわせた『思わない』は、「中央値以上」では24.6%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では25.8%、「中央値の2分の1未満」では40.2%となっています。世帯の状況別にみると、『思わない』は、「ふたり親世帯」では25.7%、「ひとり親世帯」では33.4%となっています。

【中学2年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、『思わない』は、「中央値以上」では30.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では34.4%、「中央値の2分の1未満」では38.2%となっています。世帯の状況別にみると、『思わない』は、「ふたり親世帯」では32.9%、「ひとり親世帯」では35.7%となっています。



(5) 子供の日常的な生活の状況

①平日の放課後に誰と過ごすことが一番多いかについて

平日の放課後に誰と過ごすことが一番多いか（等価世帯収入の水準別）

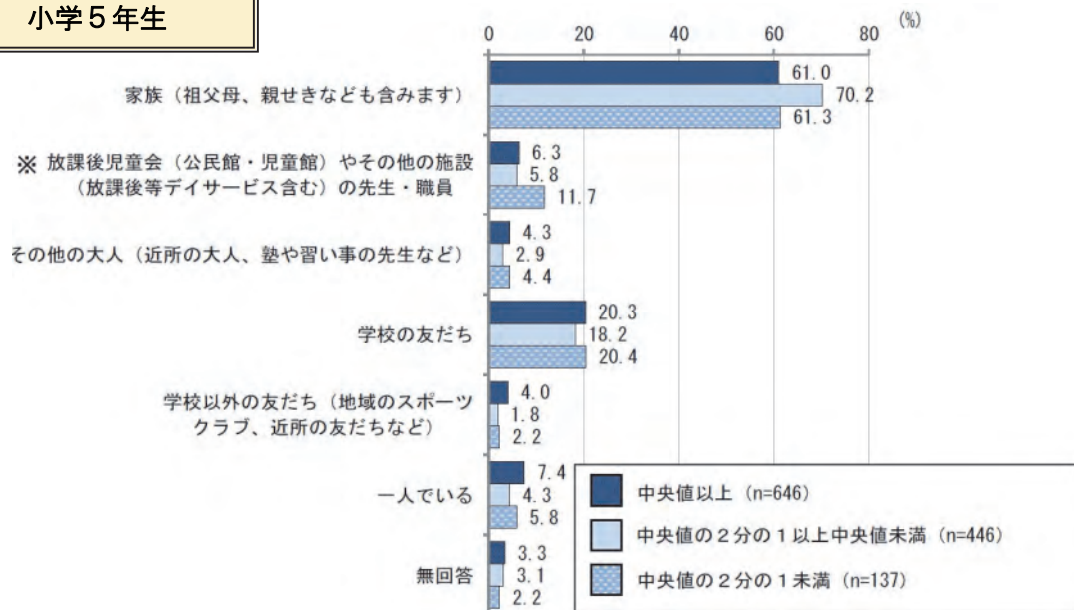
【小学5年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、「放課後児童会（公民館・児童館）やその他の施設（放課後等デイサービス含む）の先生・職員」が11.7%と他の世帯と比べて高くなっています。

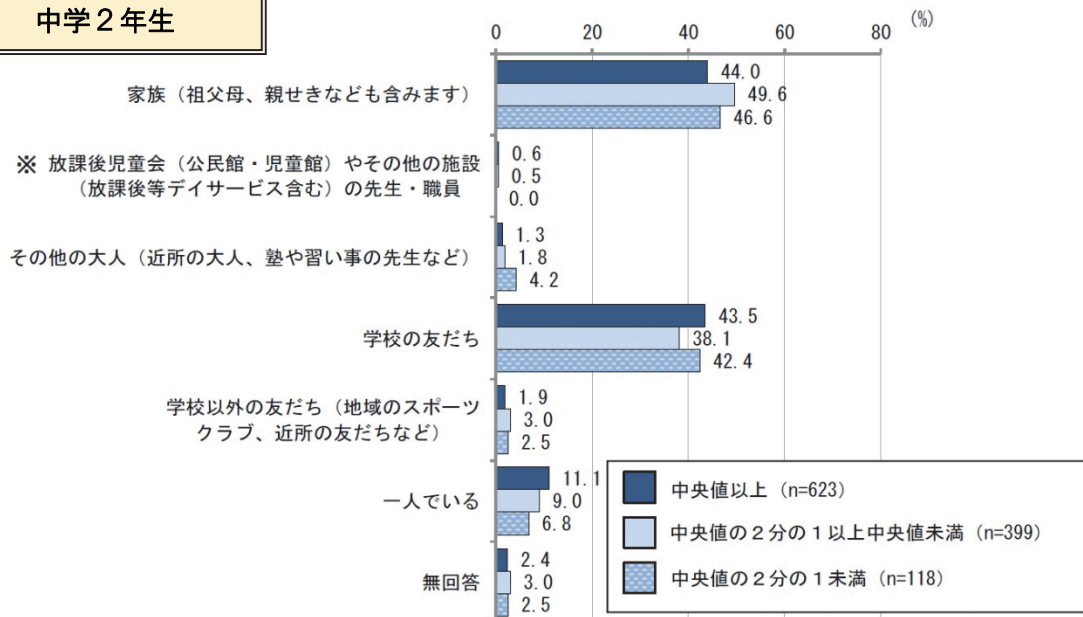
【中学2年生】

- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」では、他の世帯に比べて大きな差はみられません。

小学5年生



中学2年生



※小学生と中学生で選択肢内容が少し異なるため合体したものとしている

平日の放課後に誰と過ごすことが一番多いか（世帯の状況別）

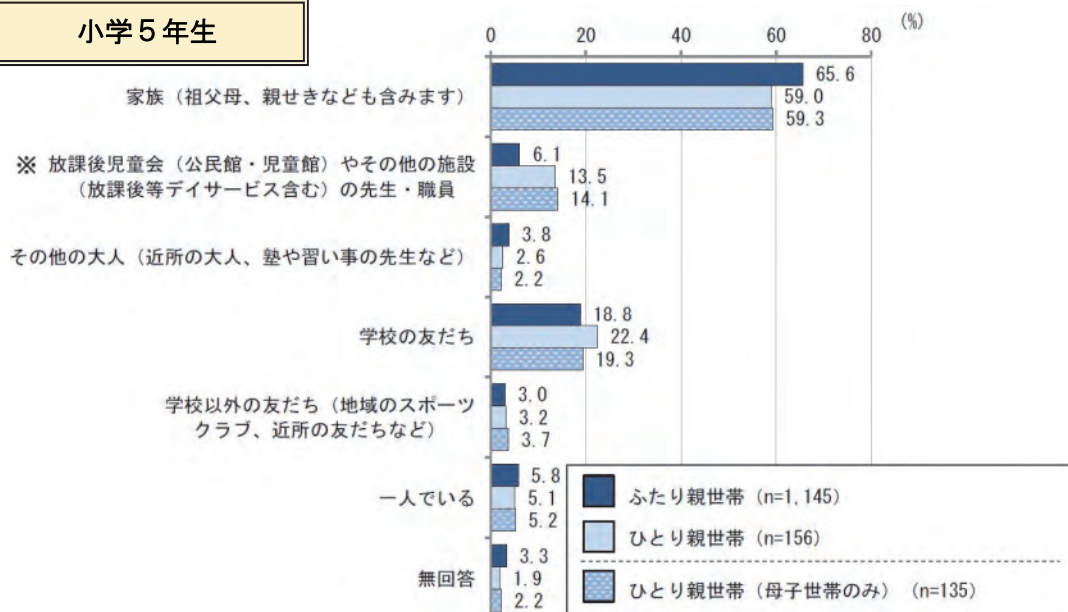
【小学5年生】

- ・世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」は「ふたり親世帯」に比べて、「放課後児童会（公民館・児童館）やその他の施設（放課後等デイサービス含む）の先生・職員」が13.5%と高くなっています。

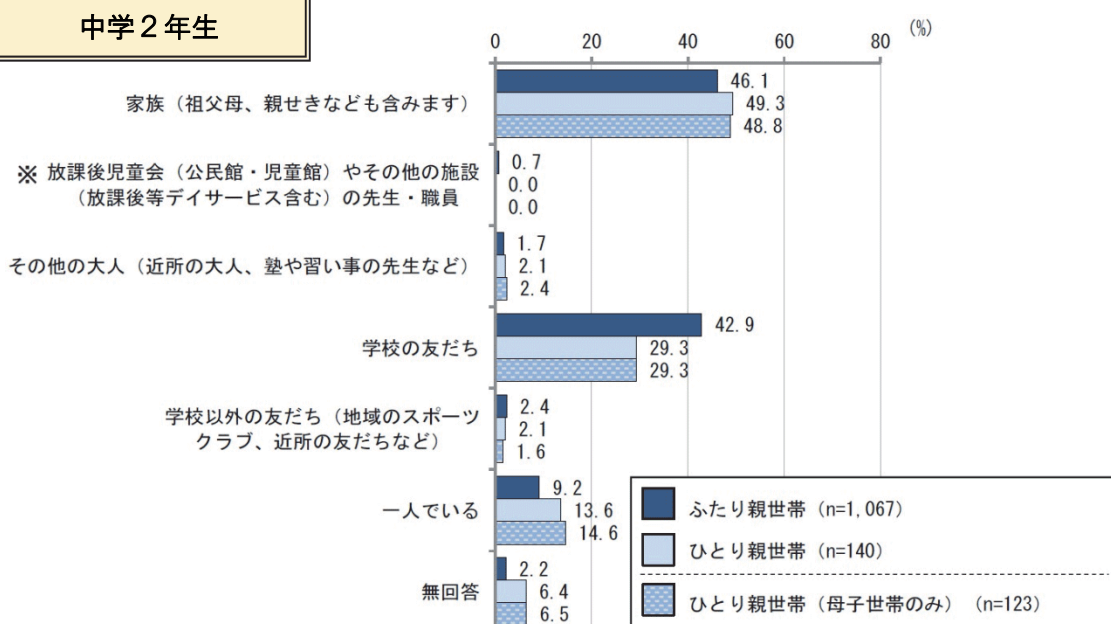
【中学2年生】

- ・世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」は「ふたり親世帯」に比べて、「学校の友だち」が29.3%と低くなっています。

小学5年生



中学2年生



※小学生と中学生で選択肢内容が少し異なるため合体したものとしている

(6) ヤングケアラーの実態

①ヤングケアラーの言葉の認知について

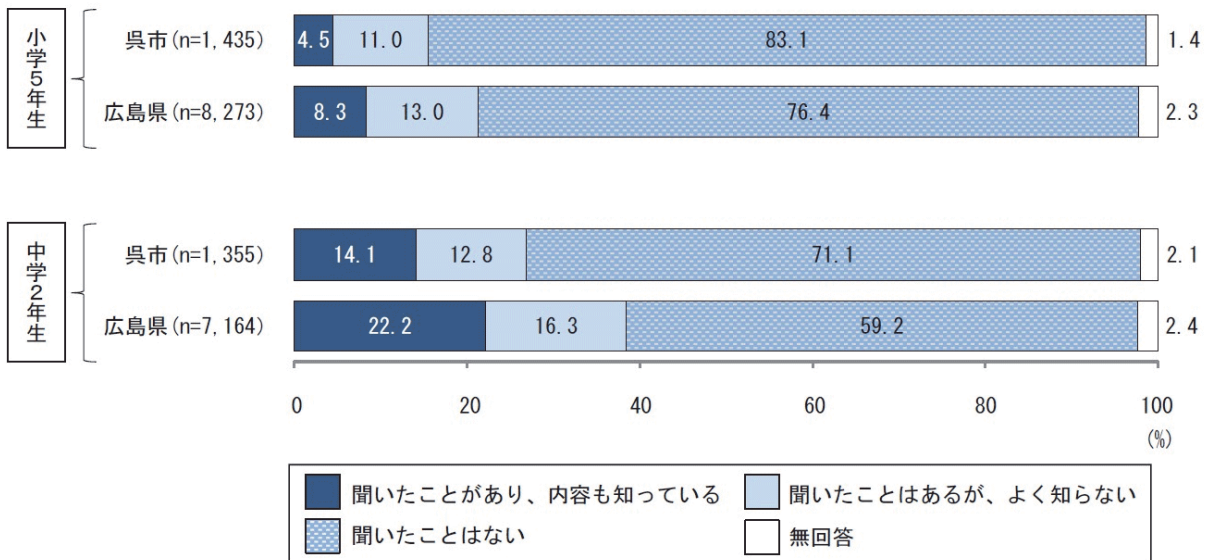
ヤングケアラーの言葉の認知（全体）

【小学5年生】

- ・ ヤングケアラーの言葉の認知について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が4.5%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が11.0%、「聞いたことはない」が83.1%となっています。広島県と比較すると、「聞いたことはない」は、呉市（83.1%）が広島県（76.4%）を6.7ポイント上回っています。

【中学2年生】

- ・ 「聞いたことがあり、内容も知っている」が14.1%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が12.8%、「聞いたことはない」が71.1%となっています。広島県と比較すると、「聞いたことはない」は、呉市（71.1%）が広島県（59.2%）を11.9ポイント上回っており、「聞いたことがあり、内容も知っている」は、呉市（14.1%）が広島県（22.2%）を8.1ポイント下回っています。



②自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思うかについて

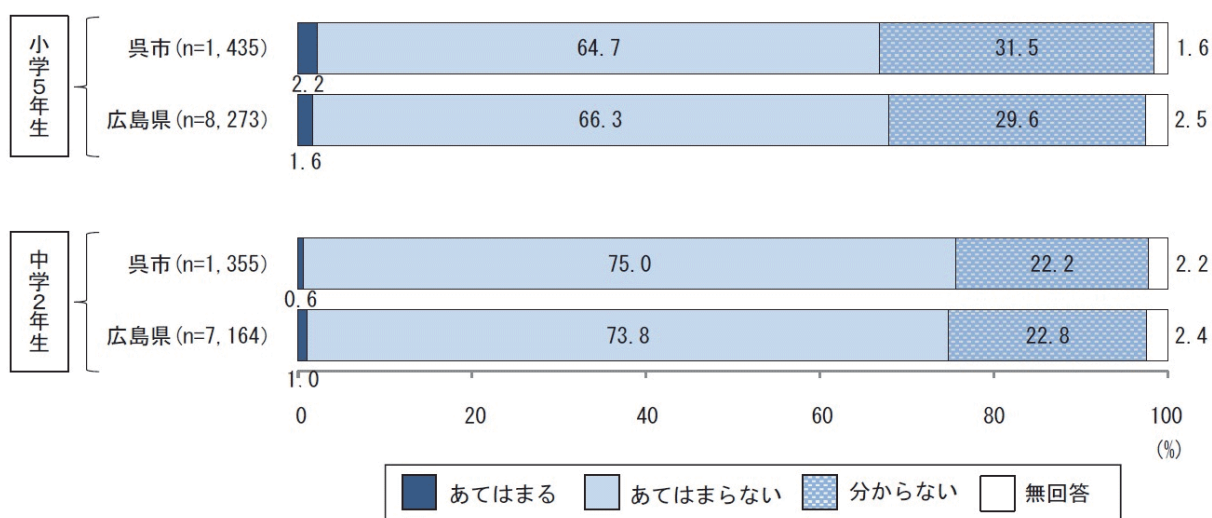
自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思うか（全体）

【小学5年生】

- ・ ヤングケアラーにあてはまると思うかについて、「あてはまる」が2.2%、「あてはまらない」が64.7%、「分からない」が31.5%となっています。広島県と比較すると、大きな差はみられません。

【中学2年生】

- ・ 「あてはまる」が0.6%、「あてはまらない」が75.0%、「分からない」が22.2%となっています。広島県と比較すると、大きな差はみられません。



(7) 前回調査（平成29年度）と今回調査（令和5年度）の比較

①「平日の放課後に一緒に過ごす人」と「子供の自己肯定感」

【小学5年生】

- 「平日の放課後に誰と過ごすことが一番多いか」の問いについて「一人である」と回答した子供のうち、「自分のことが好きだ」と思うかという問いにおいて「あまり思わない」と「思わない」をあわせた『思わない』と答えた子供は、前回調査では38.6%、今回調査では44.4%となっています。

【中学2年生】

- 「平日の放課後に誰と過ごすことが一番多いか」の問いについて「一人である」と回答した子供のうち、「自分のことが好きだ」と思うかという問いで『思わない』と答えた子供は、前回調査では64.6%、今回調査では55.4%となっています。

今回調査（令和5年）

回答区分	学年	心理的状況／自分のことが好きだ				
		とても思う	思う	あまり思わない	思わない	
とが 平日の放課後に誰と過ごす か ／ 日常的な生活の状況	小学校 5年生	家族・放課後児童会・その他の大人・友達と過ごす	40.1%	32.6%	17.3%	10.0%
		一人である	26.7%	28.9%	31.1%	13.3%
	中学校 2年生	家族・公民館・児童館・その他の大人・友達と過ごす	29.5%	38.5%	21.7%	10.3%
		一人である	19.4%	25.2%	30.9%	24.5%

前回調査（平成29年）

回答区分	学年	心理的状況／自分のことが好きだ				
		とても思う	思う	あまり思わない	思わない	
とが 平日の放課後に誰と過ごす か ／ 日常的な生活の状況	小学校 5年生	家族・放課後児童会・その他の大人・友達と過ごす	42.9%	32.9%	13.2%	9.0%
		一人である	30.7%	28.9%	22.8%	15.8%
	中学校 2年生	家族・公民館・児童館・その他の大人・友達と過ごす	22.0%	38.9%	26.3%	12.1%
		一人である	16.7%	16.7%	36.5%	28.1%

②「子供の自己肯定感」と「子供の成績の主観的な評価」

【小学5年生】

- ・ クラスの中での成績について「やや下の方」または「下の方」と回答した『成績の主観的な評価が低い』子供のうち、「自分のことが好きだ」と思うかという問いで「思わない」と回答した子供は、前回調査では41.2%、今回調査では48.8%となっています。

【中学2年生】

- ・ クラスの中での成績について『成績の主観的な評価が低い』子供のうち、「自分のことが好きだ」と思うかという問いで「思わない」と回答した子供は、前回調査では54.4%、今回調査では57.7%となっています。

今回調査（令和5年）

回答区分		学年	学習の状況／クラスの中での成績	
			上の方・やや上の方・真ん中のあたり	やや下の方・下の方
心理的状況／ 自分のことが好きだ	とても思う	小学校 5年生	80.9%	19.1%
	思う		73.3%	26.7%
	あまり思わない		64.4%	35.6%
	思わない		51.2%	48.8%
	とても思う	中学校 2年生	64.0%	36.0%
	思う		65.5%	34.5%
	あまり思わない		52.5%	47.5%
	思わない		42.3%	57.7%

前回調査（平成29年）

回答区分		学年	学習の状況／クラスの中での成績	
			上の方・やや上の方・真ん中のあたり	やや下の方・下の方
心理的状況／ 自分のことが好きだ	とても思う	小学校 5年生	78.6%	14.2%
	思う		69.3%	21.2%
	あまり思わない		52.5%	35.0%
	思わない		43.4%	41.2%
	とても思う	中学校 2年生	64.6%	28.2%
	思う		63.6%	28.5%
	あまり思わない		49.7%	41.1%
	思わない		35.9%	54.4%

3 「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）の振り返り

（1）取組の振り返り

第2期呉市子ども・子育て支援事業計画の施策体系に沿って、次のとおり取組における評価・課題の取りまとめを行いました。

基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ニーズ調査では、市内に子育てを支援する人（祖父母、兄姉、親族等）がいる割合は69.9%と7割弱にとどまっています。また、日頃から支援を受けられる家庭は32.5%と前回調査より低下し、核家族化の一層の進展と子育てに対する親の負担感の増大が伺える結果となっています。
- 共働き家庭の増加の影響により保育所、認定こども園を中心に保育の利用ニーズは高くなっており、一時預かりや病児・病後児保育施設等の利用に対する高い潜在ニーズも伺うことができます。引き続き安定した量の確保と、質の高いサービスの提供が求められています。
- 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、放課後児童会の利用希望の割合は、低学年で54.5%と前回調査の48.2%から6.3%増加し、低学年での利用希望が高まっています。高学年でも23.2%と、自宅、習い事に次いで3番目になっており、高学年でもある程度の需要があることが伺えます。今後も放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が引き続き求められています。
- 本市の地域特性から、市外からの転入や父親が長期不在となる家庭が多く、母親が育児で孤立しやすい状況があり、呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、 「ひろひろ・ば」や、保育所・認定こども園などで実施している地域子育て支援拠点事業の更なる周知が求められています。一方、地域子育て支援拠点事業の利用状況は16.2%と前回調査の21.9%から5.7%低下し、また、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は45.8%と前回調査の76.1%から大幅に低下しています。コロナ禍において子育て支援サービス等の利用控えが生じたことや、親同士のつながりが低下した影響で情報が行き届かない状況が発生していると考えられます。
- ニーズ調査では、子育てに関する情報の入手法について「ママ友など同じ子育て中の人」と並んで「子育てに関するウェブサイト（スマホ・パソコン）」が66.7%と高く、前回調査と比較すると、「SNS（Facebook、X（旧Twitter）など）」が30.4%から60.7%へ著しく増加しています。これらの変化を考慮した情報提供の検討が必要です。

基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- 核家族化が進行し、地縁や血縁に頼ることが難しくなったことに加え、地域コミュニティとのつながりが希薄化している現在、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安が軽減されるよう、必要な情報を届け、相談につながる機会を増やすなど、切れ目のない支援が必要です。
- 令和6年3月に策定した「第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」に沿って、市民と市役所がそれぞれの立場から、生活習慣の改善と定着、健康な心身を育む食育の推進等に計画的に取り組んでいます。
- 令和4年度の呉市調査によると、「ほぼ毎日朝食を食べている」割合は、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の年長児が95.2%、小学6年生が87.2%となっていますが、「栄養のバランスや

食事の量を常に考えている人の割合」は15歳以上の市民の値で26.2%と4人に1人程度に留まっており、健康的で望ましい食習慣の形成・定着には課題があります。

- 思春期における性行動の低年齢化に伴う人工妊娠中絶や性感染症の増加を防ぐため、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用等が身体に与える悪影響についての基礎知識の普及を図っています。
- 児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さや、父性・母性観を養えるよう、思春期触れ合い体験学習を実施し、思春期における保健対策の充実を図っています。学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。
- 夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応していますが、小児科医師数は減少しており、医師への負担も大きくなっています。そのため、病気の早期発見・早期治療を促し、普段からかかりつけ医に受診してもらうよう、引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- こどもの医療費助成については、令和5年10月1日より対象年齢を拡大し、また所得制限を無くして、0歳児から高校生等（18歳到達後最初の3月31日まで）の医療費の自己負担について助成しています。

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ニーズ調査では、兄弟姉妹の人数は1人（本人のみ）が34.0%、2人が42.0%となっています。
- 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、年齢の違う子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童と触れ合う機会が減少しています。また、核家族化の進展に伴う家族の小規模化は、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を今後も引き続き推進していくことが必要です。
- 青少年の健全育成のために、呉市青少年指導センターによる教育相談、スクールカウンセラーの配置、教育支援センター「つばきルーム」の設置、メンタルフレンドの派遣、生徒指導員等により生徒指導上の諸課題等への対応を図っており、一定の成果を得ていますが、各事業の実施に当たり現場との連携が不十分なケースもあり、今後、対応をより充実するために、現場との連携を強化し、より子どもに寄り添っていくとともに、人材の確保も含め環境整備についても検討が必要です。

基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

- ニーズ調査では、呉市を今より子育てしやすいまちとするために大切なこととして、「休日も利用できる室内外のあそび場・公園等の充実」が55.1%、次いで「子どもが放課後に自由にごせる居場所の充実」が47.6%となっており、休日のあそび場、公園等の充実をはじめ、親子が安心・安全に外出でき、利用しやすい施設を整備していくことで、子どもがのびのびと活動できる環境づくりに努めていくことが引き続き必要です。

- 歩道の視覚障害者誘導用ブロックの設置，舗装の改良，通学路の整備，公共施設等のバリアフリー化，バリアフリースイッチや授乳室などの施設整備等が進められていますが，徒歩や自転車，公共交通等の利用に関わらず，安心して外出できる環境の整備が必要です。

基本目標5 仕事と子育ての両立支援

- 20代後半以降の年齢階層において女性就業率が上昇し，夫婦共働き世帯が増加しています。人口減少・晩婚化に加えて社会環境が大きく変化する中で，結婚し子どもを産み育てたいと思う人の希望に沿った支援ができるよう，引き続き取組を充実させる必要があります。
- ニーズ調査では，父親の平日における家事・育児に関わる時間について，「30分未満」「ほとんど携わっていない」と回答した割合が前回調査より減少し，男性の家事・育児への参加は進んできていますが，子どもが生まれたときの育児休業制度の利用状況は，母親の利用率が50.7%であるのに対し，父親は16.3%と依然低い状況が続いています。
- 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として，「子育てや家事に専念するために退職した」が19.4%と前回調査の46.1%よりは低下したものの，母親が就労継続を断念して出産・育児を優先するという状況が依然として続いていることが伺えます。受け皿となる教育・保育サービスの充実を引き続き進めていく必要がありますが，育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向け，更なる啓発が必要です。
- 就労の場では，男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど，事業主の理解促進が求められていますが，現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない，あるいは，業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり，「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに，制度を活用できる職場の雰囲気づくりのための支援が必要です。

基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- 子どもや家庭を巡る問題は複雑・多様化し，虐待対応件数は毎年増加しています。呉市では，全ての妊産婦・子育て世帯・子どもたちへの一体的な相談支援を行うため，令和5年度に「子ども家庭センター」を先行的に開設し，個別の支援方針に基づき作成したサポートプランに沿った訪問支援や家事・育児支援などを実施しています。
- ニーズ調査で子どもが成長する中で心配や指摘されたことについて，「こだわりがある」，「ことばが遅い，または一方的に話し，ことばのやり取りが難しい」等，『あった』との回答は前回調査と同程度となっており，今後も支援が必要な子どもが一定数見込まれるため，子ども一人一人の多様な特性に応じた対応が必要になっています。
- ニーズ調査では，「配偶者がいない」と回答したひとり親家庭の割合は5.7%と一定割合を占めており，ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう，就業支援を始め，子育てや生活支援，相談・情報提供などの各種事業を実施していますが，引き続き支援を計画的に推進していく必要があります。

基本目標7 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現 (子どもの貧困対策)

- 令和5年度の呉市調査結果から、世帯の経済状況が「学び」「生活」「健康」「自己肯定感」など、あらゆる分野にわたって影響を与えていることが分かっています。収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「塾で勉強する」と回答した割合が低く、1日あたりの勉強時間も短い傾向が見られ、クラス内での成績も「下のほう」と回答する割合が高くなっています。教育にかかる家庭の負担は、困窮世帯にとってとても重く、生活が困窮する家庭ほど、大学を含めた高等教育機関への進学希望が低くなる傾向にあります。
- また、経済的な理由で十分な食事が摂れない、また健康的な食習慣が身に付いていない家庭が一定数あることが分かっています。
- ひとり親の相対的貧困の割合は、依然としてそれ以外の世帯に比べて高い状況にあります。また、ふたり親世帯についても、所得が低く生活が困難な状況にある世帯について、仕事と家庭の両立に不安を持っていたり、非正規雇用のまま就労が続くなど、経済状態が安定しない就労状況に置かれている家庭も一定数あります。

(2) 呉市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

事業名 (指標)	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末 目標値	達成率
1 保育所の 入所定員	3,136人	2,886人	2,736人	2,605人	2,563人	必要とされる 定員数	100.0%
2 幼稚園の 入園定員	3,355人	3,260人	2,890人	2,530人	2,470人	必要とされる 定員数	100.0%
3 一時預かり事業 の実施施設数	34か所	34か所	33か所	31か所	33か所	28か所	117.8%
4 延長保育事業 の実施施設数	44か所	47か所	47か所	44か所	47か所	39か所	120.5%
5 病児・病後児 保育事業の 実施か所数	併設型 2か所 体調不良児 対応型 0か所	併設型 2か所 体調不良児 対応型 0か所	併設型 1か所 体調不良児 対応型 0か所	併設型 1か所 体調不良児 対応型 0か所	併設型 1か所 体調不良児 対応型 0か所	併設型 4か所 体調不良児 対応型 2か所	併設型 25.0% 体調不良児 対応型 0.0%
6 地域子育て 支援拠点事業の 開催か所数	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所	15か所	73.3%
7 乳児家庭全戸 訪問事業(こん にちは赤ちゃん事業) の訪問実施率	96.5%	98.7%	97.4%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8 妊婦健康診査事業 ※受診者数(延べ人数)	15,691人	14,342人	13,030人	12,452人	10,949人	必要とされる 受診可能人数 (延べ人数)	100.0%
9 子育て家庭 育児支援事業 (ショートステイ) の延利用日数	253日	211日	248日	390日	225日	274日	82.1%
10 子育て家庭 育児支援事業 (トワイライトステイ) の延利用日数	36日	54日	23日	31日	287日	233日	123.2%
11 ファミリー・ サポート・センター の利用件数	年間延べ 2,107件	年間延べ 1,277件	年間延べ 1,490件	年間延べ 1,388件	年間延べ 1,621件	年間延べ 1,563件	103.7%
12 子育てヘルパー 派遣事業 ※認定者数(実人数)	26人	39人	34人	24人	20人	35人	57.1%
13 要保護児童対策 地域協議会対象 児童数	1,194人	1,419人	1,450人	1,459人	1,546人	1,770人	87.3% ※見込みに 対する実績
14 放課後児童会 の設置か所数 (学校区数)	34か所	35か所	35か所	35か所	35か所	必要とされる 学校区	100.0%
15 利用者支援事業 の実施か所数	基本型・特定型 2か所 母子保健型 1か所	基本型・特定型 2か所 母子保健型 1か所	基本型・特定型 2か所 母子保健型 1か所	基本型・特定型 2か所 母子保健型 1か所	基本型・特定型 2か所 母子保健型 1か所	基本型・特定型 2か所 母子保健型 2か所	基本型・特定型 100.0% 母子保健型 50.0%

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、子育てをする父母その他の保護者に焦点を当て、保護者が行う子育てという営みを支えていこうというメッセージが伝わるよう「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち」としていました。

また、その基本理念の基となったのは、次世代育成支援対策推進法第3条に規定されている、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という考え方によるものでした。

一方で、この度策定するこども計画の考え方の基になるこども基本法やこども大綱では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守るという考え方を中心にしています。

その上で、全てのこどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

そのため、市として国の考え方を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画での基本理念を一新することとし、呉市こども計画の基本理念を次のように掲げました。

そして、社会全体（市役所や企業、事業者、家庭、地域社会、学校、こどもや子育て世帯に出会う全ての市民など）でこどもの健やかな成長を後押しすることで、「こどもまんなか」の実現に努めます。

また、「こどもまんなか」の実現により、こどもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指します。

こどもまんなか
こどもの健やかな成長を
社会全体で後押しするまち くれ

2 基本目標

第2期子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定により国が策定した「行動計画策定指針」を参考に、基本目標を設定していました。今回、子ども計画を策定するに当たって勘案するよう努めることとされていることも大綱は、「重要事項」という形で自治体が定める子ども計画に盛り込むべき目標を三つの区分、計14項目で示しています。

そのため、基本理念で示した、「こどもまんなか」の実現に向けて、子ども大綱に示された子ども施策に関する重要事項14項目を基本目標とし、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするための意識改革を推進していきます。

ライフステージを通じた重要事項	基本目標1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	基本目標2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	基本目標3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	基本目標4	こどもの貧困対策
	基本目標5	障害児支援・医療的ケア児等への支援
	基本目標6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
	基本目標7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
別のライフステージの重要事項	基本目標8	こどもの誕生前から幼児期までの支援
	基本目標9	学童期・思春期の支援
	基本目標10	青年期の支援
子育て当事者への支援に関する重要事項	基本目標11	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	基本目標12	地域子育て支援、家庭教育支援
	基本目標13	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	基本目標14	ひとり親家庭への支援

3 施策の体系

こどもまんなか こどもの健やかな

ライフステージを通じた重要事項

基本目標		重点施策	
1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1	こども・若者，子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識改革
2	多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり	1	遊びや体験活動の推進
		2	生活習慣の形成・定着
		3	安心して外出できる環境の整備
3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	1	こどもや母親の健康の保持増進
		2	小児医療の充実
		3	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
4	こどもの貧困対策	1	教育の支援
		2	生活の支援
		3	保護者に対する就労の支援
		4	経済的な支援
5	障害児支援・医療的ケア児等への支援	1	障害児が安心して暮らせるための支援の充実
		2	障害児への経済的支援
6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1	児童虐待防止対策の更なる強化
		2	ヤングケアラーへの支援
7	こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組	1	こども・若者の自殺対策
		2	こども・若者が相談しやすい体制の整備
		3	防犯・防災・交通安全対策の推進

成長を社会全体で後押しするまち くれ

ライフステージ別の重要事項

基本目標		重点施策	
8	こどもの誕生前から幼児期までの支援	1	切れ目のない支援の充実
		2	教育・保育の受け入れ体制の充実
9	学童期・思春期の支援	1	こどもがのびのびと育つ居場所づくりの推進
		2	学びと社会の連携促進
		3	こどもの体力の向上のための取組の推進
		4	思春期保健対策の充実
		5	児童・生徒の健康の確保
		6	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
		7	キャリア教育の推進
		8	いじめの防止・不登校のこどもへの支援
10	青年期の支援	1	若者にとって魅力ある地域づくり
		2	高等教育の充実
		3	生涯学習の推進
		4	進学・就職の支援
		5	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

子育て当事者への支援に関する重要事項

基本目標		重点施策	
11	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1	子育て世帯への生活支援
		2	医療費等の負担軽減
12	地域子育て支援, 家庭教育支援	1	地域における子育て支援の充実
		2	子育て支援のネットワークづくり
		3	子育て情報の発信力強化
13	共働き・共育での推進, 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	1	ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
		2	子育てと仕事の両立の推進
		3	家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
14	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭への様々な経済的支援
		2	ひとり親家庭の自立に向けた支援体制の強化

第4章 基本目標に基づく取組

第4章 基本目標に基づく取組

基本目標1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の全国調査における「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」の認知度^{※1}は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、おとな（高校3年生を除く18歳～89歳）が53.2%に留まっています。また、令和5年度の16～49歳のインターネットの登録モニターを対象とした全国調査における「こどもは権利の主体である」と思う人の割合^{※2}についても、54.4%と6割に満たず、こども・若者が権利の主体であることが社会全体で共有されている状態とは言えません。
- ◇ 令和5年度の呉市調査における「子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じる」割合^{※3}は26.3%となっており、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、年齢・性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人々を応援する、社会全体の意識改革が必要です。

※1：こども家庭庁 令和5年度「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における「あなたは、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」について聞いたことがありますか」という設問に対し、「どんな内容がよく知っている」、「どんな内容が少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」と回答した人の割合の合計

※2：こども家庭庁 令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」における「こどもは権利の主体であると思う」という設問に対し、「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した人の割合の合計

※3：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における「子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じますか」という設問に対し、「非常に感じている」、「どちらかというと感じている」と回答した人の割合の合計

重点施策1 こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識改革

■施策の方向性

- ◇ こども・若者に対して、自らが権利の主体であることを周知するため、教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう努めるとともに、こども・若者が権利の主体であることを、社会全体、市民一人ひとりに広く周知します。
- ◇ いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を、社会全体に浸透するよう努めます。
- ◇ 困難を抱えながらも、SOSを発信できないこども・若者に関わり得る全ての人を対象として、こどもの人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。
- ◇ こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人を応援する社会全体の意識改革を推進します。
- ◇ こどもや若者が年齢及び発達の段階に応じて、意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会の確保に努めます。
- ◇ こども・若者が性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、性の多様性に関する知識の普及啓発を推進します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
こどもの人権の普及啓発	いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題について、関心と理解を深めるための啓発活動を実施する。	人権・男女共同参画課
こどもまんなかキャンペーン	こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする啓発活動を実施する。	こども支援課
児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。	こども家庭相談課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 「こどもまんなか応援サポーター」の情報発信及び就任を推奨する活動
 - 「こどもまんなかアクション」の取組への理解・協力を促進する活動
 - こどもや子育て当事者を社会全体で支える活動
 - こどもたちに、命の尊さや人を思いやることの大切さを伝えるための活動
 - 高校生との意見交換会など、こども・若者の意見を聴く活動
- など

基本目標 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}において「習い事や学習塾に通わせている」割合、「子供との体験」として「キャンプやバーベキューなどのレジャー、遊園地やテーマパークに行く」割合が、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で低くなっており、経済的な理由や世帯状況による経験や体験の欠如が課題となっています。
- ◇ 令和6年3月に策定した「第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」に沿って、市民と市役所がそれぞれの立場から、生活習慣の改善と定着、健康な心身を育む食育の推進等に計画的に取り組んでいます。
- ◇ 令和4年度の呉市調査^{※2}によると、「ほぼ毎日朝食を食べている」割合は、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の年長児が95.2%、小学6年生が87.2%、中学3年生が83.7%、15歳以上の市民が88.1%、15歳以上の市民のうち青年期が74.5%、壮年期が75.2%となっており、学童期・青年期・壮年期で低い傾向が見られます。また、「栄養のバランスや食事の量を常に考えている人の割合」は、15歳以上の市民の値で26.2%と4人に1人程度に留まっており、健康的で望ましい食習慣の形成・定着には課題があります。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※3}によると、「呉市を今より子育てしやすいまちとするために大切なこと」として、「休日にも利用できる室内外の遊び場・公園等の充実」と回答した割合が55.1%となっており、休日の遊び場、公園等の充実が求められています。

◇ 徒歩や自転車等の利用に関わらず、安心して外出できるよう生活環境を改善するため、通学路の歩道等整備、歩道の視覚障害者用誘導ブロックの設置、舗装の修繕等や、外出先となる公共施設等のバリアフリー化、バリアフリースイレや授乳室などの施設整備等が求められています。

※1：呉市立の学校に通う小学5年生、中学2年生、保護者を対象として広島県と呉市が共同実施した令和5年度「子供の生活に関する実態調査」

※2：令和4年度「呉市健康づくり・生活習慣に関するアンケート調査」

※3：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策1 遊びや体験活動の推進

■施策の方向性

◇ 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を認識し、市役所、教育・保育施設、学校、家庭、若者、民間団体、事業者等が連携して、年齢や発達に応じた、自然、職業、文化芸術など多様な体験・遊びの機会の場を創出します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
国際交流交換学生事業	異なった背景を持つ国の学生との交流により、市内在住の高校生が自分たちの文化・社会・歴史などを再認識することができ、また、相手都市の良い点を学ぶことにより、地域の文化・社会等をより豊かなものにしていく。	秘書広報課
こども版出前トーク	放課後児童会等に市職員が赴き、こども達に市が行っていることを理解してもらうとともに、こども達の思いを聞く事で、一緒に考え、まちづくりを進める。	秘書広報課
青少年海外派遣研修事業	市内の青少年を海外に派遣し、訪問国での生活・文化・歴史・風土などを体験し、親善交流を通して友好と相互理解を深め、国際感覚豊かな人材を育成する。	地域協働課
若者の居場所づくり	ユース世代を対象に、まちづくりセンターなどを活用した若者の交流の場を設け運営する。	文化振興課
文化財・発掘調査に関する出前講座	地域の歴史文化の魅力を情報発信するため、市内に点在する指定文化財の紹介や発掘調査によって新たに発見された遺跡に関する出前講座を行う。	文化振興課
歴史文化体験教室 (考古学チャレンジ教室)	古代のものづくり技術の体験を通じて歴史文化を学ぶため、広島県立歴史民俗資料館等と連携した歴史文化体験教室を実施する。	文化振興課
文化財等の現地見学会	文化財等の現地見学を通じて歴史文化への理解を深めるため、旧澤原家住宅などの公開事業や発掘調査の現地見学会などを実施する。	文化振興課
総合的な学習等への講師派遣	学生との意見交換を通じて地域の歴史文化をテーマとする学習活動を進めるため、学校等への講師の派遣を行う。	文化振興課
「音戸の舟唄」発表会	市無形文化財「音戸の舟唄」を継承するため、音戸の舟唄発表会を開催するとともに、音戸の舟唄保存会を講師とした出張「音戸の舟唄教室」を実施する。	文化振興課
呉市秋の文化祭 秋の子ども大会	呉市文化団体連合会加入団体（呉童話協会）がこどもに向けた紙芝居などのイベントを行う。	文化振興課

事業名	概要	担当課
呉市美術公募展 ワークショップ	呉市美術公募展において、こどもも参加対象となるワークショップを開催する。(呉美術協会)	文化振興課
藤井清水音楽祭	呉出身の作曲家藤井清水を評価し、広めるための藤井清水音楽祭に、市内の中学・高校の吹奏楽部に出演を依頼する。	文化振興課
ジュニアスポーツの活性化	呉市スポーツ少年団が所属する、呉市スポーツ協会を支援することで、呉市スポーツ少年団の育成及び活動の充実を図る。	スポーツ振興課
トップス広島による スポーツ教室の開催及び トップスポーツを「観る」 機会の充実	トップス広島によるスポーツ教室を開催することで、トップレベルの技術に触れてもらい、夢ややる気を喚起し、成長の一助となるよう取り組む。また、スポーツ観戦を楽しむ機会を増やす等、幼少期からトップスポーツに触れる機会を設け、スポーツ人口の裾野拡大を図る。	スポーツ振興課
「この本だ〜いすき」の配布	こどもの読書活動の推進を図るため、近年の発行図書の中から、成長過程に応じ、こどもたちに読んでほしい本を推薦し、ブックリストとして発行する。	中央図書館
呉子ども祭 実行委員会への助成	市内の高校生が中心になって、企画・運営を行う、呉子ども祭の開催のため、呉子ども祭実行委員会への助成を行う。	こども支援課
呉市子ども会 連合会への助成	わんぱくドッジボール大会等の開催を通して、こどもたちの健全育成を図るため、呉市子ども会連合会への助成を行う。	こども支援課
放課後児童会・子供教室 校内交流型事業	放課後を身近な場所で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をすることができる居場所を設置するため、小学校内に設置している放課後児童会と併せて、全ての児童が参加できる放課後子供教室を開設し、放課後児童会と一体的に運営する。	こども支援課
子どもの居場所づくり助成 事業	地域のこどもを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体や事業者などに対し、開設及び運営費用の一部を助成する。	こども支援課
海事歴史科学館及び入船山 記念館での教育普及事業	呉の歴史、科学技術等に関する講演会、講習会、講座等を開催し、学習及び交流の場を提供する。	海事歴史科学館学芸課
農業体験	小学生を対象に、農家の指導の下、田植えや苗の定植から収穫までの作業を実施し、農業に対する興味や食の大切さへの理解を深める体験を行う。 また、農業とのふれあいや心身の健康の増進を図るため、タマネギ、ジャガイモ及びサツマイモなどの農作物の収穫体験を実施する。	農林水産課
水産体験	地元の水産物に関心を持ってもらうため、小学生等を対象に水産業について紹介する水産教室を実施する。	農林水産課
林業体験	小学校や森林の中での体験学習を通じて、森林の役割や保全の重要性を理解してもらうため出前森林教室や、森林ボランティア育成事業（どんぐり塾）を開催する。	農林水産課
訪問授業、子ども水道教室の 実施	水に親しみ、水循環の大切さ等を啓発するため、次世代を担うこども達への環境教育を実施する。	経営企画課
呉市立小・中学校及び義務 教育学校での文化・芸術活動 の推進	地域の施設や文化財などの見学、地域等の講師による専門的な指導など、こどもたちの心を動かす体験活動を充実させ、豊かな感性と郷土を愛する心を育む。	学校教育課

事業名	概要	担当課
学校司書の配置	学校における読書活動の推進に向け、学校図書室の利活用の一層の促進を進めるため、呉市立小・中学校及び義務教育学校に司書を配置する。	学校教育課
選挙についての出前講座	選挙の知識・関心を深めてもらうため、市内の学校において選挙についての説明、選挙器材を使った模擬投票を実施する。	選挙管理委員会事務局

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 学校や年齢の垣根を越えた児童同士の交流の促進
- お祭り、運動会、文化祭など、こどもが気軽に参加でき、こどもや地域住民が交流や親睦を深められるような行事の開催
- 青少年の健全育成の取組として、ボランティア清掃やバザーをこどもと一緒に実施
- スポーツをする喜びの提供、社会のルールや思いやりのこころを学び、協調性や創造性を養う機会としてのスポーツ競技活動の実施・サポート
- こどもに遊びや体験活動の場を提供する自然体験活動や舞台鑑賞活動等の実施
- 地域の伝統や故郷を思う心を育む、こどもと大人が楽しめる野外活動等の実施 など

重点施策2 生活習慣の形成・定着

■ 施策の方向性

- ◇ こどもの健やかな成長・発達を図っていくため、こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、教育・保育施設、学校、民間団体、事業者等に生活習慣の大切さの普及啓発を推進します。
- ◇ 特に学童期において、栄養バランスのとれた食事の提供を通じて、健康の保持増進を図ります。また、食に関する正しい理解や適切な判断力、地域の伝統的な食文化や産業、自然環境の恵沢に対するこどもの理解を深めるため、学校給食の充実に取り組みます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べよう運動	「早寝・早起き・朝ごはん」が定着し、実践できるよう、幼稚園・保育所等のこどもとその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活について啓発する。	地域保健課 こども施設課 学校安全課
適塩ぶらす野菜 de 食育推進事業 (みんなで食育! つなげよう食の環)	幅広い世代に調味料を減らすなどの適塩の必要性と、野菜不足を補うため、1皿で野菜が約70g摂取できる取組について、イベントや教室、ホームページ等で幅広く啓発活動を実施する。	地域保健課
学校給食の充実	献立作成に当たっては、郷土料理や呉ならではの料理を取り入れ、地域への愛着を育む。また、地元産食材を使用しての地産地消にも努めるとともに、塩分を控える代わりに出汁を効かせるなど適塩にも取り組む。	学校施設課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 「食の安全・安心」を提供するための食品衛生向上の取組
- 地域でとれた野菜を中心に，大人と子どもと一緒に調理して食べる活動の中で，子どもが役割を担うことで，自己肯定感及び自己有用感の醸成や食の大切さを学ぶ場づくりなど

重点施策3 安心して外出できる環境の整備

■ 施策の方向性

- ◇ 子どもが快適な環境の中で生まれ育ち，活動できる重要な要素となる住まい，地域，生活環境，道路交通環境などの整備を行い，良好な環境の中で生活できるよう努めます。
- ◇ 既存の公園の再整備や遊具・フェンスの更新により施設の充実や安全管理を図るとともに，子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。
- ◇ 都市公園や道路，公共性の高い建築物，公共交通機関における車両等において，段差の改善・解消，エレベーターの設置，妊婦や子育て世帯にやさしいトイレの整備，授乳室の設置などバリアフリー化を推進します。
- ◇ 通学路等において，歩道整備や防護柵等の整備により，安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
呉駅周辺地域総合開発に伴う子育て支援センターの整備	新しく整備される複合建物に，子育て支援センターを移設するとともに，季節や天候に左右されず安全で安心して過ごせる大型屋内遊具のあるあそび場や絵本広場など新たな機能を持った施設を整備する。	子ども支援課
農業公園の管理	自然の中で憩い・ふれあいの場を提供し，安全・快適に利用できる農業公園の管理を行う。	農林水産課
通学路等のブロック塀等の安全対策	通学路等に面する安全性が確認できないブロック塀等の除却・建替に要する費用の一部を助成し，地震の際の倒壊による被害防止や避難経路を確保する。	建築指導課
ウォーカブルなまちづくりの推進	蔵本通り及び堺川沿いの中央公園一帯の公共空間を，多様な人が出会い，交流することができる空間として再構築することで，にぎわいを創出し，居心地良く歩きたくなる空間づくりを推進していく。	土木総務課
呉ポートピアパーク及び天応公園の再整備	基本構想に基づき，子どもが集い交流できる場や様々な体験の場，心地よいコミュニティの場など，市民の利用ニーズに応える公園整備を進める。	土木総務課
公園緑地の整備	子育て世代の交流の場や全ての人の憩いの場，コミュニティ活動の場として環境の充実を図り，市民が親しみやすい公園整備を進める。	土木総務課 土木維持課 土木整備課
公園施設の維持管理及び整備改修	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検及び修繕，改修を行う。	土木維持課
道路，公園照明の設置及び維持管理	夜間の歩行・通行，また，公園利用者の安全を確保するため，道路，公園照明の設置及び維持管理を行う。	土木維持課

事業名	概要	担当課
呉市自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備	安全・安心・快適な自転車利用環境創出のため、自転車ネットワーク計画に基づき自転車通行空間の整備を進める。	土木維持課 土木整備課
通学路の合同点検	各学校で通学路の安全点検を実施し、抽出された危険箇所等について、改善要望書をもとに、学校、警察、道路管理者等で合同点検を実施し、安全確保を図る。	土木維持課 学校安全課
呉市通学路交通安全プログラム等に基づく道路交通環境の整備	呉市通学路交通安全プログラム等に基づき、交通安全対策の必要箇所について、歩道整備や防護柵設置等の整備を進める。	土木維持課 土木整備課
危険防止立札の設置	海や川・池の周辺、崖崩れの心配のある場所や線路の近く等、危険区域において、児童生徒が事故にあわないよう「危険区域」であることを知らせ、近寄らないことを促す立札を設置する。	学校安全課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 各種施設や店舗等での、授乳室、おむつ交換台、ベビーベット等の設置や、ミルク用のお湯の提供
- 各種施設や店舗での、絵本やおもちゃ等の設置、親子でくつろげるスペースの提供
- 道路や公園等の地域の美化活動 など

基本目標3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

■現状と課題

- ◇ 母親が妊娠・出産期を健やかに過ごし、安心して育児に取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する情報提供をはじめ、疾病の予防や早期発見に努め、困りごとに対応できる相談の機会を設けています。
- ◇ 核家族化が進行し、地域コミュニティとのつながりも希薄化している現在、子育て世帯の孤立を防ぐことが重要です。悩みや不安が軽減され、必要な情報を提供し、切れ目のない支援体制が求められています。
- ◇ 夜間・休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応していますが、開業医の高齢化が進み、医師への負担も大きくなっています。そのため、病気の早期発見・早期治療を促し、普段からかかりつけ医に受診してもらうよう、引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- ◇ こどもの医療費助成については、令和5年10月1日より対象年齢を拡大し、また所得制限を無くして、0歳児から高校生等（18歳到達後最初の3月31日まで）の医療費の自己負担について助成しています。

- ◇ 呉市の令和5年度の小児慢性特定疾病受給者証交付件数は184件で、特定医療費（指定難病）受給者交付件数は1,995件です。小児慢性特定疾病の交付件数は減少傾向ですが、指定難病の交付件数は増加傾向です。
- ◇ 慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたり身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれていたり、幼少期から慢性疾患に罹患していることで学校生活での教育等に遅れが見られ、自立を阻害されているこども・若者、その家族への支援が必要です。

重点施策1 こどもや母親の健康の保持増進

■ 施策の方向性

- ◇ 「第4次健康くれ21」に基づき、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら、こどもや母親の健康の保持増進に努めます。
- ◇ 妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。
- ◇ 母子健康手帳（親子健康手帳）交付時の保健指導、妊産婦・乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査等において、こどもや母親の健康づくり支援を行うとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識や、子育て情報の提供を行い、相談体制の充実、保護者の育児不安の解消や虐待の防止に取り組みます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
産科医等確保支援事業	市内の分娩取扱医療機関等の安定した経営及び産科医等の確保を図るため、産科医等に支給する手当に対して補助金を交付する。	福祉保健課
未就学児と産前産後期間相当分の保険料の軽減	国民健康保険の被保険者は、未就学児の均等割額を5割軽減する。 出産予定または出産した被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を免除する。	保険年金課
児童療育相談事業	発達について気になる児童に対して、医師による診査などを行い、原因を早期発見し、保護者などと連携を取りながら、適切な指導を行う。	地域保健課 障害福祉課
予防接種の実施	こどもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童・生徒の予防接種を実施する。	地域保健課
母子健康手帳（親子健康手帳）の交付	妊娠の初期からこどもが成人するまでの継続した健康記録となる母子健康手帳（親子健康手帳）を交付するとともに、保健指導を行う。	地域保健課
妊産婦・乳幼児訪問指導	保健師等が家庭訪問し、妊産婦・乳幼児の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	地域保健課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境に応じた情報提供・支援を行う。	地域保健課
育児教室、相談	小児の生活習慣病予防・事故予防などの教室や個別相談を実施する。	地域保健課
子どものこころの健康づくり相談	親やこどものこころの問題から生じる育児不安、虐待、家庭生活や学校生活での不適応等に対して、児童精神科医や心理療法士が相談に応じる。	地域保健課

事業名	概要	担当課
産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、専門家等による相談支援等を行う。	地域保健課
産後ケア事業	産後、退院直後の母子に対して、助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	地域保健課
妊産婦健康診査事業	妊婦の健康状態や胎児の発育状態、産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	地域保健課
乳幼児健康診査事業 (1か月, 3~4か月, 乳児後期, 1歳6か月, 3歳, 新生児聴覚検査)	乳幼児の成長発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。聴覚障害の早期発見・早期療育につなげる。	地域保健課
子どもの発達相談事業	幼児健康診査等で、精神発達遅滞・発達障害等が疑われる幼児に対して、発達に重点をおいた健康診査を行い、適切な医療や療育につなげる。	地域保健課
5歳児発達相談事業	5歳児の保護者に発達アンケートを送付し、希望者に心理の専門家による個別の発達相談を行うことで、保護者が発達特性の理解と適切な対応法を学び、不安なく就学を迎えるための支援を行う。	地域保健課
歯科保健事業	乳幼児の保護者を対象に、歯と口の健康に関する講話や相談を実施する。また、幼稚園・保育所等の児童とその保護者を対象によくかんで食べることの大切さについて健康教育を行い、口腔機能の健全な育成を支援する。	地域保健課
特定感染症予防事業	特定感染症予防のための正しい知識を普及するとともに、感染症に関する相談や発生予防・まん延防止のための検査等を行う。	地域保健課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得妊婦に対し、初回産科受診料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、継続的に必要な支援を行う。	地域保健課
こども家庭センター	母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 健康を守り，健やかな成長を支援する医療活動
- 健康を守るための情報提供及び講演活動
- 働く女性の妊娠・出産・育児・子育てに対する，一貫した指導と職業継続の支援活動
- 時間栄養学的観点からの妊娠の栄養・母体環境に関する臨床研究等 など

重点施策2 小児医療の充実

■施策の方向性

◇ 医療機関等との連携により、必要なときに適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日 19 時～23 時（受付は 22 時 40 分まで）	福祉保健課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日 9 時～12 時，13 時～18 時 （午後の診療開始は遅れる場合あり）	福祉保健課
呉口腔保健センター	未就学児の歯科診療及び休日急患歯科診療を実施する。 場所：呉市歯科医師会（すこやかセンターくれ内） 診療時間：未就学児・障害者 水・木・土曜 9 時～12 時，13 時～15 時 15 分 未就学児・小児等 日・祝日 9 時～12 時，13 時～15 時	福祉保健課
未熟児養育医療給付	未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費等の自己負担分の一部を給付する。	地域保健課
育成医療費助成	身体に障害のある児童か、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童を対象に、手術などの医療費の一部を支給する。	障害福祉課
こども医療費助成	保護者の所得に関係なく、高校3年生（18歳到達後の最初の3月31日）までの医療費の自己負担額の一部を助成する。	こども支援課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 医療現場でのこどもの意見等を聴くスキルを身に付ける「こどもまんなか研修」の実施
- 心が傷ついたこどもたちへの支援活動
- 医療現場でのこどもの人権に関する勉強会，絵や工作等の掲示，こどもの居場所の情報提供
- 小児外来等の医療現場の環境整備としての絵本等の設置 など

重点施策3 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

■施策の方向性

- ◇ 慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成を行うとともに、自立を支援するための相談支援を推進します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
難病患者等支援事業	指定難病に罹患している患者について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	地域保健課
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	地域保健課

基本目標4 こどもの貧困対策

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}において、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「塾で勉強する」と回答した割合が低く、1日当たりの勉強時間も短い傾向が見られ、クラス内での成績も「下のほう」と回答する割合が高くなっています。
- ◇ 生活に困窮する家庭ほど、教育にかかる費用の負担がとて重くなることから、大学を含めた高等教育機関への進学希望が低くなる傾向にあります。
- ◇ こどもの健やかな育ちには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であり、特に若年で妊娠した女性や、DV被害を受けた妊婦等は安定した居場所を失い、生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。
- ◇ 特に児童養護施設を退所後や里親委託解除後など、社会的養護の終わったこどもたちの住宅の確保などの支援が課題となっています。
- ◇ 所得が低く生活が困難な状況にある世帯については、仕事と家庭の両立に不安を持っていたり、非正規雇用のまま就労が続くなど、経済状態が安定しない就労状況に置かれている家庭があります。
- ◇ 子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりが必要とされています。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}において、世帯の経済状況が「学び」「生活」「健康」「自己肯定感」など様々な分野にわたって影響を与えていることが分かっています。
- ◇ 家庭の経済的困窮については、対象者を明確にすることが難しくなっています。こどもの貧困の実態は見えづらく、捉えづらいことが多く、対象家庭の把握が困難なため、支援制度につながないケースもあります。

※1：呉市立の学校に通う小学5年生、中学2年生、保護者を対象として広島県と呉市が共同実施した令和5年度「子供の生活に関する実態調査」

重点施策1 教育の支援

■施策の方向性

- ◇ こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。こども・若者が、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるように努めます。
- ◇ 保育所・幼稚園・認定こども園及び小学校、また放課後児童会などの児童福祉施設の関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校期の教育や福祉施策への円滑な接続を図っていきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を実施する。	生活支援課
子どもの進学支援事業	ひとり親家庭で高等学校進学を目指す中学生を対象に個別学習支援、進学相談及び生活習慣の支援を行う場を開設することにより、ひとり親家庭の生活向上及び貧困の連鎖を防止する。	こども支援課
未来へ羽ばたけ！ 大学進学応援事業	児童扶養手当を受けているひとり親世帯や一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習機会を提供することで、保護者の経済的な理由により将来の夢を諦めず希望の大学に進学できるように支援する。	こども支援課
大学受験料及び 模擬試験受験料の支援	「未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業」に参加する高校3年生、「子どもの進学支援事業」または「子どもの学習・生活支援事業」に登録する中学3年生に、受験料や模擬試験費用の助成を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	こども支援課
母子・父子・寡婦 福祉資金制度	母（父）子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るため、修学資金等の各種資金の貸付けを行う。	こども支援課
就学奨励事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
呉市スクールソーシャル ワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸課題の解決を図る。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- こどもの学習支援・居場所づくりの活動
- 小学生，中学生等，こどもの成長と自立を支援する学習の場の提供 など

重点施策2 生活の支援

■施策の方向性

- ◇ 様々な支援団体や事業者などとの情報交換や相互支援を行うことができるネットワークを構築することで、より一層の連携強化を図ります。
- ◇ 困窮する家庭やこどもにとって、新たな生活を始めたり、進学や就職したりする際に大きな問題となる住宅の確保について、市営住宅や居住費に関する支援を行っていきます。
- ◇ 学校以外の場での学習支援や、経験や体験活動の場の提供など、新たなこどもの居場所に取り組み様々な主体を支援することで、信頼できる大人との出会い、こども一人ひとりに寄り添った生活全般の支援を実現していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
子育て世帯訪問支援事業 (子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭や多胎児を育てる家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課
住居確保給付金	離職、廃業や休業により収入が減少し、住居を失うおそれのある人に対し、住居の安定的な確保や再就職等を支援するため家賃相当額を一定期間支給する。	生活支援課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者のさまざまな課題に一元的に対応し、生活困窮者に対する的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関と調整を行いながら困窮者を支援する。	生活支援課
(再)子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を実施する。	生活支援課
JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人は、JR(バスを除く。)通勤・定期乗車券の割引制度が適用される。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する際に、利用料の半額(ただし1ヵ月当たり10,000円を上限)を助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	こども支援課
母子家庭等就業・自立支援 センター事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対して自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受けて養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。	こども支援課
くれっこアプリによる ひとり親家庭への情報配信	ひとり親家庭の方を対象に、自立に向けた就業に役立つ情報などを配信する。	こども支援課
(再)子どもの居場所づくり 助成事業	地域のこどもを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体や事業者などに対し、開設及び運営費用の一部を助成する。	こども支援課
子育て家庭支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	こども家庭相談課
母子生活支援施設運営事業	生活上様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、母子の心身と生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所措置により母子の自立を支援する。	こども家庭相談課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- こども食堂等への食材の提供や運営支援活動，生活習慣定着の支援
 - フードドライブ，フードパントリーの実施
- など

重点施策3 保護者に対する就労の支援

■ 施策の方向性

- ◇ 保護者の就労支援に当たっては，家庭の安定的な経済的基盤を築くため，単に職を得られるだけでなく，こどもの将来の進路や生活設計ができるよう，所得の増加につながるための支援を実施していきます。
- ◇ 仕事と家庭を両立しながら自立に向けた働き方について，保護者自身が考えられる余裕が持てるよう，安心してこどもを育てられるサービスメニューの充実に努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークとの連携により，呉市におけるワンストップ型の就労支援体制を整備することで，生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労を支援し自立の促進を図る。	生活支援課 こども支援課
被保護者就労支援事業	働く意欲があり，一般就労に向けた準備が整っている被保護者に対し，就労支援員を雇用し，専門的な立場から助言や支援を実施する。	生活支援課
就労準備支援事業	社会に出ることに不安があるなどの理由により，すぐに働くことが難しい生活困窮者に対し，一般就労に向けたサポートや訓練を実施する。	生活支援課
自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている母（父）子家庭の母（父）が，適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき，受講費の一部を給付する。	こども支援課
高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が，就職に有利な資格（看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士，准看護師等）取得のために養成機関で修業する一定期間，給付金を支給する。	こども支援課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等に対する相談を受け，就労支援や児童扶養手当等ひとり親制度についての情報提供を行う。	こども支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭等を対象に学び直しを支援することで，より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ，正規雇用を中心とした就業につなげていく。	こども支援課
女性のためのビジネススキルアップ講座	再就職におけるビジネススキルの習得を目的としたビジネスマナーや面接対策等の講座を実施する。	商工振興課
女性の創業支援事業	創業希望者を対象に，先輩女性創業者の店舗等で体験談を聴く「創業プチセミナー」や，コミュニティ形成等を通して創業を希望する女性の背中を押す連続セミナー「ちょいビジ」を実施する。	商工振興課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 対面や電話，オンライン等での職業相談及び就業を支援するセミナーの実施 など

重点施策4 経済的な支援

■ 施策の方向性

- ◇ 親の就労状況や健康状態に関わらず，日々の生活の安定を目的として給付される児童手当や児童扶養手当などのほか，様々な世帯の状況に応じた経済的支援が，必要とする家庭に漏れなく届けられるよう，対象者への十分な周知や福祉と教育部門の連携を図ります。
- ◇ 各種制度の支援が届かない，届きにくい家庭を把握するため，保育所や学校などの既存の仕組み以外に，地縁団体や社会活動団体による活動やこどもの居場所づくりを行っている様々な主体と連携することで，家庭や子どもたちのSOSに気づくことができます。これらの活動を支援することで，必要な制度につなげられるような方策を検討していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
妊婦のための支援給付金給付	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「妊婦のための支援給付金」による経済的支援を一体的に実施する。	地域保健課
特別児童扶養手当	中・重度の身体，知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
障害児福祉手当	重度の身体，知的又は精神障害があるために日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
自立支援医療（更生医療，育成医療，精神通院医療）費助成	障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り，自立した日常生活や社会生活を営むために，必要な医療を受けたときに医療費の助成を行う。	障害福祉課
重度心身障害者医療費助成	重い障害のある人が医療機関等を受診した場合の自己負担額の一部を助成する。	障害福祉課
生活保護費支給	生活に困窮する市民に対し等しく，その困窮の程度に応じ必要な保護を行い，最低限度の生活を保障するとともに，自立に向けた援助を実施する。	生活支援課
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ，家計改善支援員の専門的見地から家計の状況を評価・分析し「見える化」を図り，家計改善意欲を引き出すことで世帯の家計の自立や債務の解消など，家計改善に向けた支援を実施する。	生活支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等に対して支給する。（所得制限あり）	こども支援課
ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等（世帯全員の所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	こども支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母（父）子家庭が就業により自立することを目的に，相談を通じて自立支援プログラムを策定し，ハローワークとの連携の上，きめ細やかな自立支援事業を行う。	こども支援課

事業名	概要	担当課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している者に対して支給する。	こども支援課
(再) こども医療費助成	保護者の所得に関係なく、高校3年生(18歳到達後の最初の3月31日)までの医療費の自己負担額の一部を助成する。	こども支援課
実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費に係る補足給付を行う。	こども施設課

基本目標 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

■現状と課題

- ◇ 呉市は令和3年に策定した呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画・呉市障害児福祉計画において「障害のある、ないに関わらずみんなが安心して暮らし、学び、交流し、挑戦できるまちの実現」を目標に掲げ、障害児などへの支援に取り組んでいます。
- ◇ 教育・保育の現場などにおいて、発達障害のあるこどもなどに対する指導及び支援が課題となっており、こどもの障害や様々な特性に対応した療育・教育の支援を充実していく必要があります。
- ◇ 令和5年度の18歳未満の児童の保護者を対象とした呉市調査^{※1}において、「今後取り組んでほしいこと」という設問に対し、「発達障害に対する支援」が最も多くなっています。
- ◇ 特別支援学級の在籍者数の増加に伴いこどもの障害や特性も多様化しており、こども一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を行うことが求められています。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※2}において、こどもの成長過程で、相談したことがある場合の相談先について、療育機関(児童発達支援、障害児通園施設など)が大幅に増加しており、相談体制の充実が求められています。
- ◇ 令和5年度の18歳未満の児童の保護者を対象とした呉市調査^{※1}において、「望ましい暮らしを送るために、どのような支援が不足していると思うか」という設問に対し、「経済的な負担の軽減」と回答した割合は25.0%と、「家事やお金の管理などの生活訓練」と「困った時の相談対応」の29.9%に次いで高く、経済的な支援が求められています。

※1：呉市 令和5年度「児童に対するアンケート調査」。呉市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の児童及び18歳未満の通所受給者証所持者の保護者を対象として実施

※2：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策 1 障害児が安心して暮らせるための支援の充実

■施策の方向性

- ◇ 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、教育などの関係機関と連携することで、こどものライフステージに応じた切れ目のない療育支援に取り組めます。
- ◇ 障害のあるこどもや配慮を必要とするこどもとその家族に対する相談、指導、支援の充実を図り、負担の軽減に努めます。

- ◇ 障害のあるこどもの保育に適した環境整備に努めるとともに、障害のあるこどもの進路選択の幅を広げるため、保育所や幼稚園・認定こども園等における受け入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。
- ◇ 児童発達支援・放課後等デイサービスの需要は、年々高まっており、それに対応できるよう事業所の整備を促進していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 児童療育相談事業	発達について気になる児童に対して、医師による診査などを行い、原因を早期発見し、保護者などと連携を取りながら、適切な指導を行う。	地域保健課 障害福祉課
(再) 乳幼児健康診査事業 (1か月, 3~4か月, 乳児後期, 1歳6か月, 3歳, 新生児聴覚検査)	乳幼児の成長発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。聴覚障害の早期発見・早期療育につなげる。	地域保健課
(再) 子どもの発達相談事業	幼児健康診査等で、精神発達遅滞・発達障害等が疑われる幼児に対して、発達に重点をおいた健康診査を行い、適切な医療や療育につなげる。	地域保健課
(再) 5歳児発達相談事業	5歳児の保護者に発達アンケートを送付し、希望者に心理の専門家による個別の発達相談を行うことで、保護者が発達特性の理解と適切な対応法を学び、不安なく就学を迎えるための支援を行う。	地域保健課
(再) 難病患者等支援事業	指定難病に罹患している患者について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	地域保健課
(再) 小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	地域保健課
児童発達支援	通所施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行う。	障害福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児などであって、外出することがとても困難な場合に居宅を訪問し、児童発達支援を提供する。	障害福祉課
放課後等デイサービス	就学している児童が、放課後などに通所施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。	障害福祉課
保育所等訪問支援	保育所などを利用中の児童に対して、当該施設を訪問して児童に対する集団生活適応のための訓練や、受入先施設のスタッフに対する支援（支援方法などの指導）を行う。	障害福祉課 こども支援課 こども施設課
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用できるように、保護者に対しサービス利用申請の勧奨、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う。	障害福祉課
障害児等療育支援事業	発達に課題のある児童やその家族などに対し、家庭、保育所などへの訪問、電話での相談を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行う。	障害福祉課
サポートファイルの利用促進	障害の特性を踏まえた一貫性のある支援が受けられるよう、障害のある人の育成歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できる「心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～」などの支援ツールの普及と利用の促進を行う。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳	身体に永続的な障害がある人，知的障害がある人，精神障害がある人に手帳を交付し，様々な援助を受けやすくする。	障害福祉課
バス料金，タクシー料金，紙おむつ購入費の助成事業	障害者手帳の種類と等級により，バス料金，タクシー運賃，紙おむつ購入費のいずれかを助成する。	障害福祉課
補装具給付事業	身体の欠損，損なわれた機能を補完・代替し，日常生活の維持・向上を図るために必要な補装具の購入・修理の費用の一部を支給する。	障害福祉課
日常生活用具給付事業	在宅で重度の障害がある人に，日常生活の利便性と自立度を高めるため必要な，福祉用具の購入費用の一部を支給する。	障害福祉課
障害児保育事業	家庭，専門機関との連携を密にし，個々の障害の種類，程度に対応したきめ細やかな保育を行う。また，障害のあるこどもを受け入れた保育所等が保育士の加配を行う場合に支援する。	こども施設課
特別支援学級指導員	小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に配置し，就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	学校安全課
医療的ケア看護職員	医療的ケアを必要とする児童生徒に対し，看護師等資格を有する医療的ケア看護職員を派遣し，医療的ケアを実施することにより，児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整備する。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 障害があってもなくてもチャレンジするこどもを応援する活動
- 支援の必要なこどもやきょうだいをサポートする活動
- 障害がある・ないに関係なく，こどもと親が安全安心と感じる居場所を作る活動
- 障害のあるこどもたちの生きづらさへの理解，障害への支援活動 など

重点施策2 障害児への経済的支援

■施策の方向性

- ◇ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当など、障害者やその家庭を経済的に支援する制度の周知を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
(再) 障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
(再) 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費助成	障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な医療を受けたときに医療費の助成を行う。	障害福祉課
(再) 重度心身障害者医療費助成	重い障害のある人が医療機関等を受診した場合の自己負担額の一部を助成する。	障害福祉課

基本目標6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

■現状と課題

- ◇ 呉市においても児童虐待対応件数は年々増加しており、地域社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため、発生予防から早期発見、発生時の迅速で的確な対応が求められています。問題が起きる前に適切な対応が施せるよう、子育て家庭の孤立化防止に向け、保健・医療・福祉等の分野のほか、学校や保育所等とのしっかりとした連携体制を機能させることが重要です。
- ◇ 相談件数の増加や相談内容が多様化・複雑化する中で対応を求められており、専門性の高い人材の確保や育成に努め、職員の専門性の向上を図る必要があります。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}において、「あなたは自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか」という設問について、「あてはまる」と回答した割合は1～2%程度となっている一方、「分からない」と回答した割合が2～3割程度と高くなっており、自分があてはまるか判断できない、又は答えることが難しいこどもがいる可能性があり、顕在化しづらい状況が課題となっています。

※1：呉市立の学校に通う小学5年生、中学2年生、保護者を対象として広島県と呉市が共同実施した令和5年度「子供の生活に関する実態調査」

重点施策1 児童虐待防止対策の更なる強化

■施策の方向性

- ◇ 児童虐待は、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、社会全体、市民一人ひとりが関心を持ち、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチしていきます。

- ◇ こどもや家庭の声を受け止め、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援につなげます。
- ◇ 専門性の高い相談援助を行うため、組織体制の強化や職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 保健・医療・福祉等の分野のほか、学校や保育所等が連携を密にし、児童虐待防止対策の更なる強化を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) こども家庭センター	母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課
(再) 子育て世帯訪問支援事業 (子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭や多胎児を育てる家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課
呉市要保護児童対策 地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討をする。	こども家庭相談課
家庭児童相談・女性相談	家庭や児童に関する相談を家庭児童相談員・女性相談支援員などが受ける。	こども家庭相談課
ペアレントトレーニング講座	子育てに難しさを感じている保護者へこどもとのよい関わり方を学び、楽しく子育てができるよう支援するための講座を実施する。	こども家庭相談課
こころのケア事業	支援対象児童等とその保護者に、心理的課題の解決・軽減を図るため、専門的な心理面接を行う。	こども家庭相談課
支援対象児童等見守り 強化事業	支援対象児童等の家庭を事業者が訪問し、児童等への声掛けを行い、家庭環境等を把握、情報共有し、適切な支援へつなぐ。	こども家庭相談課
地域こどもの生活支援 強化事業	支援対象児童等に対し、地域にある場所を活用し、気軽に立ち寄ることができるよう、食事や体験の提供を行い、適切な支援へつなぐ。	こども家庭相談課
(再) 児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。	こども家庭相談課
(再) 子育て家庭支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	こども家庭相談課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の児童相談所等への通告
 - こどもへの関わり方など具体的なアプローチ方法を学ぶ、ペアレントトレーニングの実施
 - 家族が安全安心に暮らせるように個別での面談対応
 - 医療現場において、児童虐待からこどもを守る積極的な対応の実施
- など

重点施策2 ヤングケアラーへの支援

■施策の方向性

- ◇ ヤングケアラー問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにも関わらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあるため、教育、福祉、介護、医療等の関係者が情報共有・連携をし、早期に発見、把握することで、必要な支援につなげます。
- ◇ ヤングケアラー相談窓口の設置及び周知や理解促進、学校等の情報共有と連携が図られる相談支援体制の整備などの取組を進めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
包括的相談支援事業	どの相談窓口においても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、必要に応じ、適切な支援関係機関につないだり、支援関係機関と連携を図る体制を整備する。	重層的支援推進室
学校におけるヤングケアラー実態調査	教育委員会が行う「学校におけるヤングケアラー実態調査」の結果をもとに、ヤングケアラーに該当する可能性のある児童生徒について、要保護児童対策地域協議会の取組の中で、学校や関係機関と連携し、適切な支援につなぐ。	こども家庭相談課 学校安全課
(再) 呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討をする。	こども家庭相談課

基本目標7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

■現状と課題

- ◇ 呉市の令和3年の自殺死亡率^{*1}は14.7です。呉市では令和6年3月に策定した「みんなでのち支える呉プラン（第2次呉市自殺対策計画）」に沿って、令和10年までに「自殺死亡数を9.6以下」とすることを目標とし、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発と周知、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の施策に取り組んでいます。
- ◇ 年代別自殺の原因・動機（平成29年から令和3年の合計）では、20歳代では「経済・生活問題」が最も多く、次いで「家庭問題」の割合が高くなっています。
- ◇ 呉市のこども・若者の自殺死亡率は広島県や全国と比べて低いものの、全国的に小・中高生の自殺者数は増えており、こどもが気軽に相談ができる環境づくりを進める必要があります。
- ◇ 令和4年度の呉市調査^{*2}において、「不安・ふさぎ込み」の設問に対し、「時々不安あるいはふさぎ込んでいる」と「いつも不安あるいはふさぎ込んでいる」と回答した人の割合は、年齢層が下がるほど高くなっています。
- ◇ 令和5年度のこども・若者を対象とした呉市調査^{*3}において、「社会生活や日常生活を円滑に

送ることができない状態となった時、家族や知り合い以外に相談したいと思う人や場所」としては「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が50.7%と最も多く、次いで、「無料で相談できる」が45.1%、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」が29.3%、「SNSやメールなどで相談できる」が28.4%となっています。

- ◇ 一方で、こども・若者の呉市内の青少年・若者を支援する施設・窓口の認知度は低い傾向があり、また「知っているが利用したことはない」と回答した人の利用しない理由については、「利用したいと思うような機会がなかったから」に次いで、「自分には関係のない場所だと思うから」が23.7%と高くなっており、支援を必要とするこども・若者が相談しやすい体制の整備、施設・窓口の周知が課題です。
- ◇ 呉市では、地域コミュニティの形成や地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図り、こどもを守るための取組を実施していくことで、こどもの安全確保に努めています。
- ◇ 防犯灯（街灯）の設置や維持管理等、防犯施設の整備に努めており、自治会が管理する防犯灯の維持管理に対する助成を行い、市民生活の安全・安心を確保しています。
- ◇ 「呉こども110番の家」については協力店舗や家庭等が減少してきており、協力店舗や家庭等の維持拡大とともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。
- ◇ 令和5年度のこども・若者を対象とした呉市調査^{※3}において、「スマートフォン等を利用して、嫌な思いをしたり、トラブルに巻き込まれた経験」があった割合は31.0%となっており、スマートフォン、インターネット上の危険・脅威への対策も必要です。

※1：自殺死亡率：人口10万人当たりの年間自殺者数（厚生労働省の人口動態統計の数値）

※2：令和4年度「呉市健康づくり・生活習慣に関するアンケート調査」

※3：呉市に居住する16～30歳を対象として実施した令和5年度「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」

重点施策1 こども・若者の自殺対策

■施策の方向性

- ◇ こども・若者の自殺リスクを早期に発見し、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することができる、自殺対策を支える人材を育成します。
- ◇ 自殺予防等について啓発、自殺予防教育、こども・若者が気軽に相談できる相談体制の整備を進めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
心のサポーター養成事業	こころの健康の維持・向上につながる社会環境整備として、メンタルヘルスやうつ病・不安障害など精神疾患への正しい知識を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える人を支援する者を養成する。	地域保健課
市民を対象としたゲートキーパー研修	市民を対象としたゲートキーパー養成研修を行い、自殺のサインに気づき、適切に対応できる市民を育成し、地域での自殺防止の体制を整えていく。	地域保健課
自殺予防週間・自殺対策強化月間等啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間に懸垂幕・ポスター掲示、チラシ配布などを行い、心の健康づくり・自殺予防等について啓発を行う。	地域保健課 学校安全課

事業名	概要	担当課
「こころの健康サポート」リーフレットの作成・配布	呉市内及び近隣市町の相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、市民や関係機関に配布する。	地域保健課
(再) 子どものこころの健康づくり相談	親やこどものこころの問題から生じる育児不安、虐待、家庭生活や学校生活での不応等に対して、児童精神科医や心理療法士が相談に応じる。	地域保健課
くれ子育てねっとメール相談	こども・子育てや家庭に関する不安・悩み・疑問などについて、「くれ子育てねっと」からメール相談を受け付ける。	こども家庭相談課
(再) 家庭児童相談・女性相談	家庭や児童に関する相談を家庭児童相談員・女性相談支援員などが受ける。	こども家庭相談課
SOSの出し方に関する教育の周知、「命を大切にす教育」リーフレットの作成・配付	命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば良いか具体的かつ実践的に学ぶ「SOSの出し方に関する教育」について周知する。また、アンガーマネジメントや深刻な悩みを聞いた時の対応等について、スクールカウンセラーと学ぶ「命を大切にす教育」リーフレット（教職員用）を作成し、配布する。	学校安全課

重点施策2 こども・若者が相談しやすい体制の整備

■施策の方向性

- ◇ こども・若者の自殺対策、学校でのいじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、こどもが健全に成長することができる環境づくりと相談体制の整備を行います。
- ◇ 電話・SNS等を活用した相談体制の整備などの取組を進めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	青少年の健全育成を図るため、市内巡視、街頭指導等を行う。また青少年問題や家庭教育等に関する相談活動を市内の各地域で実施する。	文化振興課
ユースワーカー育成事業	若者の居場所づくりや地域活動の中心となるユースワーカーを育成する。	文化振興課
(再) 包括的相談支援事業	どの相談窓口においても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、必要に応じ、適切な支援関係機関につないだり、支援関係機関と連携を図る体制を整備する。	重層的支援推進室
(再) 呉駅周辺地域総合開発に伴う子育て支援センターの整備	新しく整備される複合建物に、子育て支援センターを移設するとともに、季節や天候に左右されず安全で安心して過ごせる大型屋内遊具のあるあそび場や絵本広場など新たな機能を持った施設を整備する。	こども支援課
(再) くれ子育てねっとメール相談	こども・子育てや家庭に関する不安・悩み・疑問などについて、「くれ子育てねっと」からメール相談を受け付ける。	こども家庭相談課
(再) 家庭児童相談・女性相談	家庭や児童に関する相談を家庭児童相談員・女性相談支援員などが受ける。	こども家庭相談課

事業名	概要	担当課
人権教育振興事業（外国籍児童生徒の就学相談等）	呉市内における人権課題の解決に向け、外国籍児童生徒の保護者や外国籍児童生徒が在籍する学校に対し、児童・生徒の学習面及び生活面に対する相談に応じるにより、人権教育の側面から支援を行い、もって児童生徒一人ひとりに応じた教育活動、進路指導等の充実を図る。	学校教育課
（再）呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等の課題に対応するため、児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として、専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー1名を教育委員会事務局に配置し、児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリングや相談業務を実施する。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 地域の青少年の身近な存在として、寄り添う活動
 - こどもの心に寄り添う研修の実施
 - 過ちに陥った少年に対する更生援助活動
- など

重点施策3 防犯・防災・交通安全対策の推進

■ 施策の方向性

- ◇ こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であることから、自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じた安全教育を推進します。
- ◇ 社会全体、市民一人ひとりが非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図るとともに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援・自立支援を推進します。
- ◇ 警察や呉市交通安全推進協議会連合会、自治会等の関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識の向上を図るための取組を推進します。また、歩道整備や防護柵設置等の整備など、安全の通行空間の確保を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
防災情報伝達サービスの充実	市民へ迅速確実に防災情報・避難情報を伝えるため、防災行政無線や防災情報メールなどの防災情報伝達サービスを充実させる。	危機管理課

事業名	概要	担当課
地域防災力の強化 (自主防災組織の活動支援、 防災講話等)	自主防災組織の訓練に計画段階から加わるなど活動支援を行うとともに、地域住民や児童・生徒・学生を対象として実施する防災講話において、災害に対する日頃の備えや、早めの避難の重要性を説明するなどし、地域防災力の強化に繋げる。	危機管理課
避難所の環境整備、備蓄物資の充実	避難所での生活に必要な物資や生活環境を充実させることで、こどもから高齢者、障害者など、多様な人々の避難行動を促進する。	危機管理課
交通安全活動推進事業	交通安全教室や交通安全日の早朝街頭指導等、警察、交通安全推進協議会連合会及び交通安全協会等が連携し、交通安全活動を実施する。	地域協働課
子どもへ防犯意識の高揚・啓発	放課後児童会等に向けて出前講座を実施することにより、防犯意識向上を図る。	地域協働課
防犯灯・防犯カメラの設置等助成	自治会が設置・管理する防犯灯に対し、助成することで市民生活の安全・安心を確保する。	地域協働課
呉市青少年補導員連絡協議会	青少年の健全育成のため、巡視活動や非行防止のための見守り・声掛けなどの活動を実施する。	文化振興課
(再) 道路、公園照明の設置及び維持管理	夜間の歩行・通行、また、公園利用者の安全を確保するため、道路、公園照明の設置及び維持管理を行う	土木維持課
(再) 呉市通学路交通安全プログラム等に基づく道路交通環境の整備	呉市通学路交通安全プログラム等に基づき、交通安全対策の必要箇所について、歩道整備や防護柵設置等の整備を進める。	土木維持課 土木整備課
(再) 呉市自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備	安全・安心・快適な自転車利用環境創出のため、自転車ネットワーク計画に基づき自転車通行空間の整備を進める。	土木維持課 土木整備課
道路の無電柱化	安全かつ円滑な交通確保のため、道路の無電柱化を進める。	土木整備課
小・中学生に向けた救急講習	小学5年生、中学2年生を対象に応急手当の重要性や心肺蘇生法(AEDの使用方法を含む。)の授業を行う。	警防課
消防ふれあいフェア	消防とのふれあいの場で色々な体験を通して、市民に消防への関心を持ってもらうとともに、楽しみながら防火・防災について学んでもらう。	予防課
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼び掛けを行う等して、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るとともに、「自分の命は自分で守る」ための能力を育成する。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	学校安全課
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携した取組を行うことで、安心・安全な地域づくりを推進する。	学校安全課
不審者情報等配信サービス(守るネット)	不審者情報等を携帯電話に配信し、情報の共有化やこどもを守る活動の充実を図る。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 「こども110番の家」としてのこどもの見守り活動
- こどもの模範になるよう自ら交通法規を遵守し，優先する行動
- 防犯灯・防犯カメラの設置・維持管理活動
- 防犯パトロール，防犯訓練，こどもたちへの声かけ等，こどもが安心して暮らせる地域をつくる活動
- 交通事故防止や防犯を目的とした，新入学児童への黄色のランドセルカバー等の寄贈活動
- 小学校・義務教育学校（前期課程）の児童を対象とした安全ポスター作品展の実施
- こどもたちの非行防止及び犯罪から守る活動 など

基本目標8 こどもの誕生前から幼児期までの支援

■現状と課題

- ◇ 男性，女性ともに各年代の未婚率が上昇傾向にあり，少子化の主たる要因である未婚化・晩婚化が進んでいます。社会環境が大きく変化する中で，若者の価値観やライフスタイルが変化したことが主な要因とされていますが，結婚し，こどもを産み育てたいと思う人の希望に沿った支援ができるよう，引き続き取組を充実させる必要があります。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}によると，「子育て（教育を含む）をする上で，周囲からどのようなサポートがあればよいか」として，「親が気軽に相談しやすい時間・場所・環境づくり」，「情報提供の充実」，「産後ケアの充実」などの意見もありました。引き続き，健康相談等の事業において，専門職による妊娠や不妊など女性特有の悩みに対する相談や支援の充実が必要です。
- ◇ 市内全体のこどもの将来人口は減少が見込まれていますが，共働き家庭の増加の影響により幼稚園や保育所，認定こども園等認可施設の利用ニーズが高くなっています。また，幼稚園の預かり保育や事業所内保育施設のほか，病児・病後児保育施設等の利用に対する高い潜在ニーズも伺うことができます。こうした施設について，引き続き安定した量の確保と，質の高いサービスの提供が求められています。
- ◇ 共働き家庭の増加に伴う，就業構造の変化や就業形態の多様化により，保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育環境の維持・確保を図るとともに，子育てにかかる負担の軽減や緊急時の迅速な対応など，弾力的できめ細かな保育サービスの提供が必要です。
- ◇ 安定した提供体制とするためには，教育・保育人材の確保が喫緊の課題となっています。

※1：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策1 切れ目のない支援の充実

■施策の方向性

- ◇ これまでのような保護者・養育者の「子育て」を支えるだけでなく、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等について社会全体、市民一人ひとりがしっかりと目を向け、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援します。
- ◇ 乳児期における愛着形成、情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って成長することができるよう努めます。
- ◇ 不妊治療に関する情報の提供や相談、支援体制の充実を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 産科医等確保支援事業	市内の分娩取扱医療機関等の安定した経営及び産科医等の確保を図るため、産科医等に支給する手当に対して補助金を交付する。	福祉保健課
(再) 未就学児と産前産後期間相当分の保険料の軽減	国民健康保険の被保険者は、未就学児の均等割額を5割軽減する。 出産予定または出産した被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を免除する。	保険年金課
不妊・不育治療費等助成	こどもを産み育てたい方に、人工授精等の不妊治療及び不育症検査・治療に要する費用の一部を助成する。	地域保健課
(再) こども家庭センター	母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課
(再) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得妊婦に対し、初回産科受診料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、継続的に必要な支援を行う。	地域保健課
(再) 育児教室、相談	小児の生活習慣病予防・事故予防などの教室や個別相談を実施する。	地域保健課
(再) 子どものこころの健康づくり相談	親やこどものこころの問題から生じる育児不安、虐待、家庭生活や学校生活での不適応等に対して、児童精神科医や心理療法士が相談に応じる。	地域保健課
(再) 予防接種の実施	こどもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童・生徒の予防接種を実施する。	地域保健課
(再) 母子健康手帳(親子健康手帳)の交付	妊娠の初期からこどもが成人するまでの継続した健康記録となる母子健康手帳(親子健康手帳)を交付するとともに、保健指導を行う。	地域保健課
(再) 妊産婦・乳幼児訪問指導	保健師等が家庭訪問し、妊産婦・乳幼児の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	地域保健課

事業名	概要	担当課
(再) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境に応じた情報提供・支援を行う。	地域保健課
(再) 産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、専門家等による相談支援等を行う。	地域保健課
(再) 産後ケア事業	産後、退院直後の母子に対して、助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	地域保健課
(再) 妊産婦健康診査事業	妊婦の健康状態や胎児の発育状態、産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	地域保健課
(再) 乳幼児健康診査事業 (1か月, 3~4か月, 乳児後期, 1歳6か月, 3歳, 新生児聴覚検査)	乳幼児の成長発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。聴覚障害の早期発見・早期療育につなげる。	地域保健課
(再) 子どもの発達相談事業	幼児健康診査等で、精神発達遅滞・発達障害等が疑われる幼児に対して、発達に重点をおいた健康診査を行い、適切な医療や療育につなげる。	地域保健課
(再) 5歳児発達相談事業	5歳児の保護者に発達アンケートを送付し、希望者に心理の専門家による個別の発達相談を行うことで、保護者が発達特性の理解と適切な対応法を学び、不安なく就学を迎えるための支援を行う。	地域保健課
(再) 歯科保健事業	乳幼児の保護者を対象に、歯と口の健康に関する講話や相談を実施する。また、幼稚園・保育所等の児童とその保護者を対象によくかんで食べることの大切さについて健康教育を行い、口腔機能の健全な育成を支援する。	地域保健課
(再) 特定感染症予防事業	特定感染症予防のための正しい知識を普及するとともに、感染症に関する相談や発生予防・まん延防止のための検査等を行う。	地域保健課
(再) 児童療育相談事業	発達について気になる児童に対して、医師による診査などを行い、原因を早期発見し、保護者などと連携を取りながら、適切な指導を行う。	地域保健課 障害福祉課
(再) 妊婦のための支援 給付金給付	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「妊婦のための支援給付金」による経済的支援を一体的に実施する。	地域保健課
保幼小連携に関する 代表者会議	呉市の保育所(園)・幼稚園・認定こども園等及び小学校・義務教育学校並びに行政等の関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校・義務教育学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 各地域で実施される様々な行事での、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮
- 保護者、子育てに協力されている方に向けて、息抜きや子育てのためになる活動
- 親子で一緒にリフレッシュすることを目的としたイベントの開催 など

重点施策2 教育・保育の受け入れ体制の充実

■施策の方向性

- ◇ 安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努めます。
- ◇ 乳幼児期の保育の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。また、呉市内のどの教育・保育施設に通っても同等程度のサービスが受けられるよう、教育・保育の質の維持・向上に努めます。
- ◇ こども達が、のびのびと遊ぶことを通じて、心と体を健やかに育むことができる環境づくりを推進するため、公・私立保育所等の遊具等の充実を図ります。
- ◇ 幼児期の運動量の増加等の保育・教育の質の向上のため、社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する私立保育所等の園庭の芝生化に対して、助成を行います。
- ◇ こどもが安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点事業や公・私立保育所等で、冷暖房効率が高く、静音性が高い空調設備、高効率で高輝度な照明設備（LED）の設置、防犯カメラの設置や、トイレ改修（洋式化やこどもの年齢に合ったトイレ空間の整備など）を行います。
- ◇ 保護者の多様な就労形態への対応、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、こども誰でも通園制度など、多様な保育サービスの充実を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 児童発達支援	通所施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行う。	障害福祉課
(再) 障害児等療育支援事業	発達に課題のある児童やその家族などに対し、家庭、保育所などへの訪問、電話での相談を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行う。	障害福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	こども支援課 こども施設課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生のこどもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	こども支援課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	こども施設課
認定こども園	就学前のこどもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	こども施設課
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	こども施設課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間を概ね30分から1時間延長し保育を行う。	こども施設課
地域型保育事業	小規模保育施設等において保育を必要とする3歳未満のこどもを少人数（19人以下）で保育する。	こども施設課

事業名	概要	担当課
一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に児童の保育ができなくなったとき又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に児童の保育が必要となったときに当該児童を受け入れる。	こども施設課
病児・病後児保育事業	児童が病気の時で、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	こども施設課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	就労条件を問わず、時間単位で柔軟に保育所などを利用できる。	こども施設課
保育サービス支援事業	幼児教育・保育の無償化の実施により、3～5歳児及び0～2歳児の住民税非課税世帯に係る保育料等の負担軽減を行う。	こども施設課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費に係る補足給付を行う。	こども施設課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 職員の研修を通じた、職員の資質向上
- 地域・保護者を対象としたこどものための研修会・講演会の開催 など

基本目標9 学童期・思春期の支援

■現状と課題

- ◇ 令和5年度に実施した呉市調査^{※1}では、放課後を一人で過ごすこどもや、大人の関わりが少ないこどもの自己肯定感や学力が低い傾向にあることが分かっています。
- ◇ こどもの放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についての質問では、放課後を自宅や習い事で過ごさせたいという希望が減少し、放課後児童会を利用したいという希望の増加や放課後子供教室や子どもの居場所の利用を希望するといった回答がありました。
- ◇ 呉市を今より子育てしやすいまちとするために、大切なことの質問では、「こどもが放課後に自由にすごせる居場所の充実」と回答した割合が47.6%と高く、こどもや子育て世帯が利用しやすい安全・安心なあそび場・施設の整備、こどもがのびのびと活動できる環境づくりに努めていくことが引き続き必要です。
- ◇ 放課後を身近な場所で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をすることができる居場所を設置するため、小学校内に設置している放課後児童会と併せて、全ての児童が参加できる放課後子供教室を開設し、放課後児童会と一体的に運営するモデル事業を実施しており、モデル事業の状況を踏まえ、段階的な全市展開等今後のあり方を検討していきます。
- ◇ 地域のこどもたちを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、安心して過ごせるこどもの居場所づくりに取り組む団体への支援を行っています。

- ◇ 全国的な少子化の進展により、家庭や地域におけるこどもの社会性育成機能が低下してきている中で、学校の役割として児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、こどもたちに切磋琢磨する機会を増やしていくことにより、社会性や規範意識、確かな学力を身に付けさせていく必要があります。
 - ◇ こどもの体力・運動能力は、昭和 60 年頃から低下傾向が続いており、こどもの体力低下は、健康面においても、ストレスに対する抵抗力の低下や生活習慣病の増加などを引き起こすことが懸念されています。
 - ◇ 思春期における性行動の低年齢化に伴う人工妊娠中絶や性感染症の増加を防ぐため、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用等が身体に与える悪影響についての基礎知識の普及を図っています。
 - ◇ 高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を開催し、思春期における適切な知識の啓発が図られています。
 - ◇ 児童・生徒が乳幼児とその保護者とのふれあいを通して、生命の尊さを考える力を養えるよう、思春期ふれあい体験学習を実施し、思春期における保健対策の充実を図っています。
 - ◇ 学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。
 - ◇ こどもたちが、人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決する力を身に付けられるよう、学校教育環境の充実を図っていく必要があります。
 - ◇ 引き続き、学校できめ細かな指導や個に応じた学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境で学校と連携した教育の充実に努めていく必要があります。
 - ◇ こどもの健康が確保されるよう、就学時健康診断、児童生徒定期健康診断等の保健管理を通じて、こどもの健康づくり支援を行っています。
 - ◇ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、「キャリア発達を促す教育」であるキャリア教育に取り組んでいます。キャリアは、こども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら、段階を追って発達していくものであり、発達の視点を踏まえ、体系的に各学校段階の取組を考えていくことが必要です。
 - ◇ 「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定を受け、「呉市いじめ防止基本方針」を平成 26 年 3 月に策定し、令和 6 年 5 月に一部改正しています。
 - ◇ 全ての呉市立学校において、教職員、児童生徒、保護者、地域住民を構成員とする「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を設置し、情報共有や意見交換を実施しています。
- ※1：呉市 令和 5 年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策 1 こどもがのびのびと育つ居場所づくりの推進

■施策の方向性

- ◇ 学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていきます。
- ◇ 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていきます。

◇ 放課後児童会や放課後子供教室において、こどもの遊びや生活の場、静養するための機能を備えたスペースの確保に努めるとともに、こどもが安全かつ快適に過ごすことすため、冷暖房効率が高く、静音性が高い空調設備、高効率で高輝度な照明設備（LED）の設置、トイレ改修などに努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
総合スポーツセンター施設の移転・再配置整備	呉市において競技スポーツと生涯スポーツの場として継続的に利用し、夢や憧れをもてるようなスポーツ施設を整備する。	スポーツ振興課
アーバンスポーツ施設の整備	こども・若者に人気のあるアーバンスポーツの環境整備に取り組むことで、こどもや若者のコミュニティ形成の場の創出を目指す。	スポーツ振興課
中央図書館児童コーナーの再整備	児童コーナーのレイアウトを変更し、こども用のフリースペースとして新たにこどもが安心して楽しむことができる居場所を作る。	中央図書館
(再) 放課後等デイサービス	就学している児童が、放課後などに通所施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。	障害福祉課
(再) 子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を実施する。	生活支援課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	こども支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に、児童を放課後から夕方まで放課後児童会で預かり、遊びや生活の場を提供する。	こども支援課
放課後子供教室	小学校児童を対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	こども支援課
(再) 放課後児童会・子供教室校内交流型事業	放課後を身近な場所で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をすることができる居場所を設置するため、小学校内に設置している放課後児童会と併せて、全ての児童が参加できる放課後子供教室を開設し、放課後児童会と一体的に運営する。	こども支援課
(再) 子どもの居場所づくり助成事業	地域のこどもを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体や事業者などに対し、開設及び運営費用の一部を助成する。	こども支援課
(再) 呉駅周辺地域総合開発に伴う子育て支援センターの整備	新しく整備される複合建物に、子育て支援センターを移設するとともに、季節や天候に左右されず安全で安心して過ごせる大型屋内遊具のあるあそび場や絵本広場など新たな機能を持った施設を整備する。	こども支援課
(再) ウォーカブルなまちづくりの推進	蔵本通り及び堺川沿いの中央公園一帯の公共空間を、多様な人が出会い、交流することができる空間として再構築することで、にぎわいを創出し、居心地良く歩きたくなる空間づくりを推進していく。	土木総務課

事業名	概要	担当課
(再) 呉ポートピアパーク 及び天応公園の再整備	基本構想に基づき、こどもが集い交流できる場や様々な体験の場、心地よいコミュニティの場など、市民の利用ニーズに応える公園整備を進める。	土木総務課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- こどもへの無料又は安価な食事や、安心して過ごせる居場所の提供
- こどもが自由にのびのび遊べる場づくり
- 親だけでなく地域の大人も関わる、こどもの見守り活動
- 自然に包まれ、自然の中で遊ぶ場所の提供
- こども自身の個性や特性にとらわれず、自由に選択できる学びの環境づくり
- こどもから大人まで「たのしい」居場所、遊びや体験を通してこども時代の思い出をつくるハブ拠点づくり など

重点施策2 学びと社会の連携促進

■ 施策の方向性

◇ 地域社会の大人との連携、また様々な地域資源を活用し、多様な学びや体験のニーズに応える環境整備を行います。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
くれオンパク	「住民や事業者が、地域資源を活用した体験交流型のプログラムを一定期間内に集中して提供するイベント」を実施することで、まちの資源を発掘し、まちに新たなチャレンジと、まちのファンをつくり出す。	商工振興課
学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール）事業	こどもや学校の抱える課題の解決や、未来を担うこどもたちの豊かな成長に向けて、学校と保護者、地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもたちを育む「地域とともにある学校」を実現する。	学校教育課
キャリア教育推進協議会	呉市立小・中・義務教育学校及び呉高等学校の児童生徒の勤労観、職業観を育成するキャリア教育を推進する。	学校教育課
外部人材を活用した学校部活動展開事業	将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる観点から、合同部活動の導入や部活動講師の派遣など外部人材を活用した学校部活動を段階的に展開していく。	学校教育課 学校安全課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 部活動のための施設の提供
- こどもたちと一緒に生る生態系・生物多様性などの環境活動を実施
- 児童・生徒とその保護者に向けた、ものづくりや平和等をテーマにした講演会の開催やスポーツの大会行事の開催
- こどもに様々な学びや体験の機会を提供するプログラム、教室及び講座の開催 など

重点施策3 こどもの体力の向上のための取組の推進

■施策の方向性

◇ トップアスリートの派遣やインターネットを通じた情報提供等を通じて、競い合う楽しさや目標を達成する喜びを支援し、こどもの運動意欲，運動能力の向上，運動の習慣化，技能の習得等を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
トップアスリート派遣事業	広島県に関係するトップアスリート等を呉市立学校へ派遣し、体育科の授業や運動部活動の指導を通して、児童生徒の運動意欲の向上と運動技能・技術の習得とともに教職員の指導力向上を図る。	学校安全課
くれ・チャレンジマッチ・スタジアム事業	児童・生徒の運動への関心及び運動能力の全体的な底上げのため、運動が苦手な子でも取り組めるよう、ホームページを活用し楽しく競い合えるITシステムの構築・運営を行う。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 心身ともに健全な育成等を目的とした，青少年のスポーツ振興活動
 - こども向けの各種スポーツ教室，大会等の実施
- など

重点施策4 思春期保健対策の充実

■施策の方向性

◇ 思春期は、自分の存在の意味、価値及び役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができるよう支援します。

◇ 思春期のこどもたちに対して、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙，飲酒，薬物乱用等の有害性についての基礎知識の普及と理解の促進を図り、自ら正しい判断ができるよう支援していくことで思春期の心と体の健康づくりを推進していきます。

◇ 高校生等に対し、赤ちゃんふれあい講座などを開催し、命の大切さや思春期における適切な知識の啓発を行います。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談を行うとともに、随時電話や来所で相談を受ける。	地域保健課
思春期ふれあい体験学習	命の大切さについて学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	地域保健課
高校生の0・1・2歳ふれあい体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を行う。	こども支援課

事業名	概要	担当課
喫煙，飲酒，薬物乱用防止教室	児童・生徒を対象に，健康教育で喫煙，飲酒，薬物乱用防止に関する指導を行う。	学校安全課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発を行う。	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関，PTA，学校の関係者等で組織する委員会を設置し，児童・生徒の健康の保持・増進を図る。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 専門家による薬物乱用防止教室や喫煙防止教室，がんについて等の講演の開催
など

重点施策5 児童・生徒の健康の確保

■ 施策の方向性

◇ こどもの健康の保持増進を担う健康診断等の保健管理を推進します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
就学時健康診断	就学予定児に対して健康診断を行い，その結果に基づいた治療の勧告，保健上必要な助言を行う。	学校安全課
児童・生徒定期健康診断	児童・生徒の健康状態を正しく把握し，心身の健康増進を図るために，学校保健安全法に基づき学校医及び学校歯科医による健康診断，視力検査，聴力検査，心音心電図検査及び尿検査を実施する。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 児童・生徒の歯の健康を守る，口腔の健全育成のための治療及び講演
- 医療現場においてもこどもの意見等を聴くスキルを身に付ける「こどもまんなか研修」の実施（再掲）
など

重点施策6 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

■ 施策の方向性

◇ こどもたちが，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けることができるよう推進します。

◇ こどもたちが，主体的・自律的に考えて行動する力や生きていくための力を養い，豊かな情操を育むとともに，道徳教育等を通じた心の教育により，人間性豊かな人格の形成が図られるよう，学校教育の充実に取り組みます。

- ◇ こどもたちが、確実に学習内容を身に付けることができるよう、個別学習や習熟の程度に応じた学習等の指導方法や、教師間の協力による指導体制について工夫改善を図ります。
- ◇ こどもと教職員・学校間のつながり、学校と家庭や地域とのつながりをより一層深め、ともに力を合わせて教育活動に取り組みます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
シビックマーケット祭	障害者就労支援施設が一同に集まり、施設で制作した商品を販売するのに合わせて、特別支援学校の生徒が、コーヒーの販売を行う特設カフェを開催する。	障害福祉課
(再) 子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を実施する。	生活支援課
(再) 未来へ羽ばたけ！ 大学進学応援事業	児童扶養手当を受けているひとり親世帯や一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習機会を提供することで、保護者の経済的な理由により将来の夢を諦めず希望の大学に進学できるように支援する。	こども支援課
(再) 子どもの進学支援事業	ひとり親家庭で高等学校進学を目指す中学生を対象に個別学習支援、進学相談及び生活習慣の支援を行う場を開設することにより、ひとり親家庭の生活向上及び貧困の連鎖を防止する。	こども支援課
環境教育・学習の推進	出前環境講座の開催や、呉市の身近な環境について学ぶことができる教材の提供等を行う。	環境政策課
遠距離等通学費補助	呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒で、遠距離、通学上の危険要因等により、通学が困難なもので、学校長の許可を得て公共交通機関を利用して通学する場合の通学費の全額を補助する。	教育総務課
スクールバス・タクシー運行	徒歩や自転車による通学や公共交通機関を利用した通学が困難な呉市立小学校及び中学校の児童生徒の通学の安全を確保するため、スクールバス・タクシーを運行する。	教育総務課
学校施設の整備・充実	こどもたちの安全・安心を確保しつつ、より良い教育環境を確保するため、学校施設の適切な改良を行う。	学校施設課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の9年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やチーム・ティーチングを推進し、個に応じた指導を行う。中学校教員が、専門性を生かした乗り入れ授業を計画的に行う。	学校教育課
ICT支援員派遣事業	ICTを活用した授業における教職員及び児童生徒への支援、タブレット端末の設定の支援等を行うICT支援員を希望校に派遣する。	学校教育課
外国語講師英語指導事業	外国語指導助手（ALT）が、呉市立小・中・義務教育学校及び呉高等学校において、日本人英語教員と共同して授業を行い、外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲や英語学習に対する関心・意欲を高め、コミュニケーション能力の育成を図る。	学校教育課

事業名	概要	担当課
統合型校務支援システム	呉市立小・中・義務教育学校及び呉高等学校において、成績処理や各種帳票作成等を一体的に行うシステムを導入することで、これらの処理業務の正確性と効率性を向上させ、教職員の業務改善を推進する。	学校教育課
私学振興助成事業	私立高等学校における教育の振興及び教育環境の向上を図るため、助成を行う。	学校教育課
A I型学習支援ツールの導入	A Iが児童生徒の課題を分析し、一人ひとりに応じた問題を出題、採点等することで、個に応じた学びの充実と教職員の業務改善を推進する。	学校教育課
タブレット端末の運用	タブレット端末の機能を活用した教育を推進することで、こどもたちの学びの充実を図り、新しい時代に即した情報活用能力を育成する。	学校教育課
呉市立中学校ふれあい夢議会	社会科の発展的な学習の一環として、呉市内の中学生が「地域への貢献」について自分たちにできることは何かを考え、その提言を検討することで、呉市に対する愛着を深め、これからも呉市に貢献しようとする意欲をもった生徒を育成することにより、新たな時代を生き抜く力と豊かな人間性を育む。	学校教育課
呉市中学校生徒派遣費補助	中国中学校種目別選手権大会並びに全国中学校種目別体育大会に出場する生徒に対して、交通費、宿泊費等を補助する。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- こどもの学習支援・居場所づくりの活動（再掲）
- 小学生，中学生等，こどもの成長と自立を支援する学習の場の提供（再掲） など

重点施策7 キャリア教育の推進

■ 施策の方向性

◇ 学校，地域・社会，産業界等が連携・協働して取り組む体験的な活動など，各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
小中学校の児童・生徒による企業見学	児童・生徒（親子で参加も可）に、地元のものづくり企業を見学してもらい、ものづくりの魅力や地元企業のすばらしさを学んでもらう。	商工振興課
（再）キャリア教育推進協議会	呉市立小・中・義務教育学校及び呉高等学校の児童生徒の勤労観，職業観を育成するキャリア教育を推進する。	学校教育課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 事業所等での職場体験の実施・職場見学の受入
- 地元の「ものづくり」産業への理解を促進する，地域の小・中学校を対象とした出前授業の実施
- 児童・生徒がアイデアを出し，地元企業と一緒に商品化を目指す活動の実施 など

重点施策8 いじめの防止・不登校の子どもへの支援

■ 施策の方向性

- ◇ いじめは，こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり，こども主体でのいじめ防止に資する取組の実施，いじめの積極的な認知と早期の組織的対応，相談先の確保，関係機関等との連携の推進など，いじめ防止対策を強化します。
- ◇ 全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど，いじめの未然防止教育を推進します。
- ◇ いじめの防止，また不登校の子どもへの支援として，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや，専門家にいつでも相談できる環境を整備します。
- ◇ 不登校等児童生徒の社会的自立を目指すことを目的に，学校以外の居場所の一つとして教育支援センターなどを設置し，集団生活への適応，情緒の安定，学習活動，基本的生活習慣の改善等のための相談・支援等を組織的・計画的に行います。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
呉市教育支援センター「つばきルーム」	不登校等児童生徒の学校以外の居場所の一つとして，不登校等児童生徒の社会的自立を目指す。	学校安全課
校内SSRの設置及び校内SSR支援員の派遣	不登校等及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒を支援する校内SSRを設置し，専門の支援員を配置して，不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図る。	学校安全課
不登校等児童生徒支援のためのリーフレット作成	不登校等児童生徒の居場所や支援，相談窓口等についてまとめたリーフレット「いばしょいろいろ」を作成し，配付したり学校安全課HPにアップしたりして周知する。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	呉市立学校の生徒指導の援助等を行う。	学校安全課
学校生活適応支援員の派遣	学校生活への適応が困難である児童生徒に対する指導の援助を行う。	学校安全課
(再) 呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し，学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで，生徒指導上の諸課題の解決を図る。	学校安全課

事業名	概要	担当課
(再) スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー1名を教育委員会事務局に配置し、児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリングや相談業務を実施する。	学校安全課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- こどもをめぐり人権問題の啓発活動、人権相談及び調査・救済活動の取組
- こどもが不登校等になった時に、親やこどもに寄り添い孤立を防ぐ活動の実施

など

基本目標 10 青年期の支援

■現状と課題

- ◇ 令和5年度のこども・若者を対象とした呉市調査^{※1}において、「今後も呉市に住みたいと思うか」について「住みたい」が35.7%に留まり、「わからない」が37.3%、「移り住みたい」が23.0%となっていますが、年代別では、「16歳～18歳」は「住みたい」が25.5%、「わからない」が39.1%、「移り住みたい」が33.6%と他の年代より「移り住みたい」割合が高くなっています。
- ◇ ほっとできる場所、居心地の良い場所や孤独であると感じることがあるかについてのアンケート結果からは、自宅、学校及びインターネット空間以外に居心地の良い場所がないことから、他者との接点が薄い孤独な若者が一定数いることが伺えます。
- ◇ 「過去3年間の間に、あなたは学校や仕事以外で地域活動の参加状況について」の設問では、「参加したことがない」が46.5%となっています。
- ◇ こどもの学習状況や進路希望についてのアンケート結果をみると、家庭の経済困窮状況により、大学への進学希望者の割合が低くなっています。
- ◇ 悩みごと・困難があった時の相談したい人・場所やスマートフォン等の利用状況についてのアンケート結果などから、情報発信の在り方について、ツール・時間帯など利用者にとっての有効性を考慮する必要があります。

※1：呉市に居住する16～30歳を対象として実施した令和5年度「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」

重点施策1 若者にとって魅力ある地域づくり

■施策の方向性

- ◇ 若者世代が、呉市は住み心地が良い、呉市に住みたいと思えるような魅力ある地域づくりに取り組みます。
- ◇ 若者が自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、地域社会に住む一員として、地域とつながることを後押ししていきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
幸町地区総合整備	幸町地区について、「歴史及び文化・芸術の拠点」として再整備することとしており、「まちの情報発信・賑わいの拠点」の中で、高校生を始めとした若い世代のための場所づくりを進めていく。	企画課
(再) 総合スポーツセンター施設の移転・再配置整備	呉市において競技スポーツと生涯スポーツの場として継続的に利用し、夢や憧れをもてるようなスポーツ施設を整備する。	スポーツ振興課
(再) アーバンスポーツ施設の整備	こども・若者に人気のあるアーバンスポーツの環境整備に取り組むことで、こどもや若者のコミュニティ形成の場の創出を目指す。	スポーツ振興課
呉駅周辺地域総合開発に伴うユース世代の居場所づくり	新しく整備される複合建物に、中・高生を中心とするユース世代が、「自分たちもこのまちでこどもを育てたい」と誇りに思えるような新しい居場所を整備する。	こども支援課
リノベーションまちづくりの推進	まちに潜在する社会資源（空間的資源・人的資源・文化的資源など）を発掘・再活用して、新たな地域価値を創造するリノベーションまちづくりを推進するために、まちづくり人材を育成するための講習会を実施する。	商工振興課
アーバンデザインセンターの組成	公・民・学の連携により、中長期的にまちのビジョンを育て、更新し、提案・実践する組織として設立。市民参加によるまちの課題を解決する先駆的な取組を展開し、継続的なまちづくりを推進する。	呉駅周辺事業推進室
(再) ウォーカブルなまちづくりの推進	蔵本通り及び堺川沿いの中央公園一帯の公共空間を、多様な人が出会い、交流することができる空間として再構築することで、にぎわいを創出し、居心地良く歩きたくなる空間づくりを推進していく。	土木総務課
(再) 呉ポートピアパーク及び天応公園の再整備	基本構想に基づき、こどもが集い交流できる場や様々な体験の場、心地よいコミュニティの場など、市民の利用ニーズに応える公園整備を進める。	土木総務課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 若者が行うボランティア活動への支援
 - お祭り、運動会、文化祭など、こどもが気軽に参加でき、こどもや地域住民が交流や親睦を深められるような行事の開催（再掲）
 - こどもから大人まで「たのしい」居場所、遊びや体験を通してこども時代の思い出をつくるハブ拠点づくり（再掲）
- など

重点施策2 高等教育の充実

■施策の方向性

- ◇ 市内外の高等教育機関と連携し、各機関が有する強みや特性を生かして、地域活動、地域の課題解決にともに取り組む視点をもって施策を推進していきます。
- ◇ 呉市と広島大学による Town & Gown 構想を推進し、「海洋文化都市くれ」の実現を目指して、海洋・海事に関わる教育や産業等の分野での先進的な取組を推進し、魅力的な就業の場を創出していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
オープンカレッジネットワーク事業	地域活性化研究助成や学生の夢実現プロジェクト助成、学生の地域活動の支援などを実施する。	企画課
呉市・広島大学 Town&Gown 構想の推進	広島大学などと連携して、海洋・海事分野の人材育成や関連産業の創出・育成、国際的な研究機関の誘致等により、「海洋文化都市くれ」の実現を目指す。	企画課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- こどもの更なる教養の向上を図る、大学に触れる活動 など

重点施策3 生涯学習の推進

■施策の方向性

- ◇ 生涯にわたる学びや、リスキリングによる能力向上を支援するため、生涯学習センター等における一人ひとりの学習ニーズに合わせた講座の開催や、自主サークル活動の支援、リカレント教育を促進することで、一人ひとりの学ぶ意欲を満ちし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
まちづくりセンターの運営	施設の貸付やホームページでのサークル情報の公開などの支援を通じて、仲間作りや学習活動の場を提供する。	地域協働課
生涯学習センター等の運営	各種講座を開催し、自己実現など生涯を通じた学習機会を提供する。	文化振興課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 地域や社会の全ての人にとって学ぶ機会を提供する市民大学の開設や市民公開講座等の実施 など

重点施策4 進学・就職の支援

■施策の方向性

◇ 若者が、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保したり、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、呉市において若者が活躍できる環境整備に官民一体となって取り組んでいきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
リカレント教育普及啓発事業	社会に出てからの学び直しのきっかけづくりとするため、大学等と連携しそれぞれの特色を生かした短期講座を実施する。	文化振興課
就労移行支援	障害のある人が一定期間のプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	障害福祉課
就労継続支援	障害のある人に就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。	障害福祉課
進学・就職準備給付金	生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことにより保護を必要としなくなる方に対して、一時金を支給。	生活支援課
(再) 未来へ羽ばたけ！ 大学進学応援事業	児童扶養手当を受けているひとり親世帯や一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習機会を提供することで、保護者の経済的な理由により将来の夢を諦めず希望の大学に進学できるように支援する。	こども支援課
(再) 大学受験料及び 模擬試験受験料の支援	「未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業」に参加する高校3年生、「子どもの進学支援事業」または「子どもの学習・生活支援事業」に登録する中学3年生に、受験料や模擬試験費用の助成を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	こども支援課
(再) 母子・父子・寡婦 福祉資金制度	母（父）子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るため、修学資金等の各種資金の貸付けを行う。	こども支援課
高校生等への呉の産業PR	就職活動を控えた高校生、学生等に「呉市企業ガイド」を配布することにより、若年層の地元への定着やUターン促進及び市内企業の人材確保を図る。	商工振興課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 高校生（若者）の人生・就職を応援する活動
 - 児童養護施設の高校生に対する奨学金
 - 高校生，大学生に向けた，進学・就職説明会の開催
- など

重点施策5 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

■ 施策の方向性

- ◇ ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方を始め、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。
- ◇ 悩みや不安を抱える若者が相談支援やサポートにつながるができるよう情報等を周知します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
呉市青少年問題協議会	青少年の指導・育成等に関する総合的施策の策定時に必要な事項の調査・審議及び関係機関相互の連絡調整を行う。	文化振興課
青少年育成事業	各地区において「はたちの集い」事業を実施することで、地域愛を育むとともに、社会人としての責任感を涵養する。	文化振興課
(再) 呉市青少年指導センター	青少年の健全育成を図るため、市内巡視、街頭指導等を行う。また青少年問題や家庭教育等に関する相談活動を市内の各地域で実施する。	文化振興課
(再) 呉市青少年補導員連絡協議会	青少年の健全育成のため、巡視活動や非行防止のための見守り・声掛けなどの活動を実施する。	文化振興課
(再) 包括的相談支援事業	どの相談窓口においても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、必要に応じ、適切な支援関係機関につないだり、支援関係機関と連携を図る体制を整備する。	重層的支援推進室
健康教育・講演会の実施	地域サロンや地区健康まつり・小中学校等での健康教育を通し、睡眠・心の健康づくり・命の大切さ・精神疾患や依存症、ひきこもりへの理解等について、普及啓発を行う。	地域保健課
精神保健福祉相談（こころの健康相談）	精神科医師が心の健康、ひきこもりなどの相談に応じる。	地域保健課
ひきこもりセミナー	ひきこもりに関する知識や情報を提供し、本人や家族の問題対処能力を高めるとともに、市民がひきこもりに対する理解を深め、支え合える地域づくりを目指す。	地域保健課
アルコール相談会	アルコール関連の健康問題や、自殺のリスク因子となるアルコール依存症のリスクの低減を目指すため、アルコール相談会を開催する。	地域保健課
(再) 呉駅周辺地域総合開発に伴うユース世代の居場所づくり	新しく整備される複合建物に、中・高生を中心とするユース世代が、「自分たちもこのまちでこどもを育てたい」と誇りに思えるような新しい居場所を整備する。	こども支援課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 子育てに悩む親への「家庭教育相談活動」の実施
 - 地域の青少年の身近な存在として、寄り添う活動（再掲）
- など

基本目標 11 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

■現状と課題

- ◇ こどもの医療費助成については、令和5年10月1日より対象年齢を拡大し、また所得制限を無くして、0歳児から高校生等（18歳到達後最初の3月31日まで）の医療費の自己負担について助成しています。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}において、「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。」という設問では、「苦しい」と感じている割合は、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者ともに23.6%となっており、経済的負担の軽減が必要です。

※1：呉市立の学校に通う小学5年生、中学2年生、保護者を対象として広島県と呉市が共同実施した令和5年度「子供の生活に関する実態調査」における、「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」という設問に対し、「苦しい」、「大変苦しい」と回答した人の割合の合計

重点施策 1 子育て世帯への生活支援

■施策の方向性

- ◇ 理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっている経済的負担について、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
安芸灘大橋有料道路回数通行券助成事業	安芸灘地域（下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊）に居住する出産予定者及び0歳から29歳が属する世帯の負担を軽減するため、回数通行券（100回券）の購入に係る経費の一部を助成することにより定住を促進するとともに島しょ部への移住を促進する。	地域協働課
（再）妊婦のための支援給付金給付	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「妊婦のための支援給付金」による経済的支援を一体的に実施する。	地域保健課
（再）特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
（再）障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるために日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
（再）住居確保給付金	離職、廃業や休業により収入が減少し、住居を失うおそれのある人に対し、住居の安定的な確保や再就職等を支援するため家賃相当額を一定期間支給する。	生活支援課
（再）生活保護費支給	生活に困窮する市民に対し等しく、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた援助を実施する。	生活支援課
（再）児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者に対して支給する。	こども支援課
（再）児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等に対して支給する。（所得制限あり）	こども支援課

事業名	概要	担当課
(再) 大学受験料及び模擬試験受験料の支援	「未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業」に参加する高校3年生, 「子どもの進学支援事業」または「子どもの学習・生活支援事業」に登録する中学3年生に, 受験料や模擬試験費用の助成を行うことで, 進学に向けたチャレンジを後押しする。	こども支援課
(再) JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人は, JR (バスを除く。) 通勤・定期乗車券の割引制度が適用される。	こども支援課
(再) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する際に, 利用料の半額 (ただし1ヵ月当たり10,000円を上限) を助成することで, 仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	こども支援課
(再) 自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている母(父)子家庭の母(父)が, 適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき, 受講費の一部を給付する。	こども支援課
(再) 高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が, 就職に有利な資格(看護師, 介護福祉士, 保育士, 理学療法士, 作業療法士, 准看護師等) 取得のために養成機関で修業する一定期間, 給付金を支給する。	こども支援課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費に係る補足給付を行う。	こども施設課
子育て世帯の市営住宅優先入居	こどもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住の安定的な確保を支援する。	住宅政策課
呉市新婚・子育て世帯定住支援事業	新婚・子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入・居住する場合に, 購入費の一部を助成する。	住宅政策課
呉市新婚・子育て世帯まちなか定住促進事業	新婚・子育て世帯が新築住宅や中古集合住宅を購入・居住する場合に, 購入費の一部を助成する。	住宅政策課
(再) 就学奨励事業	経済的な理由によって, 就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し, 就学のために必要な援助を行う。	学校教育課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 小学校入学時のランドセル贈呈等の企業や事業所の子育て世帯支援の充実 など

重点施策2 医療費等の負担軽減

■施策の方向性

- ◇ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施するため、医療費等の負担軽減を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費助成	障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な医療を受けたときに医療費の助成を行う。	障害福祉課
(再) 重度心身障害者医療費助成	重い障害のある人が医療機関等を受診した場合の自己負担額の一部を助成する。	障害福祉課
(再) こども医療費助成	保護者の所得に関係なく、高校3年生（18歳到達後の最初の3月31日）までの医療費の自己負担額の一部を助成する。	こども支援課
(再) ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等（世帯全員の所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	こども支援課

基本目標 12 地域子育て支援，家庭教育支援

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の呉市調査^{*1}によると、市内に子育てを支援する人（祖父母、兄弟姉妹、親族等）がいる割合は69.9%と7割弱に留まっています。また、日頃から支援を受けられる家庭は32.5%と前回調査より低下し、核家族化の一層の進展と子育てに対する親の負担感の増大が伺える結果となっています。
- ◇ 本市の地域特性から、市外からの転入や父親が長期不在となる家庭が多く、母親が育児で孤立しやすい状況があり、呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、「ひろひろ・ば」や、保育所や認定こども園などで実施している地域子育て支援拠点事業の更なる周知が求められています。
- ◇ 市内全体のこどもの将来人口は減少が見込まれていますが、放課後における過ごし方の中で放課後児童会は、小学校低学年では54.5%と自宅の47.1%と比較しても高く、高学年でも23.2%と自宅、習い事に次いで3番目になっており、高学年でもある程度の需要があることが伺えます。今後も放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が引き続き求められています。
- ◇ 子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は45.8%と前回調査の76.1%から大幅に低下しており、コロナ禍において子育て支援サービス等の利用控えが行われたことや、親同士のつながりが低下した影響で情報が行き届かない状況が発生していると考えられます。今後の利用意向の向上に向けた広報と、取組の検討が必要です。

◇ 呉市すこやか子育て協会と連携して子育てサークルなどの活動支援を行っていますが、近年はサークル数がほぼ横ばいとなっているため、今後の活動の活性化に向けて継続した支援を実施していく必要があります。

◇ 「くれ子育てねっと・くれっこガーデン」の認知度は47.2%と前回調査の63.7%から大幅に低下しています。また「くれっこアプリ」の認知度について47.7%となっており、認知度の向上に向けた広報と、取組の検討が必要です。

※1：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策1 地域における子育て支援の充実

■施策の方向性

◇ 在宅で子育てをしている家庭を含めた全ての子どもと家庭を対象として、ニーズに応じた様々な子育て支援を市役所や民間団体、事業者のほか、子ども・子育て世帯に関わる市民一人ひとりが主体となって推進していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
家庭教育相談事業	子育てに悩む保護者に相談の機会を提供し、子どもの発達段階に応じた子育てができるような助言等の支援を行う。	文化振興課
呉市スポーツ少年団への支援	日本スポーツ協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成に取り組んでいる、呉市スポーツ少年団への支援を行う。	スポーツ振興課
利用者支援	子どもやその保護者、又は妊娠している方などその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う。	地域保健課 子ども支援課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子ども支援課
(再) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	子ども支援課 子ども施設課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子ども施設課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 乳幼児に配慮した安全・安心な子育て及び親と子の交流の場の運営
- 子育て相談の実施
- 子育て、子育て等に係る研修会の実施
- 親子で楽しむ講座や座談会、講演会の企画運営
- 親子で外遊びを楽しめる活動の実施

など

重点施策2 子育て支援のネットワークづくり

■施策の方向性

- ◇ 呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、効果的な情報発信を行い、子育て支援団体の育成や子育て支援ネットワークの充実を図ります。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	家庭教育の充実に向け親子関係や家族関係をより豊かなものにするため、広島県教育委員会の作成した「親の力を学び合う学習プログラム」を活用した講座や講座の進行役となるファシリテーターの養成を行う。	文化振興課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	こども支援課
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	こども施設課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- ひとりの子育てからみんなの子育てへ「みんなでできる」「やってみたい」につながる子育ての支援活動
- 子育てサークルの支援・交流活動 など

重点施策3 子育て情報の発信力強化

■施策の方向性

- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」の機能充実に努めます。
- ◇ 子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
呉市親と子のすこやかガイドの配布	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育て情報をまとめた冊子を配布し、情報提供を行う。	地域保健課
くれ子育てねっと	児童手当，こども医療費助成，保育所入所等の子育てオンライン申請のほか，地域情報交流サイト「くれっこガーデン」，子育てサークルなどの情報をインターネット上で提供する呉市の子育てポータルサイトを運営する。	こども支援課
呉市子育て支援アプリ（くれっこアプリ）	こどもの成長記録，予防接種管理機能などを備えたスマートフォンアプリを通して，子育て情報や地域情報などを提供する。	こども支援課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- こどもの年齢に応じた，こども関係のお得な情報やイベント情報等の配信 など

基本目標 13 共働き・共育での推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}によると，父親の平日における家事・育児に関わる時間については前回調査より長くなっています。
- ◇ 令和5年度の呉市調査^{※1}によると，こどもが生まれたときの育児休業制度の利用状況は，母親の利用率が50.7%であるのに対し，父親は16.3%と依然低い状況が続いています。
- ◇ 就労の場では，男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど，事業主の理解促進が求められていますが，現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない，あるいは，業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり，「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに，制度を活用できる職場の雰囲気づくりのための支援が必要です。
- ◇ 母親で「以前は就労していたが，現在は就労していない」と回答した中で，「今後，就労したい」と回答した人の割合は77.2%と高く，就労形態としては「パートタイム，アルバイト等」と回答した人が79.8%となっています。
- ◇ 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として，「子育てや家事に専念するために退職した」が19.4%と前回調査の46.1%よりは低下したものの，母親が就労継続を断念して出産・育児を優先するという状況が依然として続いていることが伺えます。受け皿となる教育・保育サービスの充実は引き続き進めていく必要がありますが，育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向け，更なる啓発が必要です。
- ◇ 働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり，働き方の見直しに加えて男性にも家庭での役割を分担する意識の啓発を図るとともに，子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。
- ◇ 女性の社会進出が進んだことにより，夫婦共働き世帯が増加し，20代後半から60代前半にかけての年齢階層において女性就業率が上昇しています。また，夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回っており，働き方の構造が大きく変化しています。

※1：呉市 令和5年度「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

重点施策1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

■施策の方向性

- ◇ 夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、社会全体で支援するため、職場の文化・雰囲気及び組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを社会全体で進めていきます。
- ◇ 呉しごと相談館において若者の就労支援に努めていますが、引き続き、再就職のための支援を行い職場への定着を促していきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）。	人権・男女共同参画課
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- テレワークの活用や定時退勤日の設定等、仕事も暮らしも充実できる職場環境の実現に向けた取組
- 互いに声を掛け合い業務等のフォローができる環境づくり など

重点施策2 子育てと仕事の両立の推進

■施策の方向性

- ◇ 子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童会、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
子育て関係各種手続きのWeb申請	子育てに関する様々な手続きについて、スマートフォンを使うことで、曜日や時間に関わらずいつでも申請することができるオンライン申請を実施する。	こども支援課 こども施設課
(再) こどもまんなかキャンペーン	こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする啓発活動を実施する。	こども支援課

事業名	概要	担当課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生のこどもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	こども支援課
(再) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に、児童を放課後から夕方まで放課後児童会で預かり、遊びや生活の場を提供する。	こども支援課
(再) 子育て家庭支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	こども家庭相談課
(再) 延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間を概ね30分から1時間延長し保育を行う。	こども施設課
(再) 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室（病気別保育が可能な部屋を完備）で一時的に預かる。	こども施設課

● 地域社会（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 育児休業，育児短時間勤務制度，フレックスによる時差出勤，こどもの看護休暇等の制度の整備等気兼ねなく制度を利用できる職場環境づくり
- 入学式・授業参観日・卒業式等の学校行事への有給休暇の積極的活用の推進
- 育児休業中の給与を一部補填する制度の設置
- 管理職の「イクボス」※宣言や，子育て応援プランの作成等を通じた，職場全体で子育てを応援する環境づくり
- 職場内への保育園の整備 など

※「イクボス」：仕事と子育て，介護，地域活動等を両立する職員の働き方を支援し，ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場の風土づくりに努め，自らも仕事と私生活の調和を図る上司。または，それを実践できる人材と組織を育成する上司像のことをいいます。

重点施策3 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

■施策の方向性

- ◇ 男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。
- ◇ 家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を分担し、協力し合えるよう、親になる前からの学習機会やこどもの成長を家族と一緒に喜ぶことができる機会を増やすことで、男女共同参画の推進についての意識啓発を引き続き図っていきます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する。	人権・男女共同参画課
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	人権・男女共同参画課
男性への育児応援事業	父親や祖父などの男性を対象に、育児に関する講座等を実施する。	こども支援課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 育児休業の積極的な取得の推奨
 - 男性の育児休業の取得，積極的に育児参加する風土の構築
- など

基本目標 14 ひとり親家庭への支援

■現状と課題

- ◇ 令和5年度の呉市調査※¹において、ひとり親家庭では、ふたり親世帯に比べ相対的貧困率が高くなっています。また、保護者がこどもにしていることの質問では、ひとり親家庭で経済的に習い事や学習塾に通わせることができない割合が高い傾向にあり、また経済的にキャンプやバーベキューなどのレジャーや遊園地、テーマパークに連れて行くことができていない割合も高く、こどもの経験や体験の欠如が課題となっています。
- ◇ ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を実施していますが、引き続き支援を計画的に推進していく必要があります。

※1：呉市立の学校に通う小学5年生、中学2年生、保護者を対象として広島県と呉市が共同実施した令和5年度「子供の生活に関する実態調査」

重点施策 1 ひとり親家庭への様々な経済的支援

■施策の方向性

- ◇ ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人が一手に担わざるを得ない状況になりがちのため、そうならないよう社会全体、市民一人ひとりが理解し、当事者に寄り添った支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援に取り組みます。
- ◇ 学習支援や体験活動等の事業を実施し、世帯状況によるこどもの経験や体験の欠如のばらつきの軽減に努めます。
- ◇ こどもに届く、生活・学習支援を進めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 子育て世帯訪問支援事業 (子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭や多胎児を育てる家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	地域保健課 こども家庭相談課
(再) 妊婦のための支援 給付金給付	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「妊婦のための支援給付金」による経済的支援を一体的に実施する。	地域保健課
(再) 特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
(再) 障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるために日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
(再) 自立支援医療 (更生医療、育成医療、 精神通院医療) 費助成	障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な医療を受けたときに医療費の助成を行う。	障害福祉課
(再) 重度心身障害者 医療費助成	重い障害のある人が医療機関等を受診した場合の自己負担額の一部を助成する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
(再) 子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を実施する。	生活支援課
(再) 住居確保給付金	離職、廃業や休業により収入が減少し、住居を失うおそれのある人に対し、住居の安定的な確保や再就職等を支援するため家賃相当額を一定期間支給する。	生活支援課
(再) 生活保護費支給	生活に困窮する市民に対し等しく、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた援助を実施する。	生活支援課
(再) 児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している者に対して支給する。	こども支援課
(再) 児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等に対して支給する。(所得制限あり)	こども支援課
(再) こども医療費助成	保護者の所得に関係なく、高校3年生(18歳到達後の最初の3月31日)までの医療費の自己負担額の一部を助成する。	こども支援課
(再) ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等(世帯全員の所得税が非課税相当)の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	こども支援課
(再) 母子・父子・寡婦福祉資金制度	母(父)子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るため、修学資金等の各種資金の貸付けを行う。	こども支援課
(再) JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人は、JR(バスを除く。)通勤・定期乗車券の割引制度が適用される。	こども支援課
(再) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する際に、利用料の半額(ただし1ヵ月当たり10,000円を上限)を助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	こども支援課
(再) 子どもの進学支援事業	ひとり親家庭で高等学校進学を目指す中学生を対象に個別学習支援、進学相談及び生活習慣の支援を行う場を開設することにより、ひとり親家庭の生活向上及び貧困の連鎖を防止する。	こども支援課
(再) 未来へ羽ばたけ! 大学進学応援事業	児童扶養手当を受けているひとり親世帯や一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習機会を提供することで、保護者の経済的な理由により将来の夢を諦めず希望の大学に進学できるように支援する。	こども支援課
(再) 大学受験料及び模擬試験受験料の支援	「未来へ羽ばたけ! 大学進学応援事業」に参加する高校3年生、「子どもの進学支援事業」または「子どもの学習・生活支援事業」に登録する中学3年生に、受験料や模擬試験費用の助成を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	こども支援課
(再) 子育て家庭支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	こども家庭相談課

事業名	概要	担当課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費に係る補足給付を行う。	こども施設課
(再) 就学奨励事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
(再) 呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸課題の解決を図る。	学校安全課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- 民間企業等による、ひとり親家庭へのこどもたちに対する奨学金 など

重点施策2 ひとり親家庭の自立に向けた支援体制の強化

■ 施策の方向性

- ◇ 各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組みます。
- ◇ ひとり親家庭の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率が経済的な自立の実現につながるよう就労支援に努めます。
- ◇ こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を促進するとともに、養育費に関する相談支援や取決めの促進に努めます。

● 呉市役所の取組

事業名	概要	担当課
(再) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者のさまざまな課題に一元的に対応し、生活困窮者に対する的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関と調整を行いながら困窮者を支援する。	生活支援課
(再) 生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークとの連携により、呉市におけるワンストップ型の就労支援体制を整備することで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労を支援し自立の促進を図る。	生活支援課 こども支援課
(再) 家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善支援員の専門的見地から家計の状況の評価・分析し「見える化」を図り、家計改善意欲を引き出すことで世帯の家計の自立や債務の解消など、家計改善に向けた支援を実施する。	生活支援課
(再) 被保護者就労支援事業	働く意欲があり、一般就労に向けた準備が整っている被保護者に対し、就労支援員を雇用し、専門的な立場から助言や支援を実施する。	生活支援課
(再) 就労準備支援事業	社会に出ることに不安があるなどの理由により、すぐに働くことが難しい生活困窮者に対し、一般就労に向けたサポートや訓練を実施する。	生活支援課

事業名	概要	担当課
(再) 母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対して自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受けて養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。	こども支援課
(再) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	母（父）子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	こども支援課
(再) くれっこアプリによるひとり親家庭への情報配信	ひとり親家庭の方を対象に、自立に向けた就業に役立つ情報などを配信する。	こども支援課
(再) 自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている母（父）子家庭の母（父）が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	こども支援課
(再) 高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師等）取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	こども支援課
(再) 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等に対する相談を受け、就労支援や児童扶養手当等ひとり親制度についての情報提供を行う。	こども支援課
(再) 子どもの居場所づくり助成事業	地域のこどもを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体や事業者などに対し、開設及び運営費用の一部を助成する。	こども支援課
(再) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭等を対象に学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく。	こども支援課
(再) 母子生活支援施設運営事業	生活上様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、母子の心身と生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所措置により母子の自立を支援する。	こども家庭相談課
(再) 女性のためのビジネススキルアップ講座	再就職におけるビジネススキルの習得を目的としたビジネスマナーや面接対策等の講座を実施する。	商工振興課
(再) 女性の創業支援事業	創業希望者を対象に、先輩女性創業者の店舗等で体験談を聴く「創業プチセミナー」や、コミュニティ形成等を通して創業を希望する女性の背中を押す連続セミナー「ちよいビジ」を実施する。	商工振興課

● 地域社会（市民，企業，事業者，各種団体等）の取組

- こどもの学習支援・居場所づくりの活動（再掲）
- 小学生，中学生等，こどもの成長と自立を支援する学習の場の提供（再掲）
- 対面や電話，オンライン等での職業相談及び就業を支援するセミナーの実施（再掲）
など

第5章 子ども・子育て支援事業 に係る量の見込みと 確保方策

第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき（子ども・子育て支援新制度）、平成27年4月から本格的に運用開始されています。

令和元年10月からは、子育てのための施設等利用給付制度が創設され、幼児教育・保育の一部無償化が実施されました。

令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

また、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が新たに創設され、令和7年4月から順次、施行されます。

子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像

○子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園，幼稚園，保育所，
地域型保育事業に係る共通の財政支援

- 施設型給付……認定こども園，幼稚園（新制度），保育所
- 地域型保育給付…小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業

子育てのための施設等利用給付

幼稚園（私学助成），認可外保育施設，
預かり保育等の利用に係る支援

- 施設等利用費……幼稚園（私学助成），認可外保育施設，預かり保育等

子どものための現金給付

- 児童手当

○その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- | | |
|------------------|---------------------|
| ■利用者支援事業 | ■延長保育事業 |
| ■地域子育て支援拠点事業 | ■病児保育事業 |
| ■一時預かり事業 | ■放課後児童健全育成事業 |
| ■乳児家庭全戸訪問事業 | ■妊婦健診 |
| ■養育支援訪問事業 | ■実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ■子育て短期支援事業 | ■多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ■子育て援助活動支援事業 | |
| (新) ■妊婦等包括相談支援事業 | (新) ■産後ケア事業 |
| (新) ■子育て世帯訪問支援事業 | (新) ■乳児等通園支援事業 |
| (新) ■児童育成支援拠点事業 | (新) ■親子関係形成支援事業 |

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

(2) 提供区域の設定

① 教育・保育施設

教育・保育の提供区域は、高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所等の利用実態を踏まえて、地区外利用の高い地域を結合させた7ブロックを設定しました。

■提供区域7ブロック：

提供区域
天応・吉浦
中央・宮原・警固屋
音戸・倉橋
阿賀・広・仁方・郷原
川尻・安浦
昭和
安芸灘 (下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)



② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、以下の考え方にに基づき事業ごとに提供区域を設定しました。

- ◇ 教育・保育施設を利用する事業については、教育・保育の提供区域と同様の区域設定をする。
- ◇ 定員設定や特定施設での実施が必要と見込まれる事業については、事業内容に合わせて区域設定をする。
- ◇ 訪問型の事業については、事業内容を把握しつつ、「全市」を一つの区域として設定する。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
2	延長保育事業		
3	病児・病後児保育事業	1ブロック (全市)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、医療機関の実態に合わせた1ブロック(全市)に設定します。
4	地域子育て支援拠点事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	子育て交流ひろば(くれくれ・ば, ひろひろ・ば)や保育所, 認定こども園で実施されていることから、教育・保育事業と同じ, 7ブロックに設定します。
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1ブロック (全市)	訪問型の事業であり、全ての地区で一斉に実施する事業であることから1ブロック(全市)に設定します。
6	妊婦健康診査事業	1ブロック (全市)	医療機関の選択が可能であるため、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
9	養育支援訪問事業		
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	35ブロック (小学校区)	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、35ブロック(小学校区)とします。
11	利用者支援事業	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われることが想定されるため、1ブロック(全市)に設定します。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
14	妊婦等包括相談支援事業		
15	産後ケア事業		
16	子育て世帯訪問支援事業, 要保護児童等に対する支援に資する事業		
17	乳児等通園支援事業		
18	児童育成支援拠点事業		
19	親子関係形成支援事業		

3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

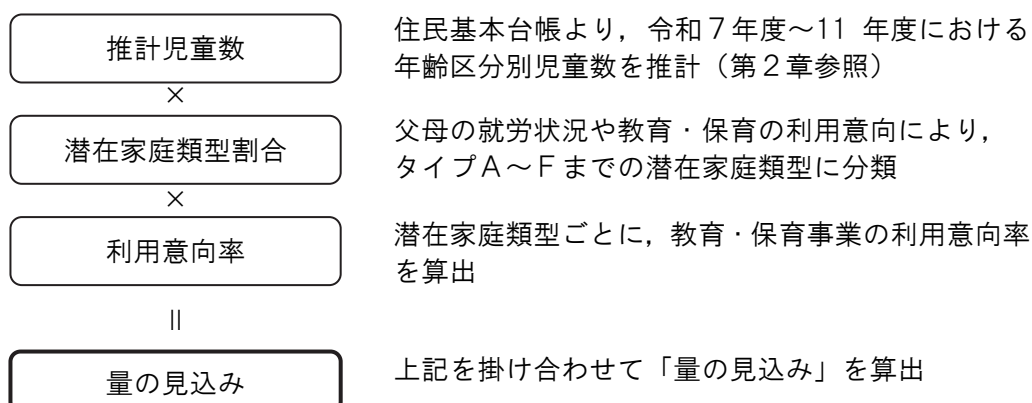
(1) 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム・フルタイム
タイプC	フルタイム・パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム・パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム・パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム・パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業・無業

(2) 「量の見込み」の標準的な算出方法

「量の見込み」については，各事業の教育・保育提供区域ごとに，以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお，本計画における算出過程は，国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引』（平成 26 年 1 月 20 日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）及び『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』（令和 6 年 10 月 10 日付 事務連絡 こども家庭庁成育局総務課）を基本としていますが，手引きにおいては，「地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて，より効果的，効率的な方法により算出することを妨げるものではない。」とされています。



4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

(1) 教育・保育の提供体制の確保方策

◇ 提供区域ごとに需給の調整を行うことを基本とします。

◇ 提供体制に関する施設・事業は以下のとおりです。

幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。
保育所	保護者の就労などにより、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設です。
地域型保育事業	原則20人未満の小規模施設で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。保護者の就労などにより、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。

◇ 提供体制の確保は、認可施設・認可事業での対応を基本とし、迅速性・効率性・事業効果等を総合的に勘案し検討します。

◇ 既存の認可施設のみで対応できない場合は、小規模保育事業や事業所内保育事業等の認可事業の活用、認定こども園への移行等による提供体制の確保を推進します。

◇ 地域型保育事業については、保育の質を確保するため、認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先します。

◇ 提供体制の整備に伴い保育士や幼稚園教諭等の確保も必要となります。そのため、施設等に勤務する職員等の処遇の向上や離職防止対策等を推進するとともに、ハローワークや人材バンク等との連携、潜在保育士等の再就職を支援するための講座や施設実習等を実施し人材確保に努めます。

(2) 提供区域ごとの教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況やニーズ調査（令和6年1月実施）で把握した利用希望，女性の就業率向上等を踏まえ，提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定します。

なお，確保方策は施設の利用定員を基本としますが，既に量の見込みを充足する場合は，見込み値をそのまま確保方策として設定しています。

【基本情報】

教育・保育事業の利用定員の設定と認定区分の関係は次のとおりです。

		満3歳以上児		満3歳未満児
		幼児期の教育 (教育認定)	保育の必要性あり (保育認定)	保育の必要性あり (保育認定)
子ども・子育て支援法		1号認定 第19条第1号	2号認定 第19条第2号	3号認定 第19条第3号
対象家庭類型		C' フルタイム・パートタイム D 専業主婦（夫） E' パートタイム・パートタイム F 無業・無業	A ひとり親家庭 B フルタイム・フルタイム C フルタイム・パートタイム E パートタイム・パートタイム	A ひとり親家庭 B フルタイム・フルタイム C フルタイム・パートタイム E パートタイム・パートタイム
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	○	○ (定員設定なしも可)
		幼稚園型		
		保育所型		
地方裁量型				
	幼稚園 ※	○	特例給付※による 利用形態あり	×
	保育所	特例給付による 利用形態あり	○	
地域型 保育事業	小規模保育	特例給付による利用形態あり		○
	家庭的保育			○
	事業所内保育			○ (+地域枠※)
	居宅訪問型保育			○

※特例給付（特例施設型給付費）は，地域に認定区分に対応する施設がない場合など，市町村が必要と認める場合に対応

※教育・保育量の見込と確保方策の策定にあたり，幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行済みの施設及び未移行の施設を含む

※地域枠：事業所等の従業員枠に対し，地域の保育を必要とする子どもを対象とした受入枠

①天応・吉浦

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。（単位：人）

年 度		令和7年度						令和8年度					
認定区分		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		50	9	83	8	22	30	47	8	79	8	25	25
確保 方策	特定教育・保育施設等	60		90	10	30	30	60		80	10	30	30
	特定地域型保育事業等	0			0	0	0	0			0	0	0
	小 計	60		90	10	30	30	60		80	10	30	30
過不足		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

②中央・宮原・警固屋

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。（単位：人）

年 度		令和7年度						令和8年度					
認定区分		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		312	78	537	49	126	168	296	74	509	48	147	139
確保 方策	特定教育・保育施設等	390		540	50	130	170	370		510	50	150	140
	特定地域型保育事業等	0			0	0	0	0			0	0	0
	小 計	390		540	50	130	170	370		510	50	150	140
過不足		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

③音戸・倉橋

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。（単位：人）

年 度		令和7年度						令和8年度					
認定区分		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		8	4	115	8	18	24	8	4	110	8	21	20
確保 方策	特定教育・保育施設等	20		120	10	20	30	20		110	10	30	20
	特定地域型保育事業等	0			0	0	0	0			0	0	0
	小 計	20		120	10	20	30	20		110	10	30	20
過不足		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

④阿賀・広・仁方・郷原

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。（単位：人）

年 度		令和7年度						令和8年度					
認定区分		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		103	126	568	59	153	203	98	119	538	57	176	167
確保 方策	特定教育・保育施設等	230		570	55	150	200	220		540	55	170	160
	特定地域型保育事業等	0			5	10	10	0			5	10	10
	小 計	230		570	60	160	210	220		540	60	180	170
過不足		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

※注 2号認定の「教育」：2号認定のうち幼稚園（教育）を希望する子どもの数

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
43	7	72	8	25	29	42	7	71	8	24	28	42	7	70	7	23	28
50		80	10	30	30	50		80	10	30	30	50		70	10	30	30
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
50		80	10	30	30	50		80	10	30	30	50		70	10	30	30
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
269	68	464	46	143	161	268	67	461	45	139	157	261	66	449	45	136	153
340		470	50	150	170	340		470	50	140	160	330		450	50	140	160
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
340		470	50	150	170	340		470	50	140	160	330		450	50	140	160
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
7	4	100	8	20	23	7	4	99	7	20	23	7	4	95	7	20	22
20		100	10	20	30	20		100	10	20	30	20		100	10	20	30
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
20		100	10	20	30	20		100	10	20	30	20		100	10	20	30
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
89	108	490	56	171	193	89	108	486	54	167	188	86	105	475	53	163	183
200		490	55	170	190	200		490	55	160	180	200		480	55	160	180
0			5	10	10	0			5	10	10	0			5	10	10
200		490	60	180	200	200		490	60	170	190	200		480	60	170	190
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

⑤川尻・安浦

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。(単位：人)

年 度		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		54	5	160	13	29	42	51	4	151	13	34	35
確保 方策	特定教育・保育施設等	60		160	20	30	50	60		160	20	40	40
	特定地域型保育事業等	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
	小 計	60		160	20	30	50	60		160	20	40	40
過不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0

⑥昭和

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。(単位：人)

年 度		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		117	64	165	19	66	78	110	60	156	18	76	64
確保 方策	特定教育・保育施設等	190		170	20	70	80	170		160	20	80	70
	特定地域型保育事業等	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
	小 計	190		170	20	70	80	170		160	20	80	70
過不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0

⑦安芸灘

◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。(単位：人)

年 度		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み		1	1	24	1	7	6	1	1	24	1	8	5
確保 方策	特定教育・保育施設等	0		20	2	4	4	0		20	2	4	4
	特定地域型保育事業等	7		0	2	4	4	7		0	2	4	4
	小 計	2		25	4	8	8	2		25	4	8	8
過不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
47	4	138	13	33	40	46	4	136	12	32	39	45	4	132	12	31	38
60		140	20	40	40	50		140	20	40	40	50		140	20	40	40
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
60		140	20	40	40	50		140	20	40	40	50		140	20	40	40
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
101	55	142	18	74	74	100	54	141	17	73	72	97	53	137	17	71	71
160		150	20	80	80	160		150	20	80	80	150		140	20	80	80
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
160		150	20	80	80	160		150	20	80	80	150		140	20	80	80
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳		教育	その他	0歳	1歳	2歳
1	1	22	1	7	6	1	1	21	1	7	6	1	1	21	1	7	5
0		20	2	4	4	0		20	2	4	4	0		20	2	4	4
7			2	4	4	7			2	4	4	7			2	4	4
2		25	4	8	8	2		25	4	8	8	2		25	4	8	8
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(3) 保育利用率の目標設定

満3歳未満の子どもの年齢ごとの総数に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業（事業所内保育事業所の従業員枠を除く）の0・1・2歳（3号認定）の区分ごとの利用定員の割合。

保育利用率の目標数値

(単位：%)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	18.1%	18.6%	19.1%	19.6%	20.0%
1歳	54.0%	54.0%	54.4%	53.6%	55.0%
2歳	57.6%	57.7%	58.2%	57.7%	59.2%

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(1) 一時預かり事業

幼稚園の預かり保育に当たる一時預かり（在籍児童対象）と、保護者が、冠婚葬祭や急な傷病、入院、または保育要件に満たない短時間就労などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において教育・保育施設などで一時的に預かる（非在籍児童対象）事業です。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	33 か所	31 か所	33 か所
利用児童数	86,638 人	80,898 人	86,059 人

① 1号認定（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

アンケート調査結果を基に、利用率及び女性の就業率向上を加味して量の見込みを算出しています。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプC' , タイプD, タイプE' , タイプF
対象年齢	1号認定：満3～5歳，幼児期の教育（教育標準時間認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1号（認定区分）

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		88	84	76	76	74
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
	延受入人数	88	84	76	76	74
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,040	987	898	891	869
確保方策	実施箇所	8 か所	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所
	延受入人数	1,040	987	898	891	869
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		914	868	789	784	764
確保方策	実施箇所	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	延受入人数	914	868	789	784	764
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		340	322	293	290	283
確保方策	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	340	322	293	290	283
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		182	173	157	156	152
確保方策	実施箇所	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	延受入人数	182	173	157	156	152
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

② 2号認定（幼稚園等における在園児のうち2号認定こどもの一時預かり）

保育の必要性があり、幼稚園の預かり保育を定期的にご利用する場合で、アンケート調査結果を基に、利用率及び女性の就業率向上を加味して量の見込みを算出しています。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	2号認定：満3～5歳, 保育の必要性あり (満3歳以上保育認定：教育ニーズ) ※子ども・子育て支援法第19条第2号（認定区分）

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,785	2,644	2,406	2,389	2,339
確保方策	実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	延受入人数	2,785	2,644	2,406	2,389	2,339
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15,139	14,367	13,071	12,977	12,646
確保方策	実施箇所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	延受入人数	15,139	14,367	13,071	12,977	12,646
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,572	2,437	2,223	2,199	2,150
確保方策	実施箇所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	延受入人数	2,572	2,437	2,223	2,199	2,150
過不足		0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		35,894	34,074	30,988	30,784	30,008
確保方策	実施箇所	8か所	8か所	9か所	9か所	9か所
	延受入人数	35,894	34,074	30,988	30,784	30,008
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		567	537	490	484	472
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	567	537	490	484	472
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		23,395	22,178	20,205	20,015	19,507
確保方策	実施箇所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
	延受入人数	23,395	22,178	20,205	20,015	19,507
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

③ その他（在園（所）児童以外の一時的預かり）

ニーズ調査結果を基に、実績と利用率を加味して量の見込みを算出しましたが、潜在的な需要は高くなります。

事業実施の働きかけや、他の預かり事業等により、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,231	3,109	3,011	2,961	2,896
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	延受入人数	3,231	3,109	3,011	2,961	2,896
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		11,150	10,722	10,383	10,211	9,963
確保方策	実施箇所	9か所	9か所	10か所	10か所	10か所
	延受入人数	11,150	10,722	10,383	10,211	9,963
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		942	904	872	856	837
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
	延受入人数	942	904	872	856	837
過不足		0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15,095	14,509	14,055	13,833	13,500
確保方策	実施箇所	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所
	延受入人数	15,095	14,509	14,055	13,833	13,500
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,455	2,352	2,269	2,228	2,174
確保方策	実施箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	延受入人数	2,455	2,352	2,269	2,228	2,174
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5,686	5,466	5,283	5,191	5,066
確保方策	実施箇所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	延受入人数	5,686	5,466	5,283	5,191	5,066
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		276	264	256	251	244
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	276	264	256	251	244
過不足		0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策は、過去の実績を基に算出し、保育標準時間を超えた延長保育について記載しています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	47 か所	44 か所	47 か所
利用児童数	1,192 人	893 人	934 人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	140	139	130	122	112
確保方策	実施箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	受入人数	140	139	130	122
過不足	0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	549	546	514	483	441
確保方策	実施箇所	15 か所	15 か所	15 か所	14 か所
	受入人数	549	546	514	483
過不足	0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	99	94	88	80
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	受入人数	100	99	94	88
過不足	0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		862	857	807	758	692
確保方策	実施箇所	18 所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所
	受入人数	862	857	807	758	692
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		141	140	133	125	113
確保方策	実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	受入人数	141	140	133	125	113
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		352	350	329	309	282
確保方策	実施箇所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	受入人数	352	350	329	309	282
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	16	14	14	13
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	受入人数	15	16	14	14	13
過不足		0	0	0	0	0

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

今後は、病院併設施設のほか、教育・保育施設の保育室等を活用する施設の導入等により施設数の拡充を図り、利用者の利便性の向上を目指します。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施 設 数	2 か所	1 か所	1 か所
延べ利用児童数	1,017 人	629 人	1,076 人
実利用児童数	550 人	365 人	574 人
1人当たりの平均利用日数	1.8 日	1.7 日	1.9 日

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0歳～12歳

<全市> ※提供区域は全市対象

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		13,510	18,690	24,600	29,200	34,200
確保 方 策	施設数	併設型	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
		体調不良児 対応型	25 か所	35 か所	46 か所	56 か所
延べ人数		13,510	18,690	24,600	29,200	34,200
過不足		0	0	0	0	0
※事業期間内に新たな施設の増設や施設内の定員増、利便性の向上などを行いニーズに対応できるよう対策を検討します。						

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
くれくれ・ば ひろひろ・ば	施設数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	27,106人	33,514人	37,514人
地域子育て 支援センター	施設数	9か所	9か所	9か所
	利用者数	29,612人	29,154人	34,281人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	概ね0歳～3歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,871	4,304	5,158	5,158	5,158
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	延受入人数	3,871	4,304	5,158	5,158	5,158
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み		19,710	19,714	20,992	28,672	28,123	
確保 方策	くれくれ・ば	実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		延受入人数	16,026	15,618	16,083	23,763	23,214
	地域子育て 支援センター	実施箇所	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		延受入人数	3,684	4,096	4,909	4,909	4,909
過不足		0	0	0	0	0	

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		7,043	7,830	9,383	9,383	9,383
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
	延受入人数	7,043	7,830	9,383	9,383	9,383
過不足		0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み		23,230	23,014	24,210	23,689	23,226	
確保方策	ひろひろば	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
		延受入人数	20,505	19,984	20,579	20,058	19,595
	地域子育て 支援センター	実施箇所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		延受入人数	2,725	3,030	3,631	3,631	3,631
過不足		0	0	0	0	0	

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5,633	6,262	7,505	7,505	7,505
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	5,633	6,262	7,505	7,505	7,505
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10,900	12,118	14,523	14,523	14,523
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	10,900	12,118	14,523	14,523	14,523
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		144	160	192	192	192
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	144	160	192	192	192
過不足		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数	1,009人	1,044人	873人
訪問率	97.4%	99.0%	100.0%
訪問数	983人	1,034人	873人

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型 ※令和5年度より、出生数を訪問対象者数としています。
対象年齢	0歳

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	960	934	911	889	871
確保方策	960	934	911	889	871
過不足	0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳（親子健康手帳） 交付件数（届出者数）	1,102人	953人	905人
1人あたりの平均健診回数	11.82回	13.07回	12.10回
妊婦健康診査延べ人数	13,030人	12,452人	10,949人

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	妊婦

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,071	11,750	11,455	11,183	10,949
確保方策	12,071	11,750	11,455	11,183	10,949
過不足	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ	実利用人数	34人	54人	37人
	延べ利用日数	248日	390日	225日
トワイライト	実利用人数	3人	6人	6人
	延べ利用日数	23日	31日	287日

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	ショートステイは全家庭類型，トワイライトステイはタイプF以外
対象年齢	0歳～18歳

<全市>

(単位：延利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	277	266	257	253	247
確保方策（ショートステイ）	440	440	440	440	440
過不足	163	174	183	187	193

<全市>

(単位：延利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	105	102	100	98
確保方策（トワイライトステイ）	300	300	300	300	300
過不足	190	195	198	200	202

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
援助件数	1,490 件	1,388 件	1,621 件
依頼会員数	1,406 人	1,426 人	1,364 人
提供会員数	259 人	276 人	262 人
両方会員数	97 人	101 人	94 人

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～15歳

<全市>

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,470	1,404	1,344	1,282	1,229
確保方策	1,470	1,404	1,344	1,282	1,229
過不足	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

呉市では、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や出産後間もない時期の養育者等に対して、保健師等の専門職が訪問等により、育児の不安や孤立感等、家庭の抱える課題について相談に応じ、課題の解決や軽減を図るための適切な支援につなげていきます。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。

提供体制の確保は、小学校の余裕教室の確保や特別教室の併用での対応を基本としますが、対応できない場合は、保育所併設型、既存保育施設の共同利用、民間物件の借入れ、民間事業者による受入れ等による対応を検討し、必要な施設を確保します。

	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市全体	施設数	35 か所	35 か所	35 か所
	利用児童数	1,907 人	1,666 人	1,745 人

【基本情報】

提供区域	35 ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	7歳～12歳

<中央・本通児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	57	57	57	55	50
確保方策	61	61	61	61	61
過不足	4	4	4	6	11
量の見込み（4～6年生）	16	16	16	15	14
確保方策	17	17	17	17	17
過不足	1	1	1	2	3

<中央・港町児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	19	18	18	18	17
確保方策	36	36	25	25	25
過不足	17	18	7	7	8
量の見込み（4～6年生）	10	9	10	9	9
確保方策	19	19	13	13	13
過不足	9	10	3	4	4

<中央・両城児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	39	39	38	36	34
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	39	39	40	42	44
量の見込み（4～6年生）	9	9	9	8	8
確保方策	18	18	18	18	18
過不足	9	9	9	10	10

<中央・呉中央児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	56	54	53	51	48
確保方策	92	92	92	92	92
過不足	36	38	39	41	44
量の見込み（4～6年生）	19	18	17	17	16
確保方策	30	30	30	30	30
過不足	11	12	13	13	14

<中央・荘山田児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	55	51	46	40	36
確保方策	62	62	62	62	62
過不足	7	11	16	22	26
量の見込み（4～6年生）	14	13	12	11	10
確保方策	16	16	16	16	16
過不足	2	3	4	5	6

<中央・明立児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	27	24	21	19	19
確保方策	44	44	44	44	44
過不足	17	20	23	25	25
量の見込み（4～6年生）	19	17	15	14	13
確保方策	32	32	32	32	32
過不足	13	15	17	18	19

<中央・和庄児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	31	29	29	25	25
確保方策	24	24	24	24	24
過不足	▲7	▲5	▲5	▲1	▲1
量の見込み（4～6年生）	19	18	17	16	15
確保方策	14	14	14	14	14
過不足	▲5	▲4	▲3	▲2	▲1

<中央・長迫児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	16	16	16	16	16
確保方策	24	24	24	24	24
過不足	8	8	8	8	8
量の見込み（4～6年生）	10	10	10	10	10
確保方策	14	14	14	14	14
過不足	4	4	4	4	4

<吉浦・吉浦ふたば児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	26	26	26	25	24
確保方策	62	62	62	62	62
過不足	36	36	36	37	38
量の見込み（4～6年生）	6	6	6	5	5
確保方策	14	14	14	14	14
過不足	8	8	8	9	9

<警固屋・警固屋児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	20	19	18	17	17
確保方策	25	25	25	25	25
過不足	5	6	7	8	8
量の見込み（4～6年生）	10	9	9	9	9
確保方策	13	13	13	13	13
過不足	3	4	4	4	4

<阿賀・阿賀いずみ児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	48	44	40	36	33
確保方策	90	90	90	90	90
過不足	42	46	50	54	57
量の見込み（4～6年生）	15	14	12	12	11
確保方策	28	28	28	28	28
過不足	13	14	16	16	17

<阿賀・原児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	15	15	15	14	13
確保方策	29	29	29	29	29
過不足	14	14	14	15	16
量の見込み（4～6年生）	5	4	5	4	4
確保方策	9	9	9	9	9
過不足	4	5	4	5	5

<広・広みさか児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	57	55	53	50	47
確保方策	60	60	60	60	60
過不足	3	5	7	10	13
量の見込み（4～6年生）	19	18	18	16	16
確保方策	20	20	20	20	20
過不足	1	2	2	4	4

<広・白岳すみれ児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	90	90	87	80	70
確保方策	96	96	96	96	96
過不足	6	6	9	16	26
量の見込み（4～6年生）	22	23	22	20	18
確保方策	24	24	24	24	24
過不足	2	1	2	4	6

< 広・横路バンビ児童会 >

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	88	84	80	75	71
確保方策	140	140	140	140	140
過不足	52	56	60	65	69
量の見込み(4～6年生)	34	33	31	29	28
確保方策	54	54	54	54	54
過不足	20	21	23	25	26

< 広・広児童会 >

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	84	81	78	74	70
確保方策	45	45	45	45	45
過不足	▲39	▲36	▲33	▲29	▲25
量の見込み(4～6年生)	20	19	18	17	17
確保方策	10	10	10	10	10
過不足	▲10	▲9	▲8	▲7	▲7

< 広・広南かもめ児童会 >

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	12	11	10	10	9
確保方策	15	15	15	15	15
過不足	3	4	5	5	6
量の見込み(4～6年生)	19	17	15	16	13
確保方策	23	23	23	23	23
過不足	4	6	8	7	10

< 仁方・仁方あいじ児童会 >

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	41	41	39	38	37
確保方策	53	53	53	53	53
過不足	12	12	14	15	16
量の見込み(4～6年生)	19	19	19	18	17
確保方策	25	25	25	25	25
過不足	6	6	6	7	8

<宮原・宮原児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	15	14	13	11	11
確保方策	27	27	27	27	27
過不足	12	13	14	16	16
量の見込み（4～6年生）	6	6	5	5	4
確保方策	11	11	11	11	11
過不足	5	5	6	6	7

<宮原・坪内児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	19	16	14	13	13
確保方策	43	43	43	43	43
過不足	24	27	29	30	30
量の見込み（4～6年生）	16	13	12	11	10
確保方策	35	35	35	35	35
過不足	19	22	23	24	25

<天応・天応わかば児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	20	19	17	18	15
確保方策	39	39	39	39	39
過不足	19	20	22	21	24
量の見込み（4～6年生）	10	10	9	9	8
確保方策	19	19	19	19	19
過不足	9	9	10	10	11

<昭和・昭和西なかよし児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	33	31	27	23	22
確保方策	53	53	53	53	53
過不足	20	22	26	30	31
量の見込み（4～6年生）	16	14	13	11	10
確保方策	25	25	25	25	25
過不足	9	11	12	14	15

<昭和・昭和中央ひかり児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	81	76	73	74	70
確保方策	92	92	92	92	92
過不足	11	16	19	18	22
量の見込み（4～6年生）	21	20	20	20	19
確保方策	24	24	24	24	24
過不足	3	4	4	4	5

<昭和・昭和南ひまわり児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	28	26	25	21	21
確保方策	54	54	54	54	54
過不足	26	28	29	33	33
量の見込み（4～6年生）	12	10	10	8	9
確保方策	22	22	22	22	22
過不足	10	12	12	14	13

<昭和・昭和北児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	53	51	46	42	42
確保方策	85	85	85	85	85
過不足	32	34	39	43	43
量の見込み（4～6年生）	21	20	18	16	16
確保方策	33	33	33	33	33
過不足	12	13	15	17	17

<郷原・郷原児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	22	18	16	14	13
確保方策	44	44	44	44	44
過不足	22	26	28	30	31
量の見込み（4～6年生）	6	5	5	4	4
確保方策	12	12	12	12	12
過不足	6	7	7	8	8

<安芸灘・蒲刈児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	12	11	12	9	11
確保方策	25	25	25	25	25
過不足	13	14	13	16	14
量の見込み（4～6年生）	7	7	7	6	7
確保方策	15	15	15	15	15
過不足	8	8	8	9	8

<川尻・川尻児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	53	52	50	45	40
確保方策	59	59	59	59	59
過不足	6	7	9	14	19
量の見込み（4～6年生）	19	18	17	16	14
確保方策	21	21	21	21	21
過不足	2	3	4	5	7

<音戸・波多見児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	39	37	33	30	30
確保方策	59	59	59	59	59
過不足	20	22	26	29	29
量の見込み（4～6年生）	12	12	11	10	9
確保方策	19	19	19	19	19
過不足	7	7	8	9	10

<音戸・音戸児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	13	11	10	10	10
確保方策	18	18	18	18	18
過不足	5	7	8	8	8
量の見込み（4～6年生）	14	13	11	11	12
確保方策	20	20	20	20	20
過不足	6	7	9	9	8

<倉橋・明德児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	7	7	6	6	6
確保方策	17	17	17	17	17
過不足	10	10	11	11	11
量の見込み(4～6年生)	10	10	8	8	8
確保方策	23	23	23	23	23
過不足	13	13	15	15	15

<倉橋・スマイル児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	5	4	4	4	3
確保方策	12	12	12	12	12
過不足	7	8	8	8	9
量の見込み(4～6年生)	3	3	3	2	2
確保方策	7	7	7	7	7
過不足	4	4	4	5	5

<安浦・安登つくし児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	13	12	12	11	12
確保方策	24	24	24	24	24
過不足	11	12	12	13	12
量の見込み(4～6年生)	8	8	8	7	8
確保方策	14	14	14	14	14
過不足	6	6	6	7	6

<安浦・さつき児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1～3年生)	46	43	40	39	36
確保方策	88	88	88	88	88
過不足	42	45	48	49	52
量の見込み(4～6年生)	17	16	15	14	13
確保方策	32	32	32	32	32
過不足	15	16	17	18	19

<豊・豊児童会>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	4	4	4	4	3
確保方策	53	53	53	53	53
過不足	49	49	49	49	50
量の見込み（4～6年生）	1	1	1	1	1
確保方策	11	11	11	11	11
過不足	10	10	10	10	10

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図る事業を行います。

令和4年児童福祉改正法により、努力義務とされた地域子育て相談機関の整備については、必要性や整備の在り方等今後検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園利用者の副食費相当額等を助成する事業を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を行います。

(14) 妊産婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して来所や訪問等による面談を行うことで、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	953人	905人
1組当たりの面談回数	3回	3回
面談実施合計回数	2,859回	2,715回

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	妊婦等

<全市>

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,937	2,859	2,787	2,721	2,664
確保方策 (こども家庭センター)	2,937	2,859	2,787	2,721	2,664
確保方策 (上記以外で業務委託)	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	出産後1年以内の産婦とその乳児

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(宿泊型)	33	32	31	30	30
確保方策(宿泊型)	33	32	31	30	30
量の見込み(日帰り型)	248	241	235	229	225
確保方策(日帰り型)	248	241	235	229	225
量の見込み(訪問型)	150	146	142	139	136
確保方策(訪問型)	150	146	142	139	136
過不足	0	0	0	0	0

(16) 子育て世帯訪問支援事業，要保護児童等に対する支援に資する事業

① 子育てヘルパー派遣事業

養育支援が必要と認められる世帯に対し，家事，育児等の援助を行うことにより，当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り，家庭の養育力の育成及び向上を支援するために，子育てヘルパーを派遣する事業です。

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	32	34	36	39
確保方策	30	32	34	36	39
過不足	0	0	0	0	0

② 児童家庭相談事業

児童虐待を始めとして，子どもを取り巻く問題は，複雑・多様化しており，問題が深刻化する前に早期に発見し，早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに，地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童対策地域協議会対象児童数	1,450人	1,459人	1,546人

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,760	1,880	2,010	2,150	2,300
確保方策(児童家庭相談事業)	1,760	1,880	2,010	2,150	2,300
過不足	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業

保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月から2歳の未就園児が保育施設等を時間単位で利用できる事業です。

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	概ね0歳（6ヵ月）～2歳

<全市>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（0歳児）	55	53	52	51	50
確保方策	55	53	52	51	50
過不足	0	0	0	0	0
量の見込み（1歳児）	48	55	53	52	51
確保方策	48	55	53	52	51
過不足	0	0	0	0	0
量の見込み（2歳児）	57	47	55	53	52
確保方策	57	47	55	53	52
過不足	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。

呉市では、支援対象児童等に対し、地域にある場所を活用し、気軽に立ち寄ることができるよう、食事や体験の提供を行い、適切な支援へつなぐ地域こどもの生活支援強化事業を実施していきます。

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施する事業です。

呉市では、グループワークによらない方法で、子育てに難しさを感じている保護者へ子どもとのよい関わり方を学び、楽しく子育てができるよう支援するためのペアレント・トレーニング講座を実施していきます。

第6章 こども施策の推進

第6章 こども施策の推進

1 こども・若者の意見反映

(1) こども基本法が定めていること

こども基本法には、第3条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

第三条（基本理念）

一・二（略）

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五・六（略）

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体（以下、「地方自治体」という。）に義務付けています。

こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) こども大綱が定めていること

こども大綱は、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしています。また、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

意見とは？

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すものではありません。こども基本法の「意見」はこどもの権利条約を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。

こどもの権利条約では、第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利（the right to express those views freely）」を定めています。その「意見」は、原文（英語）で「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。

(3) 意見反映の意義

子ども・若者に影響を与える施策について、子ども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることは、子ども・若者と社会にとって大きく2つの意義があります。

【意見反映の2つの意義】

1つ目の 意義	「子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」ことです。 子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、また子ども・若者の地域社会への愛着を育むことも期待されます。
2つ目の 意義	「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」ものです。

多くの大人が、子ども・若者とともに社会をつくるという認識をもち、より良い施策の実現と子ども・若者の自己有用感の向上という2つの意義のバランスを考慮しながら、幅広い年代の子ども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくるのが大切です。

(4) 子どもが意見を表明するための工夫

子どもたちが意見をもつための様々な工夫も重要です。多くの子ども・若者が意見をもち、それを言えるようになるには、幼少期から、家庭や学校、地域等において、日常的に「あなたはど
う思う？」と聴かれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていく必要があります。

児童の権利に関する条約は、児童を守られる対象であるだけでなく、権利の主体であると明確にし、全ての児童がもつ基本的人権を定めています。この条約のなかでも特に重要で各条文にまたがるいわゆる4つの原則がありますが、意見表明は、差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益と並ぶ原則の一つです。

子ども・若者に影響を与える施策について、子ども・若者自身の意見が聴かれ、反映することは、子どもの意見表明権を保障することの契機になります。子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで子ども・若者に関わる様々な場において子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成されることが期待されます。

ア 取組手法

子ども・若者への意見聴取については、施策の内容、目的などに加えて、意見を聴取する子どもの年代に応じた様々な手法を検討していく必要があります。

①ホームページやSNSの活用

ホームページ（市の公式及びくれ子育てねっと）やくれっこアプリ、市の公式LINEなどのSNSを活用し、子ども・若者に届きやすい情報発信に努めていきます。

また、子ども・若者にわかりやすい表現に留意し、動画を活用することも視野に入れて取り組んでいきます。

②対面形式での意見交換

ワークショップや座談会の開催などある程度の人数が集まって対面形式で行う意見交換については、意見交換の目的やテーマを明確にした上で、議論がしやすい環境を整えます。

また、円滑な進行や意見を出しやすい雰囲気づくりのためにファシリテーターを配置したり、小グループごとでの討議など様々な工夫を行います。

③こども・若者の居場所や活動の場へ出向いての意見聴取

放課後児童会や放課後子供教室、子どもの居場所づくりの活動現場などすでにある様々な居場所や活動の場へ実際に出向いて、意見を聴取していく手法も検討していきます。

また、より良い居場所になるように当事者であるこども・若者から意見を聴取する機会を設け、反映するよう努めます。

④審議会等へのこども・若者の参画

社会との接点が大きく拡大する18歳以上の若者については、審議会等に参加し、市政運営や施策決定に関わることで、若者の意見が反映される仕組みづくりに努めるため、委員への登用を検討していきます。

また、こどもについては、議題に応じてオブザーバーとして審議会等に参加したり、アンケートなどで聴取した意見を審議会等で検討するなど、主体的な参画を促進していきます。

イ 声を聴かれにくいこども・若者への配慮

こども・若者が抱えている困難性や特性、置かれている状況によってはこれらの前提が満たされておらず、声をあげづらい状況にあるこども・若者もいます。そのようなこども・若者は、様々な形で思いや願いを発しているにもかかわらず、意見を聴く側の配慮が足りないことで、声を聴かれにくい状況にあります。

そのため、それぞれの抱えている状況に合わせた配慮が必要となります。

①学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難な場合

不登校のこども、中退した若者、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラーやアクセスの難しい地域に住むこども・若者などについては基本的には、第三の居場所や支援団体等につながっているこども・若者を通じた意見聴取が考えられますが、そうした居場所等とつながりがなかったり、話せる場がないこども・若者に意見を聴くことも大切で、そういった存在も意識することが必要です。

②意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な場合

障害児・医療的ケア児や外国人のこども・若者などについては、意見が言語として表されていないからといって、意見がないわけではないという認識が必要です。意見を聴く時は、どんなこども・若者にも意思はあることを意識し、意見を聴くことに工夫が必要なことや、意見を伝えることに時間がかかるかもしれないことを理解し、意見表明をサポートすることや時間をかけて向き合うことが重要です。

また、言葉だけが表現の全てではないことを認識し、表情や身振り手振り、沈黙等、あらゆる意見の表明を受け止める準備が必要です。

③意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な場合

社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者や虐待を受ける、または受けたことがあるこども・若者、性的マイノリティのこども・若者、いじめを受ける、または受けたことがあるこども・若者などについては、意見を聴く場が安全で安心であるためには、意見を聴く目的や聴いた意見をどう使うのかを伝え、「あなたの意見を生かしたい」、「あなたのためにもなると思っているので、できるだけ協力してほしい」という気持ちを示すことが大切です。

④言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（思いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児の場合

乳幼児期のこども（0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児）については、おとなが思っている以上に様々なことを理解していることが多いものの、その表現は幼いため、おとなは「まだわからない」と判断してしまいがちです。乳幼児だから話してもわからないだろう、乳幼児だから大した意見をもっていないだろう、という先入観を取り払い、一人の人間として向き合うことが必要です。

また、意見を言う際に、考えがまとまらなかったり、言葉として表現するのに時間がかかったりしてしまうことがあります。おとなが答えを誘導してしまわないように、「待つ」ことが重要です。

（5）こども基本法上のこども施策

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。

こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者であると考えられます。

そのため、市役所の各部署が全庁を挙げてこども・若者の意見表明の機会を確保することが必要です。

また、こども・若者の意見を聴き反映する場面は、例えば次のようなことが想定されます。

- 現状の施策について希望や課題、ニーズを聞く
 - どのように課題を解決するかアイデアを募る
 - こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする
 - 施策や事業を評価してより良くする
- など

(6) 意見の反映・フィードバック

意見の反映は、こども・若者の声を真剣に受け止めて、何がこども・若者にとって一番よいことかを考えることから始まります。

意見を聴いただけで終わらせることは、始めから結論が決まっている「参考扱い」、当事者であるこども・若者の声を聴いたという「形」を作っただけと言われても仕方ありません。

形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。

逆に、意見がしっかり受け止められた、自分たちの意見でより良い変化が生まれたと感じることができれば、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながり、政策がより良くなること以上の意義が生まれます。

また、意見の反映方法については、意見を聴き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、文章等を公開することのほか、こども・若者が直接、施設運営や施策決定に関わるという反映方法が考えられます。

さらに、意見が取り入れられた場合や意見が取り入れられなかった場合の理由や経過を意見表明したこども・若者へフィードバックし、相互理解を深めます。フィードバックは、意見を表明した人への誠実な説明の観点からも、こども・若者に学びの機会をつくることや自己有用感を向上する観点からも重要です。

自分の意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へとつながります。

また、こどもに意見を聴くことは、こどもの言う通りにするというものではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要があり、予算や期間、体制などの制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また、意見を表明したこども・若者の年齢や発達に応じて、出された意見を考慮し対話する場を作ることです。

以上のような意見表明や反映の意義や視点を踏まえ、次に示す計画の推進体制の中でその手法や仕組みについて議論をし、検討を進めていきます。

2 推進体制

(1) くれ こどもまんなか推進協議会（仮称）

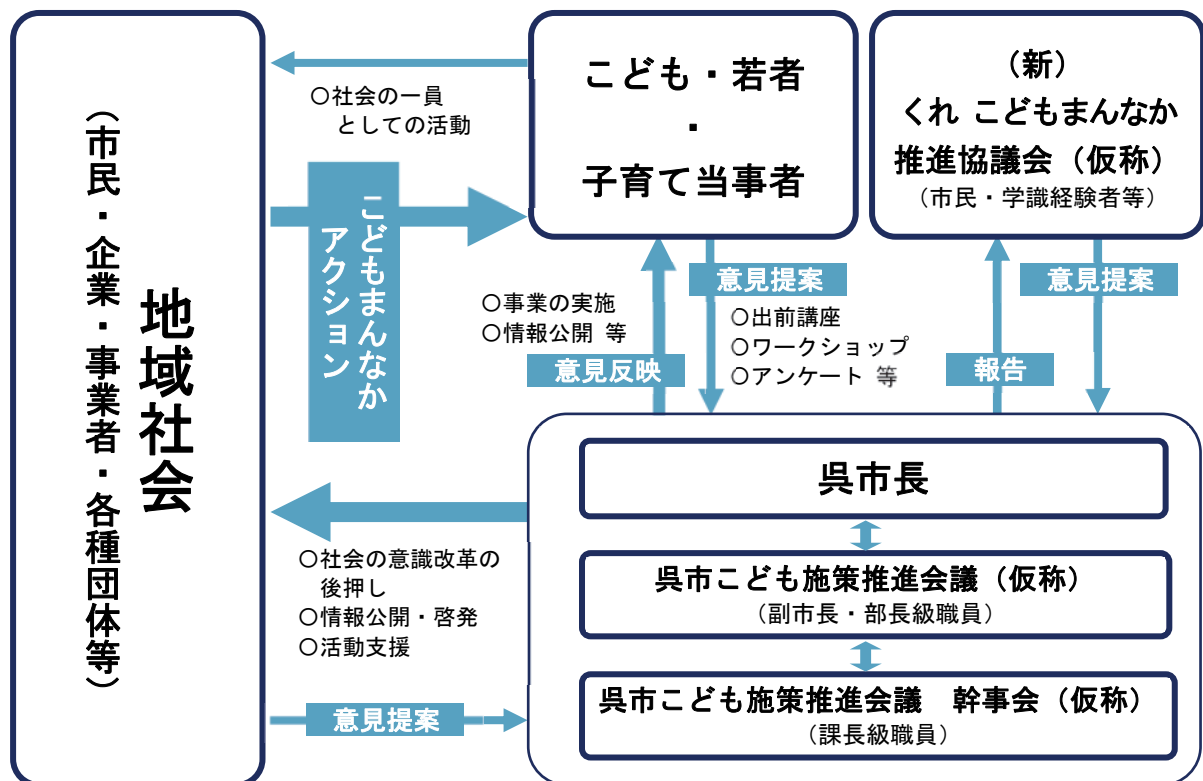
こども基本法第13条第3項に基づき、市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「くれ こどもまんなか推進協議会（仮称）」を新たに設置し、こども施策の推進に向けての協議・意見交換を行います。

(2) 呉市こども施策推進会議（仮称）

第1順位の副市長を会長、第2順位の副市長を副会長、関係部長級職員を委員とする「呉市こども施策推進会議（仮称）」を設置し、市におけるこども施策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 社会全体での取組

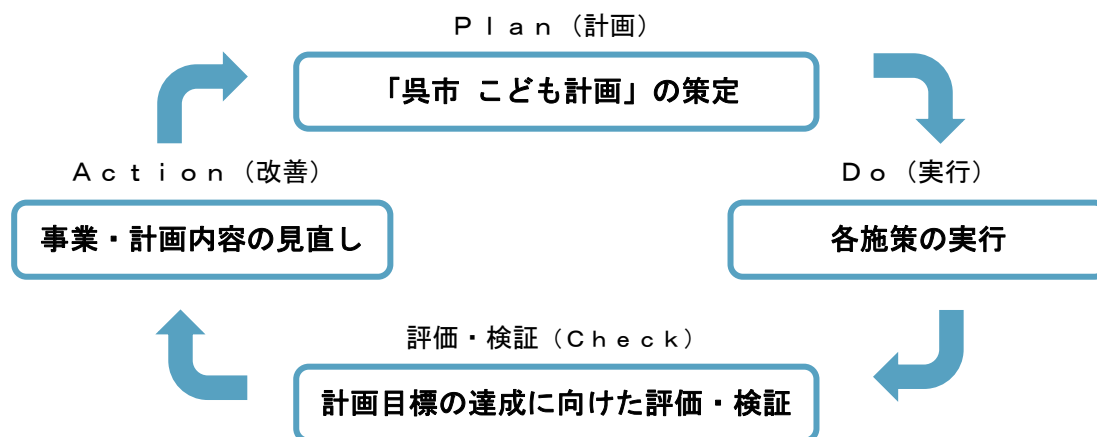
こどもまんなかキャンペーンを通して、「こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、社会全体（市役所や企業、事業者、家庭、地域社会、学校、こどもや子育て世帯に出会う全ての市民など）の意識改革を後押ししていきます。



3 進捗の管理・評価

今後は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込」や「確保方策」については、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。



4 施策の進捗状況を検証するための指標

基本目標	指標	現状値	目標値
基本目標 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	「自分は価値のある人間だと思う」割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：62.4% 中学2年生：65.4%	小学5年生：80.0% 中学2年生：80.0%
	「自分には自分らしさというものがある」と思う割合 ※2 16歳～30歳若者	84.0%	100%に近づける
	「子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じているか」に対し、感じていると回答した割合 ※3 子育て当事者	26.3%	70.0%
基本目標 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	「自分の将来が楽しみだ」と思う割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：81.1% 中学2年生：65.6%	小学5年生：100%に近づける 中学2年生：80.0%
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思っている児童・生徒の割合 ※4 小学6年生・中学3年生	小学6年生：83.5% 中学3年生：73.5%	小学6年生：90.0% 中学3年生：80.0% ※呉市教育振興基本計画(R4～R8)の目標値
基本目標 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	「子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか」に対し、いない/ないと回答した割合 ※3 子育て当事者	6.0%	0%に近づける
	妊婦・乳幼児健康診査事業の3歳児健康診査受診率	97.2%	100%に近づける
基本目標 4 こどもの貧困対策	「子どもが将来大学以上の進学」と思う割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：28.9% 中学2年生：37.5%	小学5年生：36.7% 中学2年生：45.3%
	「生活の満足度」10段階で6以上の割合 ※1 小学5年生・中学2年生の保護者	小学5年生：62.1% 中学2年生：58.3%	小学5年生：73.6% 中学2年生：67.9%
基本目標 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援	障害があることを理由に差別された経験がある割合 ※5 障害児等の保護者	22.1%	0%に近づける
	児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数(人/月)	1,181件 (令和5年度末)	1,570件 (令和11年度末)

※1：子供の生活に関する実態調査

※2：子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査

※3：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

※4：全国学力・学習状況調査

※5：障害福祉計画等のためのアンケート調査(児童)

基本目標	指標	現状値	目標値
基本目標 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	「ヤングケアラー」という言葉について「聞いたことがあり、内容も知っている」割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：4.5% 中学2年生：14.1%	小学5年生：50.0% 中学2年生：50.0%
	児童家庭相談件数	2,317件 (令和5年度末)	3,440件 (令和11年度末)
基本目標 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	「あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか」に対し、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：3.8% 中学2年生：5.8%	0%に近づける。
	「悩みや心配ごとある時は、だれに相談していますか。」に対し、「誰にも相談しない」と回答した割合 ※2 16歳～30歳若者	9.9%	0%に近づける。
	自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している児童・生徒の割合 ※6 呉市小学生・中学生	小学校：91.0% 中学校：93.1%	小学校：100% 中学校：100% ※呉市教育振興基本計画(R4～R8)の目標値
基本目標 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援	「平日に定期的に利用している教育・保育事業への満足度」に対し、「満足している」と回答した割合 ※3 子育て当事者	84.7%	100%に近づける
	「子育ての環境や支援への満足度」に対し、「満足している」と回答した割合 ※3 子育て当事者	26.6%	50.0%
基本目標 9 学童期・思春期の支援	「自分のことが好きだ」と思う割合 ※1 小学5年生・中学2年生	小学5年生：69.4% 中学2年生：64.0%	小学5年生：80.0% 中学2年生：80.0%
	不登校児童・生徒の割合	小学校：2.0% 中学校：7.2% (令和5年度)	小学校：0.5% 中学校：2.0% ※呉市教育振興基本計画(R4～R8)の目標値
基本目標 10 青年期の支援	「自分の将来について希望がある」と思う割合 ※2 16歳～30歳若者	74.2%	80.0%
	「今後も呉市に住み続けたい」と思う割合 ※2 16歳～30歳若者	35.7%	70.0%

※1：子供の生活に関する実態調査

※2：子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査

※3：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

※4：全国学力・学習状況調査

※5：障害福祉計画等のためのアンケート調査(児童)

※6：「呉市学校防災週間」取組内容調査

基本目標	指標	現状値	目標値
基本目標 11 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答した割合 ※1 <small>小学5年生・中学2年生の保護者</small>	小学5年生：23.6% 中学2年生：23.6%	0%に近づける。
	新婚・子育て世帯が新築住宅や中古集合住宅を購入・居住する場合に、購入費の一部を助成する件数	13件 (令和5年度末延べ件数)	140件 (令和11年度末延べ件数)
基本目標 12 地域子育て支援、家庭教育支援	「子育て支援センターを利用したことがある」割合 ※3 <small>子育て当事者</small>	53.7%	100%に近づける
	くれっこアプリの登録者数	3,274件	8,000件
基本目標 13 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	「子育てに関して、夫婦で分かちあっていると実感している」割合 ※3 <small>子育て当事者</small>	70.3%	80.0%
	「父親が育児休業を取得した(取得中である)」割合 ※3 <small>子育て当事者</small>	16.3%	50.0%
基本目標 14 ひとり親家庭への支援	現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答したひとり親世帯の割合 ※1 <small>小学5年生・中学2年生の保護者</small>	小学5年生：44.8% 中学2年生：42.7%	小学5年生：20.9% 中学2年生：21.1%
	母子・父子自立支援プログラム策定件数 (H26年度からの延べ件数)	472件 (令和5年度末延べ件数)	830件 (令和11年度末延べ件数)

資料編

資料編

1 呉市こども計画の策定経緯

年度	開催期日		会議名称等	内 容
	月	日		
令和5年度	6月19日～ 7月18日		呉市子供の生活に関する実態調査の実施 ※対象：呉市立の学校に通う小学5年生1,620名とその保護者1,620名、及び 中学2年生1,615名とその保護者1,615名	
	7月5日		令和5年度 呉市保健福祉審議会	・第3期呉市子ども・子育て支援事業計画等の策定について（諮問）
	12月15日		令和5年度 第1回 子ども・子育て会議	・第3期呉市子ども・子育て支援事業計画等の策定について ・第3期呉市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について ・呉市子ども・若者調査について
	1月5日～ 2月13日		子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 ※対象：市内の未就学児童が属する3,000世帯	
	1月22日～ 2月20日		子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査の実施 ※対象：市内の16歳から30歳以下の市民2,000名	
	令和6年度	5月4日		追加調査の実施（こども・若者からの意見聴取） ※呉ポートピアパークで開催した「呉子ども祭」の会場内にブースを設置し、 こどもや若者（未就学児・小学生・中高生等）からの意見を直接聴取
5月22日			令和6年度 第1回 子ども・子育て会議	・呉市こども計画に関する各種調査結果の報告と今後の計画策定の流れについて ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査について ・子供の生活に関する実態調査について
6月24日			呉市議会民生委員会	・呉市こども計画に関する各種調査結果の報告と今後の計画策定について
7月23日			令和6年度 第1回 呉市こども計画策定連携会議	
8月15日			令和6年度 第2回 呉市こども計画策定連携会議（書面審議）	
9月6日			令和6年度 第2回 子ども・子育て会議	・呉市こども計画の骨子（案）について
9月9日			呉市議会民生委員会	・呉市こども計画の骨子（案）について
9月10日			令和6年度 第3回 呉市こども計画策定連携会議（書面審議）	
9月25日			令和6年度 第4回 呉市こども計画策定連携会議（書面審議）	
10月10日			令和6年度 第5回 呉市こども計画策定連携会議（書面審議）	
10月29日			令和6年度 第6回 呉市こども計画策定連携会議（書面審議）	
11月5日			令和6年度 第7回 呉市こども計画策定連携会議	

開催期日		会議名称等	内 容
年度	月日		
令和6年度	11月14日	令和6年度 第1回 幼児教育・保育小部会	・第3期呉市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について
	12月6日	令和6年度 第3回 子ども・子育て会議	・呉市こども計画（案）について ・呉市こども計画（案）に対する市民からの意見募集について
	12月13日	呉市議会民生委員会	・呉市こども計画（案）について ・呉市こども計画（案）に対する市民からの意見募集について
	12月18日～ 1月16日	パブリックコメント（呉市こども計画（案）に対する市民からの意見募集）	
	1月28日	令和6年度 第4回 子ども・子育て会議	・呉市こども計画（案）について ・呉市こども計画（案）に対する市民からの意見募集の結果について
	2月6日	令和6年度 呉市保健福祉審議会	・呉市こども計画（案）について（答申）
	3月7日	呉市議会民生委員会	・呉市こども計画（案）について ・呉市こども計画（案）に対する市民からの意見募集の結果について

2 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画がより良いものとなるよう、計画案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集期間等は次のとおりで、いただいた意見等を参考にしながら、計画を策定しました。

項 目	内 容
公 表 日	令和6年12月18日（水）
意 見 募 集 期 間	令和6年12月18日（水）から令和7年1月16日（木）まで（30日間）
計 画 案 の 周 知 方 法	ア 呉市ホームページへの掲載 イ 呉市役所本庁舎3階こども支援課窓口、1階シビックモール及び市民センター（支所）窓口における配付 ウ くれっこアプリ、呉市公式X（旧Twitter）等で周知
意 見 の 提 出 方 法	郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（こども支援課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出
意 見 数	提出7名
意 見 の 公 表 場 所	ア 呉市ホームページへの掲載 イ 呉市役所本庁舎3階こども支援課窓口、1階シビックモール及び市民センター（支所）窓口 ウ くれっこアプリ、呉市公式X（旧Twitter）等

3 呉市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	団体・機関役職名	備考
山内 京子	広島文化学園大学 看護学部長	会長
佐藤 光子	呉市女性連合会 会長 呉市赤十字奉仕団 委員長	副会長
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会 会長	
河野 隆司	呉市社会福祉協議会 事務局長	
若野 文江	呉市保育連盟 会長	
辻 佑子	呉市教育委員会 教育委員	
脇原 園美	呉市PTA連合会 副会長	
兼田 弥生	呉市すこやか子育て協会 センター長	
平原 弘史	一般社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
水野 尊文	一般社団法人呉市歯科医師会 理事	
守屋 真	一般社団法人呉市医師会 理事	
三戸 初人	呉市子ども会連合会 会長	
徳永 玲子	呉市手をつなぐ育成会 副会長兼常務理事	
佐藤 正則	呉商工会議所 振興部 部長	
大久保 千夏	連合広島呉地域協議会 特別幹事・女性委員長	～令和 6.5.12
角 有紗	連合広島南部地域協議会呉地区連絡会 特別幹事・女性委員長	令和 6.5.13～
岡野 かすみ	広島県西部こども家庭センター 相談援助第一課 相談援助係 係長	
横山 真澄	呉市立小学校 校長会 会計監査	～令和 6.5.12
高越 久美子	呉市立小学校 校長会 会計監査	令和 6.5.13～
高橋 伸治	呉市教育委員会 教育部 部長	～令和 6.5.12
石川 直之	呉市教育委員会 教育部 部長	令和 6.5.13～

4 幼児教育・保育小部会（名簿）

氏名	団体・機関役職名	備考
熊谷 栄治	一般社団法人呉市私立幼稚園協会 理事長	
平原 弘史	一般社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
原田 俊二	一般社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
若野 文江	呉市保育連盟 会長	
高田 英之	呉市保育連盟 副会長	

5 呉市こども計画策定連携会議委員名簿

会長	こども部副部長	
委員	復興担当課長（兼）企画課長 総務課長 財政課長 地域協働課長 文化振興課長 福祉保健課長 障害福祉課長 地域保健課長 こども支援課長	環境政策課長 商工振興課長 農林水産課長 都市計画課長 土木総務課長 教育総務課長 消防局消防総務課長 上下水道局上下水道総務課長

6 基礎データ

施設一覧（保育所，幼稚園，認定こども園，放課後児童会，呉市立小・中学校等の一覧）
最新の子育て施設やサービス施設，呉市立小・中学校の一覧は，「くれ子育てねっと」に掲載されています。

※くれ子育てねっと URL：
<https://kure-kosodate.com/service/support-plan/>



7 用語解説

【あ行】

ICT（アイシーティー）

情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

アーバンスポーツ

街中の遊びの中から生まれた都市型スポーツのことで、種目としては、BMXフリースタイルやスケートボード、パルクール、ローラーフリースタイル、ブレイキンなどがある。

育児休業制度

労働者が、その養育するこどもが1歳（保育園に入所できないなど、一定の場合は2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障する制度。

一時預かり事業

就学前児童が、一時的に家庭での保育が困難となる場合に保育所等で一時的に預かる事業。

医療的ケア児

病気や障害のために特定の医療的ケアが必要なこども。

ウェルビーイング(Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

ウォーカーブルなまちづくり

「居心地が良く歩きたくなる」という意味。車中心から人中心の空間づくりを行い、人々の交流や滞在を促進することで、都市の魅力を向上させ、まちなかのにぎわい創出につなげていくまちづくりの取組。

AI（エーアイ）

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。

延長保育事業

就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業。

【か行】

家庭的保育事業（地域型保育事業の一つ）

家庭的保育者がその自宅等において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業。

義務教育学校

小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校。

教育・保育事業

いわゆる幼稚園や保育所・認定こども園等で行われる教育・保育サービス等。

居宅訪問型保育事業（地域型保育事業の一つ）

保護者の自宅で1対1できめ細やかな保育を行う事業。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（気付き、声を掛け、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる。

校内SSR（スペシャルサポートルーム）

不登校等及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒を支援するために学校内に設置。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

広域入所

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、住所を有する市町村以外の市町村に所在する保育施設等へ入所すること。

子ども・子育て関連3法

次の3つの法律のことを指す。

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定子ども園法の一部改正
- ③子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども家庭センター

母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う。

子ども基本法

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

子ども大綱

子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため策定された計画であり、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

子ども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、2023年12月に策定された。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰も

がこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。

こどもまんなかアクション

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組。

こどもまんなか応援サポーター

それぞれが考える「こどもまんなか」なアクションを自ら実践し、発信する個人・企業・事業者や各種団体のこと。

子ども・子育て支援給付

「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「子どものための現金給付」の総称。

- ①子どものための教育・保育給付
施設型給付（幼稚園、保育所、認定子ども園）と地域型保育給付（地域型保育事業）があり、それぞれの事業実施に係る財政支援。
- ②子育てのための施設等利用給付
施設等利用費として、施設型給付に移行していない幼稚園（私学助成を利用する幼稚園）や預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る財政支援。
- ③子どものための現金給付
児童手当のこと。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。

【さ行】

産業別就業構造

一国の労働力の存在形態を就業状態の視点からとらえたもので、就業者が産業別にみてどのような分布状況になっているかを示したものの。

第一次産業は農業、林業、漁業等。第二次産業は製造業等。第三次産業は商業、運輸業、通信業、サービス業等。

支給認定

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要がある（支給認定の区分は21頁参照）。

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約。

小規模保育事業（地域型保育事業の一つ）

少人数（定員6～19人）を対象にきめ細やかな保育を行う事業。

事業所内保育事業（地域型保育事業の一つ）

事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行う事業。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に要する費用及び、②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

潜在保育士

勤務経験のあるなしに関わらず、保育士の資格を持ちながら、保育の現場に就業していない人をいう。

【た行】

待機児童

調査日時点において保育の必要性が認められ、保育所等に利用申込をしたが、「定員超過等」により保育所等を利用できない状態にある児童をいう。

体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供するものとして、新たに市が認可を行う保育事業。少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を対象としており、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

地域において、乳幼児及びその保護者が、相互に交流等を促進する拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消や児童の健全な育ちを支援する事業。

特定教育・保育施設等

市が確認した保育所、幼稚園、認定こども園のことで、施設型給付、地域型保育給付の対象施設。

特定地域型保育事業

市が確認した地域型保育事業(家庭の保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)で行われる保育サービス等のこと。

共育で

家庭内で夫婦(パートナー同士)が協力し合って家事、育児に取り組むこと。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと、以下の4つのタイプがある。

①幼保連携型

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。

②幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所的な役割を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

③保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な役割を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

病児保育事業

病児・病後児(対象年齢:0歳児(6か月児)から小学校6年生まで)を、病院等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育等をする事業。

フードパントリー

食材を無料配付する活動。子育て世帯、母子家庭、一人暮らしの高齢者、経済的困窮者などを主な対象としている。

フードドライブ

家庭などで食べきれないで余っている食品を持ち寄り、施設などに提供・寄附する活動。

ペアレントトレーニング

親がこどもの子育てに必要な知識やスキルを学ぶためのプログラム。専門家の指導の下で、実践的なトレーニングやサポートが行われる。

保育所

就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設。

保育標準時間・保育短時間

保育を必要とする事由や保護者の就労時間に応じて保育標準時間と保育短時間に分かれる(認定される)。

①保育標準時間

保育時間は8~11時間で、保護者の就労時間がどちらも月120時間を超える場合などに保育標準時間認定となる。

②保育短時間

保育時間は8時間が上限で、保護者の就労時間がどちらかが月120時間~48時間の場合などに保育短時間認定となる。

どちらも保育時間の限度を超えて、さらに保育を利用する場合は、延長保育(有料)となる。

放課後子供教室

放課後や週末にこどもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。文部科学省が主導。

放課後児童会

放課後児童健全育成事業として、保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に、小学校児童を放課後から夕方まで預かり、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童支援員等が遊びと生活の指導を通して児童の健全育成を行うもの。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユースワーカー

若者の自立と成長の促進を援助し、力を引き出し、社会における若者の居場所を確立するためにサポートをする専門家。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より実施された幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる制度。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。

幼稚園の預かり保育

教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）において預かり保育を行う事業。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な保護を図るため、医療・警察・児童委員・教育・保健・福祉等の関係機関がこどもに関する情報や考え方を共有し、連携の下に適切な保護や支援を行うための組織。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

リカレント教育

学校教育からいったん離れた社会人が仕事で求められる能力を磨く学び直しのこと。

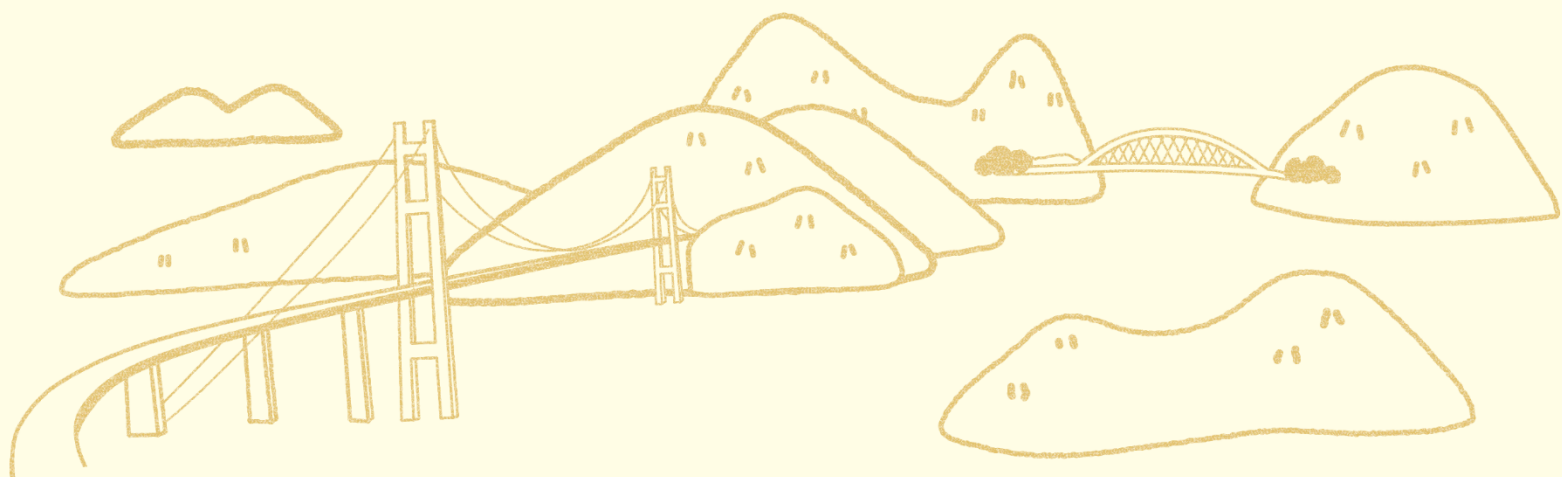
療育

障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる発達に関する支援のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



呉市 こども計画

令和7年3月発行

発行 呉市 こども部 こども支援課
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
TEL:0823-25-3254 FAX:0823-24-6720
E-mail:kodosien@city.kure.lg.jp
